南島原市サテライトオフィスに関する

第三者委員会

報告書

令和８年８月３１日

南島原市サテライトオフィスに関する第三者委員会

委員長　　弁　護　士　　大田　真和

副委員長　弁　護　士　　安永　大乗

委員　　公認会計士　　八幡　秀昭

目　　次

第１　当第三者委員会の設置目的、構成及び調査方法
・・・・・・・・・・・・１～２
１　当第三者委員会の設置目的、構成及び報酬額　・・・・・・・・１
２　調査方法　・・・・・・・・・・１
３　当第三者委員会の期日　・・・・・・・・・・１
４　本調査報告書の構成　・・・・・・・・・・２
第２　事実認定　・・・・・・・・・・・・２～１１
１　人物等の表記　・・・・・・・・・・２
２　みずなし本陣土地建物売買等　・・・・・・・・・・２
(1) 道の駅みずなし本陣の土地売買
(2) 南島原市副市長Ａ氏及び商工観光課観光振興班長Ｂ氏からの株式会社エバーグリーンに対する貸付
３　事業認定まで　・・・・・・・・・３
(1) 予算関係
(2) 事業計画の提出、採択、交付決定、事業認定
(3) 株式会社エバーグリーンと元請会社Ｄ社との請負契約等
４　概算払及び委任払に至る経緯　・・・・・・・・・５
(1) 株式会社エバーグリーンから市への相談
(2) 概算払の条文を新設する要綱改正
(3) 委任払に至る経緯
(4) 会計課の対応
(5) 支出行為、振込金の行方
第３の１　大田委員による評価及び提言　・・・・・・・・・・・・１１～２０
１　南島原市サテライトオフィスに関する補助金の事務処理等（以下「本件」という。）に関する評価　・・・・・・・・・１１
(1) 概算払で補助金交付することとした判断に対する評価
(2) 概算払に加えて委任払で補助金交付することとした判断に対する評価
２　本件に関する提言　・・・・・・・・・１７
(1) 弁護士実務経験に基づく提言の前提
(2) 提言①
(3) 提言②
(4) 提言③
(5) 提言④
(6) 提言⑤
第３の２　八幡委員による評価及び提言　・・・・・・・・・・・・２０～２９
１　本件に関する評価　・・・・・・・・・２０
(1) 倫理条例及び倫理規程について
(2) 「支出命令書」（令和５年８月 29 日決裁）の専決について
(3) 委任払の不適切な事務手続について
２　本件に関する提言　・・・・・・・・・２４
(1) 職員倫理規程の改定について
(2) 内部統制制度の導入と実施について
３　引用資料　・・・・・・・・・２６
○南島原市職員倫理規程（抜粋）
○南島原市長等政治倫理条例（抜粋）
○「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（抜粋）
第３の３　安永委員による評価及び提言　・・・・・・・・・・・・２９～３４
１　本件の特徴　・・・・・・・・・・２９
２　組織的な問題　・・・・・・・・・・３０
３　本件において重視すべき事項　・・・・・・・・・・３０

(1) 貸付金の存在
(2) 極めて異例な支払方法
(3) 検討過程の記録不足
(4) 小括
４　本件に関する提言　・・・・・・・・・・・３１
(1) 補助事業者との利害関係を事前に確認する仕組み作り
(2) 経過メモの作成
(3) 補助事業者の資力・補助事業遂行能力の調査の強化
(4) 補助金交付後管理（追跡調査）の実施
(5) 「おかしい」と言える組織風土の形成
５　結論　・・・・・・・・・・・３４
第３の４　当第三者委員会の評価及び提言　・・・・・・・・・・・３５
第４　委員会開催経過　・・・・・・・・・・・３６
第５　第三者委員会委員名簿　・・・・・・・・・・・３６
認定証拠書類関係　・・・・・・・・・・・３７～１１９
①：みずなし本陣土地建物売買契約書・・・・・・・・・３７
②：金銭消費貸借契約書　・・・・・・・・・４２
③：総務部長査定　令和５年度当初予算（案）再要求書・４６　※③-1～③-3
④：「地方創生テレワーク事業計画（施設整備・利用促進事業）
の提出について」と題する起案書・・・・・・・・・６５
⑤：当時のメール、交付対象事業一覧・・・・・・・・・７７
⑥：デジタル田園都市国家構想交付金
（デジタル実装タイプ）交付申請書・・・・・・・・８２
⑦：デジタル田園都市国家構想交付金
（デジタル実装タイプ）交付決定通知書・・・・・・８５
⑧：サテライト要綱（改正前）告示第６３号・・・・・・８８
⑨：「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金
にかかる事業計画認定について」と題する起案書、
事業計画認定申請書　・・・・・・・・９１
⑩：事業計画認定書（指令５南商第４号）　・・・・・・９９
⑪：「南島原市サテライトオフィス等開設支援
事業補助金の交付決定について」と題する起案書、
南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金
交付申請書　・・・・・・・・・１００
⑫：南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金
交付決定通知書（指令５南商第４号)、
支出負担行為書　・・・・・・・・・１０２
⑬：工事請負契約書　・・・・・・・・・１０４
⑭：サテライト要綱（改正後）令和５年告示１１９号・・１０５
⑮：「南島原市サテライトオフィス等開設支援
事業補助金に係る協議書」と題する書面・・・・・・１０８
⑯：「見積書訂正の件」と題するメール　・・・・・・１０９　※⑯-1～⑯-2
⑰：「確認書」と題する書面　・・・・・・・・・１１１
⑱：「委任状」　・・・・・・・・・１１２
⑲：商工観光課　業務フォルダ内データ・・・・・・・・１１３
⑳：「南島原市サテライトオフィス等開設支援
事業補助金の概算払い（１回目）について
（伺い)」と題する起案文書　・・・・・・・・・１１４
㉑：支出命令書（関係書類含む）　・・・・・・・・・１１６
添付資料　・・・・・・・・・・・１２０～１２８
「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（抜粋）

第１　当第三者委員会の設置目的、構成及び調査方法

１　当第三者委員会の設置目的、構成及び報酬額

当第三者委員会が設置された目的について、南島原市サテライトオフィスに関する第三者委員会条例第１条に、「南島原市サテライトオフィスに関する補助金の事務処理等（以下「本件」という。）に関して、調査、検証及び評価（以下「調査等」という。）を行うこと」とされている

構成委員（第３条）は、弁護士２名（大田委員、安永委員)、公認会計士１名（八幡委員）の３名である。

各委員の報酬額（附則第３項）は、委員会期日の日額１万 5,000 円であり、期日外における資料検討及び本報告書作成の業務に対する報酬はない。

２　調査方法

当第三者委員会は、日弁連作成の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針について」等を参照しながら、主に以下の方法により調査を行った。

①　市の関係部署に保存されている関係資料（電磁的記録含む）の検討

②　市長、副市長、市職員及び関係者に対するヒアリング（書面による質問含む)。なお、以下、役職は当時のものを記載する。

③　市職員及び関係者から提出のあった資料の検討

３　当第三者委員会の期日

当第三者委員会の期日は、令和７年３月 26 日（第１回）から令和８年８月 31 日（第 23 回）まで、毎回約２時間、全 23 回である。

各期日において、委員全員で、上記条例第１条の定める調査及び検証を行った。

各期日の概要は、南島原市のウェブページ「南島原市サテライトオフィスに関する第三者委員会」掲載の庶務作成「委員会結果概要」を参照していただきたい。

４　本調査報告書の構成

下記「**第２　事実認定**」は、安永委員による起案を、委員全員で委員会期日に協議し、大田委員により文章表現等の修正を行ったものである。各委員の事実認定は、大筋において相違はなかった。

下記「**第３の１　大田委員による評価及び提言**」「**第３の２　八幡委員による評価及び提言**」「**第３の３　安永委員による評価及び提言**」は、各委員による起案を掲載した。各委員において、上記条例第１条の定める評価及び再発防止のための提言を行った。

第２　事実認定

１　人物等の表記

本件に関する人物等の表記は、すでに南島原市ウェブページ、新聞等で公知されているものを除き、プライバシー等に配慮して、以下のとおり、本件当時の役職名等及びアルファベットで表記する。

２　みずなし本陣土地建物売買等

(1)　道の駅みずなし本陣の土地売買

令和４年 11 月下旬、株式会社エバーグリーンは、道の駅みずなし本陣ふかえの跡地である南島原市深江町丁字川原尻及び同上辛木崎所在の土地建物を株式会社みずなし本陣から購入する売買契約を締結した（認定証拠①：みずなし本陣土地建物売買契約書）。

(2)　南島原市副市長Ａ氏及び商工観光課観光振興班長Ｂ氏からの株式会社エバーグリーンに対する貸付

貸付の理由については、同年 11 月 16 日の株式会社みずなし本陣臨時取締役会において、「道の駅みずなし本陣」の跡地を 11 月 30 日に株式会社エバーグリーンへ売却することが決定された。しかし、株式会社エバーグリーンは売却日までに購入資金を調達することが困難である状況に陥り、副市長Ａ氏に相談した。この相談を受け、副市長Ａ氏は観光振興班長Ｂ氏にも資金援助を求め、結果として両者は「道の駅が無くなるのを止めなければならない」という共通の考えから、株式会社エバーグリーンに購入資金の貸付を行ったとのことである（Ａ氏、Ｂ氏のヒアリング）。

３　事業認定まで

(1)　予算関係

令和５年１月 18 日、総務部長査定において、予算要求（認定証拠③-1 総務部長査定：令和５年度当初予算（案）再要求書）について、ゼロ査定となった。

令和５年２月１日、市長査定において、予算要求（認定証拠③-2 市長査定：令和５年度当初予算（案）再要求書）について、デジタル田園都市国家構想交付金として 110,808 千円、うち国庫支出金 55,404 千円、一般財源として 55,404 千円とされた。「再要求のとおりとする」と判断された（認定証拠③-3 歳出予算査定通知書・歳入予算査定通知書・令和５年度南島原市一般会計予算（当初））。

(2)　事業計画の提出、採択、交付決定、事業認定

令和５年１月 25 日、地方創生テレワーク事業計画書が株式会社エバーグリーンから提出され、県経由で内閣府に提出された（認定証拠④「地方創生テレワーク事業計画（施設整備・利用促進事業）の提出について」と題する起案書）。

同年３月９日、内閣府より、デジタル田園都市国家構想交付金を

採択された（認定証拠⑤当時のメール・交付対象事業一覧）。

同年３月 14 日、南島原市長Ｃ氏から、内閣総理大臣宛に、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）の交付金 52,300 千円の交付申請が行われた（認定証拠⑥デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付申請書）。

同年４月１日、金 52,300 千円の交付決定がなされた（認定証拠⑦デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付決定通知書）。

同年４月 11 日、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱が告示された（認定証拠⑧サテライト要綱（改正前）告示第６３号）。

同年５月 18 日、株式会社エバーグリーンより、100,600 千円の事業計画認定申請（認定証拠⑨「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金にかかる事業計画認定について」と題する起案書、事業計画認定申請書）が行われた。

同年５月 24 日、南島原市長Ｃ氏より、株式会社エバーグリーンに対し、事業計画認定が通知された（認定証拠⑩事業計画認定書（指令５南商第４号））。

同年５月 26 日、株式会社エバーグリーンより、補助金の交付申請が行われた（認定証拠⑪「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の交付決定について」と題する起案書、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付申請書）。

同年５月 30 日、南島原市長Ｃ氏は、同交付決定をした（認定証拠⑫南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定通知書（指令５南商第４号）・支出負担行為書）。

(3)　株式会社エバーグリーンと元請会社Ｄ社との請負契約等

同年７月４日、株式会社エバーグリーンは元請会社Ｄ社との間で、サテライトオフィス工事について、請負代金 9,900 万円（消費税込み)、請負代金の支払時期を「契約成立の時に」全額、着工同年７月４日、完成同年９月 27 日、引渡同年９月 30 日とする請負契約を締結した（認定証拠⑬工事請負契約書、株式会社エバーグリーンの取締役Ｅ氏、元請会社Ｄ社の代表取締役Ｆ氏のヒアリング)。

元請会社Ｄ社は、建設業許可の関係で、500 万円以下の工事しか受注できなかった。(Ｆ氏のヒアング)。

元請会社Ｄ社の代表取締役Ｆ氏によると、元請会社Ｄ社は、Ｇ氏（市の把握している情報では整体師）から、同工事を持ち掛けられたとのことである（同上)。

元請会社Ｄ社の代表取締役Ｆ氏によると、元請会社Ｄ社は、Ｇ氏とＨ氏（市の把握している情報では人材派遣業者）から、同工事の下請会社としてＩ株式会社を紹介されたとのことである（同上)。

元請会社Ｄ社の代表取締役Ｆ氏によると、元請会社Ｄ社は、Ｇ氏から、株式会社エバーグリーンとの同工事請負契約は代金一括払いとするよう話があったとのことである（同上)。

株式会社エバーグリーンの取締役Ｅ氏によると、同年７、８月頃、事業資金の融資をする金融機関を探していたが、見つからなかったとのことである（Ｅ氏のヒアリング)。

４　概算払及び委任払に至る経緯

(1)　株式会社エバーグリーンから市への相談

同年７、８月、株式会社エバーグリーンの取締役Ｅ氏は南島原市に対し、事業資金の相談を行った。

株式会社エバーグリーンの取締役Ｅ氏によると、市役所の応接室

において、市長Ｃ氏、副市長Ａ氏と話し、Ｅ氏は事業資金の融資をしてくれる機関を紹介してほしいと話したところ、市長Ｃ氏及び副市長Ａ氏はできることは協力する旨述べたとのことである（Ｅ氏、Ｃ氏、Ｂ氏のヒアリング）。

(2)　概算払の条文を新設する要綱改正

同年７月中旬、商工観光課から財政課に対し、補助金の概算払を行いたいが、財政課所管の南島原市補助金等交付規則第１６条第２項を根拠として支出することはできるかとの問い合わせがあり、財政課は、概算払は地方自治法施行令や補助金交付規則で規定しているので出来ないことはないが、個別の補助金規則や要綱なりで概算払できるように例規を整備した上でするべきではないかと回答した（財政課財務班長Ｊ氏、Ｂ氏らのヒアリング）。

観光振興班長Ｂ氏によると、副市長Ａ氏から、概算払ができるか確認するよう指示を受けたとのことである（Ｂ氏のヒアリング）。

地域振興部地域づくり課長Ｋ氏によると、同年７、８月ごろ、副市長Ａ氏ないし観光振興班長Ｂ氏から、補助金の概算払ができるか質問があり、サテライトオフィスの要綱には概算払の文言を入れていないので出せないのではないかと回答したところ、できれば出せる方向で考えて欲しいと副市長Ａ氏から言われ、要綱を整備したとのことである（Ｋ氏、Ｂ氏らのヒアリング）。

一方で、副市長Ａ氏によると、同氏は稟議書が回ってきた段階で概算払の事実を知ったとのことである（Ａ氏のヒアリング）。

同年８月 18 日、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第 11 条の２を追加する改正が行われ、「この補助金は、概算払の方法により交付することができる。」と定められた（認定証拠⑭サテライト要綱（改正後）令和５年告示 119 号）。

概算払の条文新設に至る経緯について、当第三者委員会は、株式会社エバーグリーンから事業資金について要望を受けた副市長Ａ氏は、担当課等に概算払ができるよう打診した可能性が高いとの心証である。

(3)　委任払に至る経緯

令和５年８月中旬、観光振興班長Ｂ氏は、上司にあたる商工観光課長Ｌ氏に、概算払について相談し、市と株式会社エバーグリーンとの間の協議書を作成することとなった（Ｂ氏らのヒアリング、認定証拠⑮「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金に係る協議書」と題する書面）。

また、観光振興班長Ｂ氏によると、同年８月頃、副市長Ａ氏から、元請会社Ｄ社への補助金振込の話があり、観光振興班長Ｂ氏は委任状が必要ですねと話したとのことである（Ｂ氏のヒアリング）。

同年８月 21 日、株式会社エバーグリーンの関係会社に当時勤務していたＭ氏から観光振興班長Ｂ氏に、「見積書訂正の件」と題するメールの送信があった（認定証拠⑯「見積書訂正の件」と題するメール、Ｍ氏、Ｂ氏のヒアリング）。

上記メールには、株式会社エバーグリーンから南島原市宛の「一括払いの要望」と題するファイル、元請会社Ｄ社のサテライトオフィス改装工事見積書ファイルが添付されていた。上記「一括払いの要望」には、「当社としても、できるだけ早い着工、完工を必要としているため、上記事情を斟酌していただき、概算払いでの全額支払いをお願いしたい。」と記載されている。

観光振興班長Ｂ氏の指示を受けた観光振興班主事Ｎ氏は、同年８月 21 日、「確認書」と題する書面及び「南島原市サテライトオフィ

ス等開設支援事業補助金に係る協議書」と題する書面の文案を作成した（Ｎ氏、Ｂ氏のヒアリング、認定証拠⑰「確認書」と題する書面、認定証拠⑮「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金に係る協議書」と題する書面）。

観光振興班長Ｂ氏によると、副市長Ａ氏から、株式会社エバーグリーンから確認書を取るよう指示があったとのことである（Ｂ氏のヒアリング）。

観光振興班長Ｂ氏及び観光振興班主事Ｎ氏は、同年８月 22 日、南島原市深江町丁字所在の建物にいた株式会社エバーグリーンの取締役Ｅ氏を訪れ、「確認書」及び「協議書」を提示したが、誤字が見つかった。観光振興班主事Ｎ氏は、誤字を修正するため、いったん市役所に戻り、修正をして、再度Ｅ氏を訪れた（Ｎ氏、Ｂ氏、Ｅ氏のヒアリング、認定証拠⑮「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金に係る協議書」と題する書面、認定証拠⑰「確認書」と題する書面、認定証拠⑱「委任状」）。

上記「確認書」の Word ファイルの更新日時は 2023 年８月 22 日 12 時 28 分となっており、「協議書」の Word ファイルの更新日時は 2023 年８月 22 日 13 時 00 分となっている。

同年８月 23 日、観光振興班主事Ｎ氏は、株式会社エバーグリーンの押印のある「協議書」を受領し、同「協議書」をスキャンして保存した。この時点では市長Ｃ氏の職印はなかった。この時点の「協議書」ファイルの更新日時は、2023 年８月 23 日 13 時 43 分となっている。（Ｎ氏のヒアリング、認定証拠⑲「商工観光課　業務フォルダ内データ」）

同年８月 24 日頃、概算払による補助金交付申請の伺いの起案文書が作成され、南島原市と株式会社エバーグリーンとの間の「協議

書」が作成された。「概算払起案文書」と題するPDFファイルの更新日時は2023年８月24日となっており、「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金に係る協議書（押印済み)」と題するPDFファイルの更新日時は2023年８月24日となっている。

この点、「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の概算払い（１回目）について（伺い)」と題する起案文書上の起案日及び決裁日は令和５年８月21日と印字されているが、当第三者委員会の心証では、上述の経緯から実際は令和５年８月24日頃に決裁された。(認定証拠⑳「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の概算払い（１回目）について（伺い)」と題する起案文書)

上記「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金に係る協議書」と題する書面は、市長の職印及び株式会社エバーグリーンの押印があり、「‥補助金の一部を概算払いとして乙（株式会社エバーグリーン）の請求に応じて支払う。‥」「（２）概算払時期　令和５年８月末」「（３）概算払金額　90,000,000円」「（４）支払方法　請求書提出により乙が指定する口座に甲（南島原市）が振り込む。」等の記載がある。

上記「確認書」は、株式会社エバーグリーンの押印及びＰ氏が取締役をするＱ株式会社の押印があり、作成日付は令和５年８月22日とあり、「本補助金の活用にあたり、認定を受けた事業計画に基づき事業を行います。」「本補助金を第三者に貸し付け・譲渡・交換しません。」「これらの内容を違反した場合は補助金の返還を行います。」等の記載がある。

Ｐ氏は、株式会社エバーグリーンのアドバイザー的存在であり、本件以前から副市長Ａ氏と面識があった（Ｅ氏、Ｍ氏、Ａ氏らのヒ

アリング)。

上記「協議書」は上記起案文書に添付されたが、上記「確認書」は上記起案文書にも後述の「支出命令書」にも添付されなかった。

上記「委任状」は、委任者である株式会社エバーグリーンの押印があり、作成日付は令和５年８月 21 日とあり、「‥下記の権限を委任します。振込先は次の口座にお願いします。」「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の改修工事等経費の受領に関する一切の権限」との記載、元請会社Ｄ社名義口座の口座番号の記載がある。

上記「委任状」は後述の「支出命令書」には添付されたが、上記起案文書には添付されなかった。

観光振興班長Ｂ氏によると、株式会社エバーグリーンに「委任状」雛型をメールで送付し、同年８月下旬、上記「確認書」とともに「委任状」を受け取ったとのことである（Ｂ氏のヒアリング)。

(4)　会計課の対応

同年８月下旬、商工観光課長Ｌ氏及び観光振興班長Ｂ氏に対し、会計管理者兼会計課長Ｏ氏から、補助金概算払の「支出命令書」の決裁過程において、支出命令書に上記「委任状」が添付されていたことから、補助金の委任払ができるかと質問し、Ｏ氏は委任払には問題があるとして一旦保留となった（Ｏ氏、Ｌ氏、Ｂ氏らのヒアリング)。

そこで、商工観光課長Ｌ氏及び観光振興班長Ｂ氏は、副市長Ａ氏に相談をした（Ｌ氏らのヒアリング)。

その後、会計管理者兼会計課長Ｏ氏によると、同年８月下旬、副市長室において、Ｏ氏は副市長Ａ氏に、支払先が第三者であることは出来ないわけではないが、まずいと話したところ、副市長Ａ氏か

ら、月末までに事業を進めなければならないとの話があった。また、出来ないわけではないということなら、進めてもらいたいということから、O氏は概算払及び委任払となる「支出命令書」の決裁をしたとのことである（認定根拠㉑支出命令書、O氏のヒアリング）。

(5)　支出行為、振込金の行方

同年８月 31 日、南島原市は、元請会社D社名義の口座に、金 9,000 万円を振り込んだ。

元請会社D社名義の通帳によると、同 9,000 万円の大部分は、同日、下請会社Ｉ株式会社、Ｇ氏（市の把握している情報では整体師）の関係会社、Ｈ氏（市の把握している情報では人材派遣業者）の関係会社、その他複数の口座（市の把握している情報では解体業者等の口座）に分散して振り込まれた。

元請会社D社の代表取締役Ｆ氏によると、同年８月、Ｇ氏から福岡市東区にあるコメダ珈琲に呼び出され、取り分の話をされたことがあるとのことである（Ｆ氏のヒアリング）。

分散して振り込まれた金員のその後の流れ、Ｇ氏、Ｈ氏らの関係性等については、本件（南島原市サテライトオフィスに関する補助金の事務処理等）の調査の範囲外である。

第３の１　大田委員による評価及び提言

１　南島原市サテライトオフィスに関する補助金の事務処理等（以下「本件」という。）に関する評価

(1)　概算払で補助金交付することとした判断に対する評価

令和５年８月下旬、「支出負担行為書」記載の「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金」について、交付決定額１億 60 万

円のうち 9,000 万円の概算払を行うとの判断がなされている。地域振興部商工観光課観光振興班主事作成の「起案用紙　件名　南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の概算払い（１回目）について（伺い)」には、市長、副市長、地域振興部長、商工観光課長、観光振興班長の電子決裁押印がある（役職は当時のものを記載する。以下同様)。

そこで、概算払で補助金交付することとした市長の判断に裁量の逸脱・濫用があるか否かが法的な問題となりうる。

この点、地方自治法施行令第 162 条３号で概算払をすることができる経費として補助金が挙げられているが、地方自治法第 232 条の５第２項は概算払を支出の特例としており、通常の支出方法は、債務である金額が定まり、支払いの期限が到来しており、支出の相手方が正当な債権者であることを必要とする(「逐条　地方自治法」(佐藤文俊著） P 790)。

南島原市補助金等交付規則第 16 条第２項は「市長は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。」と規定していること、地方自治法第 232 条の２は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定していることからも、市長の補助金交付に関する裁量は完全な自由裁量ではない。

本件概算払の目的について、上記「起案用紙　件名　南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の概算払い（１回目）について（伺い)」には記載がない。地域振興部地域づくり課定住移住班参事作成の令和５年８月 17 日付け「起案用紙　件名　南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱の一部改正について」には、同要綱第 11 条の２を追加する改正理由について、「サテライ

トオフィス等を整備する民間事業者等に対して、開設時の施設運営の財政を圧迫しないようにするため」とある。南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱（以下「本件補助金交付要綱」という。）第１条（趣旨）には、「サテライトオフィス等の誘致により、都市部からの企業及び人の流れを創出することを目的に」とある。したがって、概算払の目的には相当性が認められる部分がある。

しかし、本件において概算払で補助金交付することとした判断は、書類上（電磁的記録含む。以下同様）、上記「起案用紙　件名　南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の概算払い（１回目）について（伺い）」の決裁過程でなされているところ、同書本文には、以下の記載しかない。

---------- 起案用紙　記載内容 ----------

『標記の件について、株式会社エバーグリーンと協議を行った結果、交付決定を行っている補助金の一部を概算払いとして支払い、サテライトオフィス建設工事を進めることとなりました。

つきましては、南島原市と株式会社エバーグリーンとの間で別添協議書を作成してよろしいか伺います。

また、併せて、株式会社エバーグリーンから概算払請求書の提出があった場合には、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第 11 条の２及び南島原市補助金等交付規則第１６条第２項の規定により概算払いでの補助金交付を行ってよろしいか伺います。

記

１．補助金名：南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金

２．申請者：株式会社エバーグリーン　代表取締役　（氏名）

３．交付決定額：１００，６００，０００円

４．概算払額：９０，０００，０００円

５．支払時期：令和５年８月末

６．支払方法：申請者が指定する口座へ振り込む。　』

同「起案用紙」からは、本件概算払の必要性、相当性等について慎重な検討がなされた形跡は見受けられない。なお、南島原市補助金等交付規則第１６条第２項は「特に必要があると認めるとき」と規定するが、本件のような多額の補助金の概算払について必要性だけを考慮事由とすることは不適切であり、同項は考慮事由を必要性だけに限るものではないと解釈する。

当第三者委員会における市職員らに対するヒアリングによると、令和５年８月に副市長から原課職員に本件補助金の概算払ができるかとの話があり、本件補助金交付要綱に概算払の請求手続の条項（第11 条の２）を追加する改正を行ったが（令和５年８月 18 日告示第119 号）（上記第２の４（２））、その後も本件概算払の必要性、相当性等について慎重な検討はなされていない。

加えて、本件概算払の金額は 9,000 万円と多額であること、同額は交付決定額の大部分であり進捗（出来高）に応じた段階的な概算払等のリスクのより少ない代替案を検討した形跡はないこと、概算払後に開設工事が行われないというリスクへの実効性のある対策は講じられていないこと、概算払の時点で開設工事は殆ど進捗していなかったこと、令和元年度から令和５年度の間に南島原市地域振興部所管における概算払（100 万円以上）をした事例はいずれも進捗（出来高）に応じたものであったこと、令和５年８月末限り 9,000 万円一括概算払は補助対象者（株式会社エバーグリーン）主張の都合

（株式会社エバーグリーンと元請会社Ｄ社との契約内容）に合わせたものであることなどの諸事情にも鑑みると、本件概算払をすることとした判断は不当であったと考える。

(2)　概算払に加えて委任払で補助金交付することとした判断に対する評価

令和５年８月下旬、補助金 9,000 万円の概算払を委任払で行うとの判断がなされている。

「起案用紙　件名　南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の概算払い（１回目）について（伺い)」には、委任払について全く記載はない。

本件概算払の判断過程においては、委任払について検討はなされていなかった。委任払で補助金交付することとした判断は、概算払の「支出命令書　摘要　南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金（概算払／１回目)」（起票日令和５年８月 22 日、決裁日同月 29 日）の決裁過程においてである。なお、同「支出命令書」にも委任払について全く記載はなく、振込先口座を元請会社Ｄ社名義の口座とする補助事業者（株式会社エバーグリーン）作成の委任状が添付されているだけである。

支出命令とは、地方公共団体の長又はその権限の委任を受けた職員が、支出負担行為に関わる地方公共団体の金銭債務の債権者及び金額が確定し、かつ履行期が到来したものと認めて、会計管理者に対し、当該金額の支出を命令する行為である（地方自治法第 232 条の４第１項、同法施行令第 160 条の２)。

本件における上記「支払命令書」には、商工観光課長、観光振興班長及び同班主事の電子押印、出納機関である会計管理者兼会計課長及び同課班長の電子押印はあるが、市長、副市長の電子押印はない。

法令等を確認したところ、委任払については、本件補助金交付要綱及び南島原市補助金等交付規則に規定はない。

本件補助金交付要綱第１条（趣旨）は「市は‥（中略）‥その交付については、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和５年１月 25 日付け府地創第 414 号）、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付要綱（令和４年２月 25 日付け府地創第 63 号）及び南島原市補助金等交付規則（平成 18 年南島原市規則第 35 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。」と定め、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱第１通則は「デジタル田園都市国家構想交付金に関しては‥（中略）‥並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。」と定めているが、これら法令等にも委任払に関する規定は見受けられない。

南島原市会計規則第 40 条４項に「債権者が代理人に請求権又は受領権を委任したときは、請求書にその旨を付記するとともに委任状を添付させなければならない。」との規定はあるが、同項は上記１（１）で述べた諸事情のある補助金の概算払の委任払をも想定した規定とは考え難い。

また、上述のとおり本件委任払の判断は概算払の上記「支出命令書」の決裁過程においてなされているところ、当第三者委員会における市職員らに対するヒアリングによると、会計管理者は委任払には問題がある旨伝えて原課に差し戻したが、その後副市長から会計管理者に委任払で進めたい旨話があり、会計管理者は支出命令書に電子押印をしたというのである（上記第２の４（３））。そうであれ

ば、委任払の判断過程において、委任払の必要性、相当性等について慎重な検討がなされた事実は認められない。市長は会計を監督し（地方自治法第 149 条５号）、会計管理者は市長の支出命令を審査するという（同法第 232 条の４第２項）、法の予定する内部統制が機能しなかったとも評価しうる。

加えて、市において委任払の振込先である元請会社Ｄ社の信用性等について調査した形跡はなく、委任払後に開設工事が行われないというリスクへの実効性のある対策も講じられていない。

以上から、上記１（１）で述べたとおり本件概算払をする判断は不当であったことに加えて、委任払とする判断はより不当性が大きく、よって、本件概算払に加えて本件委任払をすることとした判断は著しく不当であったと考える。なお、違法性の有無等については、司法審査によるものであることから、当職の意見は記載しない。

２　本件に関する提言

(1)　弁護士実務経験に基づく提言の前提

当職の本件に関する評価は上記１のとおりであるが、当職は日常的に行政法を扱う弁護士ではない。

当職が当第三者委員会の委員を委嘱された理由は、弁護士の実務経験に基づく調査等も期待されてのことと思料することから、以下、当職の日常的な弁護士業務のうち本件と共通項のある業務（成年後見等）に鑑みながら提言を行う。

(2)　提言①：市長、副市長及び市職員は、その職務において、公金を扱っているという認識を常に持つべきこと。

本件概算払及び委任払をされた補助金 9,000 万円は、税金等を原資とする公金である。

市長、副市長及び市職員は、その職務において税金等を原資とす

る公金を扱っているのであるから、その扱いは適正な目的のために慎重に行うという心構えを常に持つべきである。

(3)　**提言②**：市長、副市長及び市職員は、法令等においてある行為が「できる」等規定されている場合でも、完全な自由裁量ではないことを再認識すべきこと。

令和５年８月本件補助金交付要綱に概算払の請求手続の条項（第１１条の２）を追加する改正が行われているが、その後も本件概算払の必要性、相当性等について慎重な検討はなされていない。

上記１（１）で述べたとおり、市長の補助金交付に関する裁量は完全な自由裁量ではないのであるから、本件概算払についてかかる検討が必要であった。

この点、「逐条　地方自治法」（佐藤文俊著）Ｐ782 にも、寄附又は補助に関する規定である地方自治法第 232 条の２について、「「公益上必要がある」か否かは、一応当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない（行実昭和 28、６、29）。当該団体としては寄附又は補助を行うに当たっては慎重に必要性及び効果等について検討を要する。」とある。

(4)　**提言③**：市は、市職員が誠実公正な職務を行える職場環境の形成維持に努めること。

本件委任払に至る判断過程において、会計管理者は、委任払には問題がある旨伝えて原課に差し戻した。また、当第三者委員会の市職員に対するヒアリングによると、当時、財政課職員の中にも原課に対し、概算払の委任払には問題がある旨意見を述べた者がいた。しかし、その後、副市長から会計管理者に委任払で進めたい旨話があり、会計管理者は支出命令書に電子押印をしたというのである。

会計管理者は当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどるところ（地方自治法第 170 条１項）、上述の委任払に至る判断過程では会計管理者の誠実公正な職務が阻害されたとも評価しうる。

当第三者委員会における複数の市職員からのヒアリングにおいて、当職は、地方公務員法第 32 条が規定する「上司の職務上の命令」とは言い難い、職場における関係性（上下関係等）が市職員らの判断に影響した可能性があるとの心証を受けた。

(5)　**提言④**：重要な公金支出の判断過程において、原課及び決裁者は、同支出の必要性、相当性等について慎重な検討を行うこと。

本件概算払及び委任払は、上述のとおりリスクが相当大きい行為である。

重要な公金支出を行うか等を判断する場合、その支出の必要性、相当性等について、重要な関係資料及び検討資料をもとに慎重に検討すべきである。

本件における資料として、当該補助事業の関係資料に加えて、（補助金の）概算払・委任払に関する①法令等、②裁判例、③行政実例、④文献、⑤関係機関への照会等が考えられる。

上記１（１）で述べたとおり、市長らの電子決裁押印のある「起案用紙　件名　南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の概算払い（１回目）について（伺い）」からは、本件概算払の必要性、相当性等についてかかる検討がなされた形跡は見受けられない。

(6)　**提言⑤**：重要な決裁を求める起案文書等には、別紙理由書を作成するなどして判断過程（必要性、相当性等の検討過程）を記載し、重要な関係資料及び検討資料に番号を付して同起案文書等に添付し、理由書の中で同資料（同番号）を引用し、理由書の下部に「添付資料」一覧としての資料の表題を番号順に列記すること。

本件概算払の決裁をした上記「起案文書」、本件委任払に至った上記「支出命令書」に、本件概算払及び本件委任払を行う理由（必要性、相当性等の検討の過程）は記載されていなかった。

また、上記「起案文書」「支出命令書」には添付資料一覧の記載もなく、当第三者委員会の本件の調査において添付資料の確定に支障が生じた。

第３の２　八幡委員による評価及び提言

１．本件に関する評価

(1)　倫理条例及び倫理規程について

南島原市職員倫理規程（平成 31 年４月 25 日訓令第 68 号）第２条第５項第２号に規定する補助金等を交付する事務に携わる者が交付する事務上の利害関係者となる株式会社エバーグリーンに対して金銭の貸付を行っていることは、同規程第４条（禁止行為等）に規定する利害関係者から金銭の貸付を受けることと同じく禁止行為等に該当すると解され、違反行為となる。その適用は観光振興班長になされる。また、職員以上に倫理責任が問われる副市長も該当するものと解される（役職は当時のものを記載する。以下同様。）。

あわせて、南島原市長等政治倫理条例（平成 31 年３月 28 日条例第２号）第３条（政治倫理基準）第１号に規定する「その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に特別職である副市長は抵触すると考えられる。

この違反の解消には、株式会社エバーグリーンから副市長 2,500 万円、観光振興班長 500 万円の合計 3,000 万円の貸付金の返済を受ける必要があり、金銭の貸借の関係がない状態で補助金申請を受け付ける

べきである。仮に貸付金の返済を受け、金銭の貸借関係を解消した状態で補助金申請を受け付けたとしても株式会社エバーグリーンにとって補助金事業を進めるための資金状況に貸付金の返済資金も加わることは、補助金事業を進めるための資金状態が極めて困難なものとなり、申請は現実としてなされることはなかったと言えよう。

当該貸付金の事実を市長が知ったのは、補助金 9,000 万円の支出がなされた令和５年８月 31 日から約１年後の令和６年８月初旬に一般の人に話を聞いて副市長に確認したことによるとされている。

上記の状態は、内部統制上、その目的の１つである「業務に関わる法令等の遵守」（業務に関わる法令その他の規範を遵守すること）（「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成 31 年３月、令和６年改定 総務省）」（以下「内部統制ＧＬ」という。）Ⅰ１（１）③）上問題となる。さらに内部統制を構成する基本的要素のうち「統制環境」（組織文化を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに他の基本的要素の基礎をなし、それぞれに影響を及ぼす基盤）（「内部統制ＧＬ」Ⅰ１（２）①）及び「情報と伝達」（必要な情報が識別・把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること）（「内部統制ＧＬ」Ⅰ１（２）④）の観点から問題となる。

(2) 「支出命令書」（令和５年８月 29 日決裁）の専決について

南島原市事務決裁規程（平成 18 年３月 31 日訓令第３号）第９条第１項は「重要な事項及び異例又は疑義のある事項については専決することができない」と規定している。

本件は同条第２項の例示の重要な事項と同様、内容及び金額からみて重要な事項と言える。次に従来の南島原市における全額一括概算払（前払）そして委任払の例は、第三者委員会の入手資料で確認したと

ころ、本件以外に３件ある。いずれも対象となる補助金事業が行事・イベント等の実行が間違いなく見込めることや、補助金の全額が 50～108 万円と多額にならず、補助金事業者の動向の把握も容易であること等からみて、本件は異例の事項と言える。あわせて第三者委員会の市職員等に対するヒアリングによれば会計管理者により、支出命令書に対して委任払についての疑義が呈されたことを勘案すると、本件は「重要な事項及び異例かつ疑義ある事項」として専決できないものと考える。

本件は同条第１項に基づく市長までの決裁も、第３項に基づく副市長までの決裁と当該処理をした内容についての市長への速やかな報告もなされておらず、決裁規程にない副市長の指示を受けて会計管理者である会計課長と原課の商工観光課長による専決がなされ、「支出命令書　摘要　南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金（概算払／１回目)」（起票日：令和５年８月 22 日、決裁日：同月 29 日）は決裁された。

専決できない支出命令書が専決により決裁されるという不適正な事務処理の結果、本件に関わるリスクが現実のものとなり、市民をはじめとした利害関係者からの市の行政執行に対する信頼を損うという影響が生じたことは問題と言わざるを得ない。

上記の状態は、内部統制上「業務に関わる法令等の遵守」(「内部統制ＧＬ」Ⅰ１（１）③）及び基本的要素のうち「リスクの評価と対応」（組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセス）(「内部統制ＧＬ」Ⅰ１（２）②）の観点から問題となる。

(3)　委任払の不適切な事務手続について

南島原市会計規則（平成 18 年３月 31 日規則第 37 号）第 40 条（請求書等の内訳）第４項に規定する「債権者が代理人に請求権又は受領権を委任した時は請求書にその旨を付記するとともに委任状を添付させなければならない」に対し、本件の「支出命令書　摘要　南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金（概算払／１回目)」（起票日：令和５年８月 22 日、決裁日：同月 29 日）の添付資料の様式６号（第 16 条関係）の「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付請求書（概算払)」に「その旨」すなわち「委任払」の付記が記載されていない。

第三者委員会における市職員等に対するヒアリングによると、上記「支出命令書」の伺及び上記請求書を作成した観光振興班主事Ｎ氏には委任払の認識はなく、委任状の書式が前もって観光振興班長から補助金事業者である株式会社エバーグリーンにわたっていたことを令和５年８月 22 日の道の駅での関係書類の捺印の際、初めて知ったという事情が報告されている。すなわち請求書作成時点では委任払は何ら考慮されていなかったということになる。また委任状には受任者（代理者）である元請会社Ｄ社の代表取締役Ｆ氏の署名（記名）・押印の記載はない。

同じく第三者委員会における市職員等に対するヒアリングによると、上記「支出命令書」の専決者の一人である原課の商工観光課長は「電子決裁」を行う際に、添付資料の委任状を見落したことが判明している。

上記の内容等を勘案すると委任払に関する事務処理は不適切なものであったと言わざるを得ない。

この状態は、内部統制上、基本的要素のうち「情報と伝達」(「内部統制ＧＬ」Ｉ１（２）④）及び「ＩＣＴ（情報通信技術）への対応」

（組織目的を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のＩＣＴに対し適切に対応すること）（「内部統制ＧＬ」Ｉ１（２）⑥）について問題がある。

２．本件に関する提言

(1)　職員倫理規程の改定について

「第３の２　１．評価（１）」に関連し、当事者による規定についての十分な理解と把握による適正な判断をもたらすために、南島原市職員倫理規程（平成 31 年４月 25 日訓令第 68 号）第４条（禁止行為等）第２項に「利害関係者から金銭の貸付を受けること」に加えて「利害関係者に対し金銭の貸付を行うこと」を明文化して規定すべきであると提言する。

(2)　内部統制制度の導入と実施について

地方自治体は「住民の福祉の増進を図る」という基本的な達成目的があり、地方自治法（以下「法」という。）第２条第 14 項は「地方公共団体はその事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と規定している。

法第２条第 14 項の趣旨に従えば、事務の執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保する体制、すなわち内部統制を整備することは、すべての首長に求められている義務と考えられる。（「地方自治体の内部統制整備」（土田義徳著）Ｐ57）。

以下「内部統制ＧＬ」に沿って、前出の評価を踏まえて説明する。

地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目標が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する長、自らが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで事務の適正な執行

を確保することであると考えられる（「内部統制ＧＬ」Ｉ１）。

内部統制には次の４つの目的がある（「内部統制ＧＬ」Ｉ１（１））。なお、[　]内は、上述の「第３の２　１．評価」との関係を示している。

①業務の効率的かつ効果的な遂行（業務の目的達成に向け効率的かつ効果的にその業務を遂行すること）（法第２条第 14 項及び第 15 項）

②報告の信頼性の確保（組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を組織内外に向けて確保すること）（法第 211 条、法第 233 条）

③業務に関わる法令等の遵守[第３の２　１．評価（１）、（２）参照]（法第２条第 16 項）

④資産の保全（資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう資産の保全を図ること）（法第 237 条第１項）

このうち②については、法第 233 条との関係において令和５年度決算が、議会において不認定とされたことは、問題となると考えられる。

次に、内部統制を有効に機能させるため構成される６つの基本的要素がある（「内部統制ＧＬ」Ｉ１（２））。

①統制環境[第３の２　１．評価（１）参照]

②リスクの評価と対応[第３の２　１．評価（２）参照]

③統制活動（長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定められた方針及び手続）

④情報と伝達[第３の２　１．評価（１）、（２）参照]

⑤モニタリング（内部統制が有効に機能していることを組織的に評価するプロセス）

⑥ＩＣＴ（情報通信技術）への対応[第３の２　１．評価（３）参照]

上記のうち②については、リスク評価の対象となるリスクには不正

に関するリスクも含まれる。違法行為や不適切な事務処理の結果、住民からの信頼を失墜させる可能性について、検討が必要であるとしている。

さらにガバナンスとは透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みをいう。そして長の役割は自ら構築する内部統制の強化を図るとともに、地方公共団体の予算の調製や議会に議決された予算の執行を適切に行い、議会や住民に対する説明責任を果たすことが含まれている（「内部統制ＧＬ」Ⅰ４）。

南島原市にとって喫緊の課題である適法かつ適正な行政執行に対する市民をはじめとする利害関係者の信頼回復のため、さらに今後の住民の福祉の増進を図るために、上述の「内部統制ＧＬ」を踏まえ、重要かつ必要な範囲で、内部統制の導入。整備と実施に速やかに取り組まれることを本件に関する提言の締めくくりとする。

３．引用資料

〇南島原市職員倫理規程（平成 31 年４月 25 日訓令第 68 号）（抜粋）

（定義等）

第２条　この訓令において「職員」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第３条第２項に規定する一般職に属する職員をいう。

2～4　省略

5　この訓令において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者（職員を除く。）をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。

(1)　省略

(2)　補助金等（南島原市補助金等交付規則（平成 18 年南島原市規則第 35 号）第２条第１項各号に規定する補助金等をいう。）を交付する事

務　当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(3)～(7)　省略

6～9　省略

(禁止行為等)

第4条　職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1)　利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典、供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。

(2)　利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。

(3)　利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

(4)　利害関係者に債務の弁済、担保の提供又は保証をさせること。

(5)　利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

(6)　利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。

(7)　利害関係者から供応接待を受けること。

(8)　利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

(9)　利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。

(10)　利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2　前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1)　利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって、広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

(2)　多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から記念品(職員のみに配布されるものを除く。)の贈与を受けること。

(3)　職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)。

(4)　職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受け、又は利害関係者と共に茶菓の飲食をすること。

(5)　職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食物の飲食をすること。

(6)　多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

3　職員は、利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をする場合(職務として出席した会議又は打合せのための会合の際における簡素な飲食の場合を除く。)であって、簡素な飲食以外の飲食として公正な職務の執行に市民が疑惑や不信を抱くおそれがあるときは、あらかじめ倫理監督者に承認願(様式第 1 号)を提出し、承認を得なけ

ればならない。この場合において、やむを得ない事情により事前に承認を受けることができない場合には、事後において速やかに理由を付して承認願を提出しなければならない。

4　第１項の規定の適用については、職員(同項第 10 号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

○南島原市長等政治倫理条例（平成 31 年３月 28 日条例第２号）（抜粋）

（政治倫理基準）

第３条　市長等は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1)　市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2)～(7)　省略

○「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成 31 年３月、令和６年改定 総務省)」(「内部統制ＧＬ」)

添付資料「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（抜粋）のとおり

第３の３　安永委員による評価及び提言

１　本件の特徴

本件において認定された事実を通覧すると、本件は単なる補助金事務の誤りや会計処理上のミスとして捉えるべき事案ではなく、多数の関係者が関与しながらも十分な検討が行われないまま意思決定が進められた事案であったといえる。

特に、補助金 9,000 万円の概算払及び委任払という南島原市において極めて例外的な事務処理が行われたにもかかわらず、その必要性、相当性及びリスクについて組織的な検討が十分行われたことを裏付ける資料は確認できなかった。

２　組織的な問題

第三者委員会による調査の結果、一定数の職員が委任払や概算払について問題意識を有していたことが認められた。

しかしながら、その懸念が意思決定過程において十分に反映されることはなかった可能性が高い。その結果、職員による問題提起や実施に伴うリスクについて十分な検討資料を残さないまま支出が実行された。

この点からすると、本件の問題は個人の判断のみに帰することはできず、組織として慎重な検討及び異論の集約を行う機能が十分に機能しなかったことにあると考えられる。

３　本件において重視すべき事項

本件調査において特に重視すべき事実は次の３点である。

(1)　貸付金の存在

補助金申請者である株式会社エバーグリーンに対し、副市長及び観光振興班長が合計 3,000 万円を貸し付けていた事実が認められた。当該貸付金の存在は、本件補助事業の必要性や相当性について客観的かつ公正な判断がなされたのかとの疑念を市民に抱かせる事情であったといわざるを得ない。

(2)　極めて異例な支払方法

本件では、多額の概算払、元請会社D社への委任払が併用されている。第三者委員会において2,000万円を超える多額の同種事例は確認されていない。

したがって、本来ならば、より慎重な検討が要請されるべきものであったといえる。

(3) 検討過程の記録不足

本件調査において最も困難であった点は、なぜその判断が行われたのかを示す客観的資料が乏しかったことである。概算払及び委任払について、どのような選択肢が検討されたのか、なぜ概算払及び委任払を選択したのか、リスクをどのように評価したのか等を示す資料は限定的であった。

これら検討過程の記録不足により事後的な検証にも支障が生じているといえる。

(4) 小括

繰り返しになるが、本件は単に概算払及び委任払の適否のみが問題となる事案ではない。むしろ異例な行政判断を行う際に、その判断理由及び検討過程を記録として残しておくことの重要性を示すものである。また組織内部において異論や懸念を表明した職員がいた場合には、異論や懸念を真摯に受け止め、意思決定過程に反映させる姿勢が必要である。本件で失われた市民の信頼を回復するためには、結果のみならず意思決定過程の透明化と記録化に重点を置いた再発防止策が求められる。

4 本件に関する提言

以上を前提に、今後再発防止のために以下、提言する。

(1) 補助事業者との利害関係を事前に確認する仕組み作り

本件では、市職員による金銭貸付と補助金交付手続が並行して存在

していた。このような状況は、結果として補助金交付の判断に影響を与えなかったとしても、市民からは「貸付金の回収を容易にするため補助金交付が進められたのではないか」との疑念を抱かせる要因となり得る。

行政に対する信頼を維持するためには、実際の不正防止だけでなく、このような疑念を抱かせる状況自体を回避する制度設計が必要である。

そのため、補助事業者と職員又は特別職との間に利害関係が存在しないかを事前に確認し、利害関係が認められる場合には当該職員を担当又は決裁過程から除外するなどの措置を講ずるべきである。

(2) 経過メモの作成

本件では、補助金交付決定、要綱改正、概算払、委任払、支出命令、会計課による疑義、実際の振込など、複数の重要な出来事が短期間に連続して発生した。しかし、これらの出来事が当時から一つの経過として整理され、関係部署間で共有されていたとは評価し難い。

もっとも、すべての案件について詳細な時系列表を作成することを義務付けると、現場の事務負担が過大となり、かえって形骸化するおそれがある。

そこで、一定額以上の補助金事業や、複数部署が関与する重要案件については、原課において、簡易な経過メモを作成する運用を導入すべきである。

経過メモには、少なくとも次の事項を記載することが望ましい。

- いつ、誰から、どのような相談・指示・連絡があったか
- どの部署と協議したか
- どのような資料を作成又は受領したか
- どの時点で決裁又は支出手続に進んだか
- 未確認・未検討の事項が残っているか

この目的は「いつ、誰が、何を認識していたのか」が不明確になることを防ぐため、最低限の事実経過を記録しておくことにある。重要案件において、簡易な経過メモを残すことは、関係者間の認識のずれを防ぎ、後日の検証可能性を高めるために有効である。

(3)　補助事業者の資力・補助事業遂行能力の調査の強化

補助事業者の資力・補助事業遂行能力に関する調査を強化すること
補助金制度は、事業そのものを支援する制度であり、資金繰りを救済する制度ではない。しかし本件では補助事業者の資金繰りに応じて、要綱改正、概算払、委任払の決裁が進んでいった可能性がある。そこで今後は、高額補助事業については、補助事業者から、資金計画、資金繰り表、借入状況、工事契約書等を提出させ、資力や事業遂行能力を基準に判断すべきである。

仮に事業遂行能力に疑問がある場合には、段階払い又は条件付き交付（必要に応じて保証人の徴求その他の債権保全措置）を検討すべきである。補助金の必要性だけでなく、補助事業者の実行能力を確認することが再発防止につながる。

(4)　補助金交付後管理（追跡調査）の実施

会計検査院や自治体の内部統制資料では、補助金の問題は交付時ではなく、交付後に顕在化することが少なくないとされている。特に概算払については交付後管理が交付前審査以上に重要であると考える。補助金交付後も継続的に事業の進捗及び補助事業者の状況を把握していれば、問題の早期発見及び損害の拡大防止につながった可能性がある。

そこで今後は、一定額以上の補助金については、実績報告を待たず、定期的な現地確認、出来高確認、工程確認並びに補助金還付が必要となる事態に備え、補助事業者の経営状況・財産状況についても可能な

限り継続的な把握に努めるべきである。

(5) 「おかしい」と言える組織風土の形成

誰かが「これは危ないのではないか」と思ったときに、言えない組織であれば、同じことは必ず再発する。行政において求められるのは、前例を踏襲することではなく、住民全体の利益のために適正な判断を行うことである。そのため、

- 管理職が異論を歓迎すること
- 疑義や懸念を表明した職員を評価すること
- 「リスクを指摘する」ことを重視すること

を組織として徹底すべきである。

５　結論

本件を踏まえると、重要な公金支出に関する行政手続においては、結論の正しさだけでなく、判断に至る事実経過が記録され、関係部署で共有され、後日検証可能な状態に置かれていることが重要である。今後、南島原市においては、既存の起案・決裁手続の中に前述の経過メモの他に、本件のように前例のない案件であれば異例処理チェックシート、口頭協議メモを組み込むことにより、重要案件における事実関係を見失わない仕組みを整備すべきである。

また、職員が疑義を述べることを適正な行政執行のための重要な行為と位置付け、疑義を述べた職員の意見を徹底的に検討・検証する組織風土を形成する必要がある。

行政の信頼は判断の結論のみならず、その過程を説明できることによって支えられる。本件を契機として南島原市においては現場で実施可能な記録・共有・確認の仕組みを整備し、重要な公金支出に関する説明可能性を高めるべきである。

第３の４　当第三者委員会の評価及び提言

以上のとおり、各委員は、文章表現の違いはあるが、南島原市サテライトオフィスに関する補助金の事務処理は不適切であったと評価した。

南島原市においては、各委員の提言を参考にして、再発防止に努めていただきたい。

以上

第４　委員会開催経過

令和７年　３月２６日	第１回委員会開催（委員委嘱）
令和７年　５月　１日	第２回委員会開催
令和７年　６月　３日	第３回委員会開催
令和７年　７月　１日	第４回委員会開催
令和７年　７月２２日	第５回委員会開催
令和７年　９月　１日	第６回委員会開催
令和７年　９月２９日	第７回委員会開催
令和７年１０月２３日	第８回委員会開催
令和７年１０月２７日	第９回委員会開催
令和７年１２月　４日	第１０回委員会開催
令和７年１２月１０日	第１１回委員会開催
令和７年１２月１５日	第１２回委員会開催
令和８年　１月１３日	第１３回委員会開催
令和８年　２月１０日	第１４回委員会開催
令和８年　３月１９日	第１５回委員会開催
令和８年　３月２３日	第１６回委員会開催
令和８年　３月２６日	第１７回委員会開催
令和８年　４月１４日	第１８回委員会開催
令和８年　４月２０日	第１９回委員会開催
令和８年　５月２５日	第２０回委員会開催
令和８年　７月　８日	第２１回委員会開催
令和８年　７月１５日	第２２回委員会開催
令和８年　８月３１日	第２３回委員会開催

第５　第三者委員会委員名簿

委員長	弁護士	大田（おおた）　真和（まさかず）	（有明しまばら法律事務所）
副委員長	弁護士	安永（やすなが）　大乗（だいじょう）	（安永法律事務所）
委　員	公認会計士	八幡（やはた）　秀昭（ひであき）	（八幡公認会計士事務所）

認定証拠①

みずなし本陣土地建物売買契約書

[redacted]

みずなし本陣土地建物売買契約書

売主株式会社みずなし本陣（以下「甲」という。）と買主株式会社エバーグリーン（以下「乙」という。）は、後記の土地及び建物（以下、後記の土地を「本土地」、後記の建物を「本建物」といい、併せて「本物件」という。）に関し、次のとおり土地建物売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（売買）

第１条　甲は、乙に対し、本物件を、本土地が金３３，０００，０００円、本建物が金２２，０００，０００円（うち消費税等２，０００，０００円）の代金総額金５５，０００，０００円（うち消費税等２，０００，０００円）で売り渡すことを約し、乙はこれを買い受ける。

[redacted]

（代金の支払）

第２条　乙は、甲に対し、令和４年１１月３０日に、第５条に定める本物件の所有権移転登記手続と引換えに、売買代金５５，０００，０００円を支払う。

[redacted]

（売買対象面積）

第３条　本物件売買対象面積は、後記の登記簿上の面積によるものとし、これが実測面積と相違する場合であっても、甲及び乙は相互に相手方に対し売買代金の増減等、一切異議を申し出ず、また、請求を行わない。

２　甲は、乙に対し、本物件と隣地との境界については、境界標の設置及び境界の明示並びに確認を行わず引き渡すものとする。なお、万一、将来、各隣地と紛争等が生じても、甲は、その解消の責めを一切負わず、乙は自己の責任と負担において解決することを了承の上、本物件を買い受けるものとする。

（所有権の移転）

第４条　本物件の所有権は、甲が乙から第２条に定める売買代金を全額受領した時に、甲から乙に移転する。

（所有権移転登記手続）

第５条　甲は、乙による第２条に定める売買代金の全額の支払と引き換えに、本物件について乙が所有権移転登記手続をするのに必要となる、登記義務者として法務局に提出すべき一切の書類を乙に対し提供し、乙は甲に対して当該書類の受領書を提供する。

２　乙は、前項の書類を受領後、本物件についての所有権移転登記手続をその費用負担にお

いて行う。
3　前項の登記手続に要する費用は、乙の負担とする。
4　2項における所有権移転登記が令和5年1月1日以降となり、令和5年度の固定資産税を甲が支払った場合には、乙は固定資産税と同額を甲に対して即時に支払うものとする。

（本物件の引渡し）
第6条　甲は、乙に対し、令和4年11月30日に、第2条に定める売買代金の支払と引換えに、現状有姿のまま本物件を引き渡す。

（担保権等の抹消）
第7条　甲は、本物件の所有権移転の時までに、抵当権等の担保権、賃借権等の用益権その他乙の完全な所有権の行使を阻害する一切の負担を除去する。

（契約不適合責任）
第8条　甲は、民法第562条1項本文、第565条及び商法第526条の定めにかかわらず、本物件の種類または品質（建物基礎、杭、産業廃棄物、地中障害物、土壌汚染、油汚染を含むが、これらに限られない。）に関して、乙に対して、一切の担保責任を負わないものとする。

（残置物の処分）
第9条　本物件引渡時において、甲が本物件上に残置した甲所有の動産類については、甲がその所有権を放棄したものとし、乙はこれを自由に処分できるものとする。ただし、処分に要する費用は乙の負担とする。

（解除）
第10条　甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反した場合には、相当期間を定めて履行を催告した上、本契約を解除することができる。
2　甲又は乙は、民法第542条に定める場合には、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

（契約締結費用の負担）
第11条　本契約締結に要する費用は、甲乙の折半とする。

（反社会的勢力の排除条項）
第12条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
①　自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以

下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
④ 本物件の引渡し及び売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2 売主又は買主の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合
ウ 前項④の確約に反した行為をした場合
3 乙は、甲に対し、自ら又は第三者をして本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動拠点に供しないことを確約する。
4 甲は、乙が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
5 第2項または前項の規定によりこの契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、損害賠償額の予定として売買代金の 20%相当額を支払うものとする。
6 第2項または第4項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。
7 第2項又は第4項の規定によりこの契約が解除された場合の解除については、第2項、第4項、第5項及び前項の規定によるものとし、第10条は適用しない。
8 乙が第3項の規定に違反し、本件物件を反社会的力の事務所その他の活動の拠点に供したと認められる場合において、甲が第 4 項の規定により本契約を解除するときは、乙は甲に対し、第5項の違約金に加え、売買代金の 80%相当額の違約罰を制裁金として支払う。

（裁判管轄）
第13条 本契約に関し、紛争が生じたときは、本物件の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各１通を保有する。

令和４年１１月３０日

甲（売主）　長崎県南島原市深江町[redacted]

株式会社みずなし本陣

代表取締役[redacted]

乙（買主）　長崎県佐世保市[redacted]

株式会社エバーグリーン

代表取締役[redacted]

記

土地の表示

所在地		地目	地積（㎡）
南島原市深江町丁字上辛木崎	92番4	宅地	3,886.74
南島原市深江町丁字川原尻	6077番1	宅地	3,893.05
南島原市深江町丁字川原尻	6092番2	宅地	36.10
南島原市深江町丁字川原尻	6093番2	宅地	142.32
南島原市深江町丁字川原尻	6092番4	宅地	8.82
南島原市深江町丁字川原尻	6093番3	宅地	113.27
南島原市深江町丁字川原尻	6093番4	雑種地	17
南島原市深江町丁字川原尻	6094番4	雑種地	104
南島原市深江町丁字川原尻	6096番6	雑種地	5.17

建物の表示

所在地		種類	構造	床面積（㎡）	
南島原市深江町丁字上辛木崎	92番4の1	公衆浴場・休憩所	鉄骨造瓦葺2階建	1階	640.43
				2階	520.00
南島原市深江町丁字上辛木崎	92番4の2	店舗	木造スレート葺平屋建	—	63.17
	附属建物	店舗	木造スレート葺平屋建		39.71
南島原市深江町丁字川原尻	6077番の1	料理店・事務所	鉄骨造瓦葺2階建	1階	590.53
				2階	232.68
南島原市深江町丁字川原尻	6077番の2	店舗	鉄骨造瓦葺平屋建	—	529.32
南島原市深江町丁字川原尻	6077番の3	展示場	鉄骨造瓦葺平屋建	—	255.00

附属設備

所在地		種類	構造	床面積（㎡）
南島原市深江町丁字川原尻	6077番	附属家その他用	平屋建	18.81
		機械室	木造	
南島原市深江町丁字川原尻	6077番	工場倉庫その他用	平屋建	6.80
		その他	コンクリートブロ	
南島原市深江町丁字川原尻	6077番	工場倉庫その他用	平屋建	8.13
		貯蔵庫	コンクリートブロ	

以上

認定証拠②

金銭消費貸借契約書

金銭消費貸借契約書

株式会社エバーグリーン(以下「甲」という)と、[redacted](以下「乙」という)は、下記事項に関して金銭消費貸借契約書を締結する。

記

1．乙は2023年4月頃より開始される甲の道の駅事業(以下「本事業」という)の貸付として25,000,000円を2022年11月30日に甲へ支払う。

2．貸付期間は最長20年となる2042年10月末日迄とする。

3．甲は上記1による乙への返済を、年間で元金分1,250,000円と金利2%分となる25,000円を足した1,275,000円を、本事業開始月の翌日より月最低106,250円以上の金額を以って乙へ返済を行なうこととする。

4．甲が上記3を滞りなく行えない時には、金利:年3%の遅延損害金が発生し、甲は支払う義務が発生する。

5．甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は催告その他の手続を要することなく甲から乙へ返済残金を支払った上で、本契約を直ちに解除する事が出来る。

(1)破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらを申し立てたとき。

(2)第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。

(3)監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

(4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

(5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。

(6) 相手方への連絡が１ヶ月以上とることができなくなったとき。

(7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。

(8) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(9) 非社会勢力及びそれに類する事例が発覚したとき。

6．本事業における一切の責任は甲に帰属し、乙は負わない。

7．本契約に関する一切の争訟は、乙が指定する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所と

8．本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

また、必要に応じて別紙覚書作成しその文脈を優先して順守すること。

以上、本契約の成立を証すため、本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各１通を保有する。

2022年11月29日

(甲) 住所：長崎県佐世保市[redacted]

事業所名：株式会社エバーグリーン

代表者名：代表取締役[redacted]

(乙) 住所：長崎県南島原市有家町[redacted]

金銭消費貸借契約書

株式会社エバーグリーン(以下「甲」という)と、[redacted](以下「乙」という)は、下記事項に関して金銭消費貸借契約書を締結する。

記

1. 乙は2023年4月頃より開始される甲の道の駅事業(以下『本事業』という)の貸付として5,000,000円を2022年11月30日に甲へ支払う。
2. 貸付期間は最長20年となる2042年10月末日迄とする。
3. 甲は上記1による乙への返済を年間で元金分250,000円と金利2%分となる5,000円を足した255,000円を、本事業開始月の翌日より月最低21,250円以上の金額を以って乙へ返済を行なうこととする。
4. 甲が上記3を滞りなく行えない時には、金利:年3%の遅延損害金が発生し、甲は支払う義務が発生する。
5. 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は催告その他の手続を要することなく甲から乙へ返済残金を支払った上で、本契約を直ちに解除する事が出来る。
   (1)破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらを申し立てたとき。
   (2)第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
   (3)監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

(4)解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

(5)自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。

(6)相手方への連絡が１ヶ月以上とることができなくなったとき。

(7)相手方が本契約の各条項に違反したとき。

(8)その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(9)非社会勢力及びそれに類する事例が発覚したとき。

6．本事業における一切の責任は甲に帰属し、乙は負わない。

7．本契約に関する一切の争訟は、乙が指定する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所と

8．本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

また、必要に応じて別紙覚書作成しその文脈を優先して順守すること。

以上、本契約の成立を証すため、本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各１通を保有する。

2022年11月29日

(甲)住所:長崎県佐世保市[redacted]

事業所名:株式会社エバーグリーン[redacted]

代表者名:代表取締役[redacted]

(乙)住所:長崎県南島原市有家町[redacted]

認定証拠③-1

総務部長査定：令和５年度当初予算（案）再要求書

令和5年度当初予算　総務部長査定日程表

※ 所要時間は1件あたり15分(原課説明5分、質疑10分)を予定しております。
※ 時間割については目安ですので申し添えます。(部局内での順番の変更は可能です。)

期　日	時　間	所管部局		場所
1月12日（木）	9:00～	財政課		西有家庁舎2階　F会議室
1月13日（金）	9:00～	農林水産部	（12 件）	
		農林課	（11 件）	
		水産課	（1 件）	
	11:30～	総務部	（2 件）	
		防災課	（2 件）	
1月17日（火）	9:00～	福祉保健部	（16 件）	
		福祉課	（3 件）	
		こども未来課	（6 件）	
		北有馬こども園	（4 件）	
		健康づくり課	（3 件）	
1月18日（水）	9:00～	市民生活部	（2 件）	
		有家支所	（1 件）	
		南有馬支所	（1 件）	
	9:30～	環境水道部	（4 件）	
		水道総務課	（1 件）	
		上下水道課	（1 件）	
		環境課	（1 件）	
		衛生業務課	（1 件）	
	11:30～	総務部	（1 件）	
		総務秘書課	（1 件）	
	13:00～	地域振興部	（23 件）	
		地域づくり課	（8 件）	
		商工振興課	（6 件）	
		観光振興課	（9 件）	＋1件
1月19日（木）	9:00～	建設部	（24 件）	
		建設課	（17 件）	
		管理課	（3 件）	
		都市計画課	（4 件）	
	13:15～	教育委員会	（16 件）	
		教育総務課	（1 件）	
		学校教育課	（3 件）	
		生涯学習課	（4 件）	
		文化財課	（3 件）	
		世界遺産推進室	（5 件）	
			（99 件）	

【資料4】

令和5年度　当初予算(案)
再　要　求　書

［　総務部長査定　］

令和5年1月12日(木)

予 算 再 要 求 書

追加

個別事業コード		個別事業名称	道の駅再整備事業	部局名	地域振興部		課室等名	観光振興課
款	7 商工費	項	1 商工費	目	3 観光費	予算事業コード	11805	予算事業名称	観光地等周辺整備事業

節名称	細節番号	説明番号名称	原課要求内訳	金額(千円)	査定内容	金額(千円)	再要求の内訳	金額(千円)	査定結果額(千円)	現計予算額(千円)
18負担金、補助金及び交付金	3	101 デジタル田園都市国家構想交付金					デジタル田園都市国家構想交付金	104,763		
							市長に報告			
								0		
合計				0		0		104,763		0
歳入財源 国庫支出金							デジタル田園都市国家構想交付金	~~54,381~~ 52,381		
歳入財源 県支出金										
歳入財源 使用料及び手数料										
歳入財源 分担金及び負担金										
歳入財源 市債										
歳入財源 その他特定財源								~~50,382~~ 52,382		0
歳入財源 一般財源				0		0		104,763		0
歳入財源 合計				0		0				0

※参考資料となるものは、A4サイズ以下にして添付して下さい。

再要求の根拠（必要性）

道の駅みずなし本陣の事業再開に際して、老朽化した施設のリノベーション、及び利用促進にかかる広報活動やセールス活動に要する経費を支援するもの。

事業の概要

新たな道の駅の再開を目指すため、道の駅の一部をサテライトオフィスなどのコミュニティスペースや簡易宿泊施設の整備を行うともに、利用促進にかかる広報活動やセールス活動に要する経費を支援するもの。

算出の基礎

・施設整備支援　89,163千円
・施設の利用促進のためのプロジェクト推進　11,600千円
・進出支援金の支給4,000千円
合計 104,763千円

認定証拠③-2

市長査定：令和５年度当初予算（案）再要求書

令和5年度当初予算　市長査定日程表

※　所要時間は1件あたり15分（原課説明5分、質疑10分）を予定しております。
※　時間割については目安ですので申し添えます。（部局内での順番の変更は可能です。）

期　日	時　間	所管部局		場所
１月２７日（金）	９：００～	財政課		西有家庁舎 応接室
１月３１日（火）	９：００～	福祉保健部	（７件）	西有家庁舎 ２階Ｆ会議室
		福祉課	（１件）	
		こども未来課	（５件）	
		北有馬こども園	（１件）	
	１０：３０～	教育委員会	（６件）	
		学校教育課	（２件）	
		生涯学習課	（１件）	
		世界遺産推進室	（３件）	
	１５：００～	地域振興部	（10件）	
		地域づくり課	（５件）	
		商工振興課	（５件）	
２月１日（水）	９：００～	建設部	（７件）	
		建設課・管理課	（７件）	
	１０：００～	環境水道部	（４件）	
		環境課	（３件）	
		上下水道課	（１件）	
	１３：１５～	農林水産部	（３件）	
		農林課	（３件）	
	１４：１５～	地域振興部	（４件）	
		観光振興課	（４件）	
	１５：４５～	総務部	（１件）	
		総務秘書課	（１件）	
			（42件）	

【資料4】

令和5年度　当初予算(案)
再　要　求　書

［　市長査定　］

令和5年1月27日(金)

予 算 再 要 求 書

個別事業コード		個別事業名称	道の駅再整備事業	部局名	地域振興部	課室等名	観光振興課
款	7 商工費	項	1 商工費	目	3 観光費	予算事業コード	I1805
予算事業名称	観光地等周辺整備事業						

節名称	細節番号	説明番号名称	原課要求内訳	金額（千円）	査定内容	金額（千円）	再要求の内訳	金額（千円）	査定結果額（千円）	現計予算額（千円）
18負担金、補助金及び交付金	3	101 デジタル田園都市国家構想交付金					デジタル田園都市国家構想交付金	110,808		
合計				0		0		110,808		0
歳入財源 国庫支出金							デジタル田園都市国家構想交付金	55,404		
歳入財源 県支出金										
歳入財源 使用料及び手数料										
歳入財源 分担金及び負担金										
歳入財源 市債										
歳入財源 その他特定財源										
歳入財源 一般財源				0		0		55,404		0
歳入財源 合計				0		0		110,808		0

※参考資料となるものは、A4サイズ以下にして添付して下さい。

再要求の根拠（必要性）

道の駅みずなし本陣の事業再開に際して、老朽化した施設のリノベーション、及び利用促進にかかる広報活動やセールス活動に要する経費を支援するもの。

事業の概要

新たな道の駅の再開を目指すため、道の駅の一部をサテライトオフィスなどのコミュニティスペースや簡易宿泊施設の整備を行うとともに、利用促進にかかる広報活動やセールス活動に要する経費を支援するもの。

算出の基礎

・施設整備支援　96,208千円
・施設の利用促進のためのプロジェクト推進　10,600千円
・道出支援金の支給4,000千円
合計 110,808千円

歳出予算査定通知書【当初】

令和 5年 3月31日作成

令和 5年度

所属	103030200	商工観光課	事業	11805	観光地等周辺整備事業
会計	1	一般会計	事業概要	阿急阿市に点在する観光施設や観光スポット、宿泊施設を適正に保存・整備し、外国人観光客を含む全ての観光客が楽しめるように環境整備等を行う。観光地等の保守整備を行い、観光客を快く迎え入れるようにすることで、交流人口の拡大及びリピーターの確保を図る。	
款	7	商工費			
項	1	商工費	要求額	査定額	比較
目	3	観光費	12,100	132,308	120,208

財源内訳					他の内訳				
国支出金	県支出金	一般財源			分・負担金	寄附金	繰入金	財産収入	
55,404	2,000				0	0	2,000	0	
地方債	その他				使・手数料	諸収入	繰越金	その他	
0	6,000	68,904			0	0	0	4,000	

節	細節	細々節	節・細節・細細節 名称	要求額 A (千円)	査定額 B (千円)	比較 B－A (千円)	説明	内訳	明細番号	説明名称及び積算根拠	金額 (円)	(前年度) 説明名称 積算根拠	(前年度) 金額 (円)
								8			0		
								9		<総務部長査定内容>	0		
								10		事業内容の精査により説明を要するためゼロ査定とする。	0		
								11			0		
								12		<市長査定内容>	0		
								13		事業内容の精査によりゼロ査定とする。	0		
18			負担金補助及び交付金	0	110,808	110,808							
	3		交付金	0	110,808	110,808							
								101	29785	デジタル田園都市国家構想交付金	110,808,000		
								1		【道の駅整備事業】	0		
								2			0		
								3		0円→0円→ 110,808千円	110,808,000		
								4			0		
								5		<総務部長査定内容>	0		
								6		事業内容の精査により説明を要するためゼロ査定とする。	0		
								7			0		
								8		<市長査定内容>	0		
								9		事業内容の精査により要求のとおりとする。	0		

PAPR_L02042214DSATEI

61/ 92

認定証拠③-3
歳出予算査定通知書

歳入予算査定通知書【当初】

令和 5年 3月31日作成

令和 5年度

所 属 103030200 商工観光課 | 会 計 1 一般会計

款	項	目	節	細節	細々節	科目名称	要求額A（千円）	査定額B（千円）	比較 B－A（千円）	説明	内訳	明細番号	説明名称及び積算根拠	金額（円）	充当先予算科目	充当先事業	充当額（千円）
											2		小人 300円* 600人	180,000			
											3		シャワー 300円*1,000人	300,000			
										4		6059	有馬キリシタン遺産記念館入館料	6,650,000	7001003	世界遺産ガイダンス	6,650
											1		入館料・一般 300円×20,000人	6,000,000			
											2		・高校生 200円×1000人	200,000			
											3		・小中学生 150円×3,000人	450,000			
15						国庫支出金	0	55,404	55,404								
	2					国庫補助金	0	55,404	55,404								
		1				総務費国庫補助金	0	55,404	55,404								
			3			デジタル田園都市国家構想交付金	0	55,404	55,404								
										1		9300	デジタル田園都市国家構想推進交付金	55,404,000	7001003	観光地等周辺整備事	55,404
											1		道の駅再整備事業	0			
											2			0			
											3		0円→0円→ 55,404千円	55,404,000			
											4			0			
											5		＜総務部長査定内容＞	0			
											6		事業内容の精査により説明を要するためゼロ査定とする。	0			
											7			0			
											8		＜市長査定内容＞	0			
											9		事業内容の精査により再要求のとおりとする。	0			
16						県支出金	10,150	10,150	0								
	2					県補助金	10,150	10,150	0								
		5				商工費県補助金	10,150	10,150	0								
			1			商工費県補助金	6,000	6,000	0								
										101		7412	地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金	6,000,000	7001002	商工振興対策事業	6,000
											1		地域雇用創出チャレンジ支援事業補助金	0			

PAPR_L02042214ISATEI

歳入予算査定通知書

歳出充当一覧表【当初】

令和 7年 3月31日作成

令和 5年度

所属	103030200	商工観光課	事業	11805	観光地等周辺整備事業
会計	1	一般会計	事業概要	南魚原市に点在する観光施設や観光スポット、宿泊施設を適正に保存・整備し、外国人観光客を含むすべての観光客が楽しめるように環境整備等を行う。観光地等の保存整備を行い、観光客を含く招え入れるようにすることで、交流人口の拡大及びリピーターの確保を図る。	
款	7	商工費			
項	1	商工費	本年度		
目	3	観光費	132,308		

財源内訳	国支出金	県支出金	一般財源	他の内訳	分・負担金	寄附金	繰入金	財産収入
	55,404	2,000			0	0	2,000	0
	地方債	その他	68,904		使・手数料	諸収入	繰越金	その他
	0	6,000			0	0	0	4,000

充当先 歳出性質	経節	節	細節	細々節	説明	明細番号	歳出説明名称	充当元 会計	款	項	目	節	細節	細々節	説明	明細番号	歳入説明名称	財源	充当額（千円）
75 （2）補助交付金（補助／他）	廃	18	3		101	29785	デジタル田園都市国家構想交付金	1	15	2	1	3			1	9300	デジタル田園都市国家構想推進交付金	国庫支出金	55,404
189 （6）修繕料	経	10	6		1	29760	修繕料	1	1	5	1	1			1	316	現年課税分	その他特定財源	4,000
189 （5）修繕料	経	10	6		1	29760	修繕料	1	16	2	3	2			102	9295	地域脱炭素のための重点対策加速化事業推進補助金	県支出金	2,000
189 （6）修繕料	経	10	6		1	29760	修繕料	1	19	2	6	1			1	8357	公共施設整備基金繰入金	繰入金	2,000
																	合計		63,404

1 / 1

PAPR_L020DJUTO

歳出充当一覧表

議案第１４号

令和５年度南島原市一般会計予算

令和５年度南島原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３０，８１１，６６７千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和５年２月２２日提出

南島原市長　松　本　政　博

令和５年度南島原市一般会計予算（当初）

単位：千円

歳　入

款	項	金　額
11. 地方交付税		12, 600, 000
	1. 地方交付税	12, 600, 000
12. 交通安全対策特別交付金		4, 000
	1. 交通安全対策特別交付金	4, 000
13. 分担金及び負担金		57, 933
	1. 分担金	251
	2. 負担金	57, 682
14. 使用料及び手数料		489, 226
	1. 使用料	228, 241
	2. 手数料	260, 985
15. 国庫支出金		4, 280, 423
	1. 国庫負担金	3, 102, 740
	2. 国庫補助金	1, 163, 718
	3. 委託金	13, 965
16. 県支出金		2, 756, 060
	1. 県負担金	1, 622, 510
	2. 県補助金	976, 181
	3. 委託金	157, 369
17. 財産収入		35, 877
	1. 財産運用収入	35, 875
	2. 財産売払収入	2
18. 寄附金		702, 501
	1. 寄附金	702, 501
19. 繰入金		1, 501, 838
	1. 特別会計繰入金	1
	2. 基金繰入金	1, 501, 837

歳　出

単位：千円

款	項	金　額
1. 議会費		210,749
	1. 議会費	210,749
2. 総務費		4,116,126
	1. 総務管理費	3,487,592
	2. 徴税費	269,970
	3. 戸籍住民基本台帳費	89,843
	4. 選挙費	26,028
	5. 統計調査費	212,142
	6. 監査委員費	30,551
3. 民生費		10,301,469
	1. 社会福祉費	5,629,895
	2. 児童福祉費	3,932,378
	3. 生活保護費	738,536
	4. 災害救助費	660
4. 衛生費		2,806,373
	1. 保健衛生費	1,777,476
	2. 清掃費	1,028,897
5. 労働費		533
	1. 労働諸費	529
	2. 失業対策費	4
6. 農林水産業費		1,488,143
	1. 農業費	1,223,106
	2. 林業費	49,495
	3. 水産業費	215,542
7. 商工費		808,668
	1. 商工費	808,668

南島原市一般会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1　総括

（歳入）

単位：千円

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 市税	3,382,234	3,312,206	70,028
2. 地方譲与税	221,200	263,362	△42,162
3. 利子割交付金	1,000	1,800	△800
4. 配当割交付金	10,000	8,000	2,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000	7,000	3,000
6. 法人事業税交付金	38,000	25,000	13,000
7. 地方消費税交付金	1,048,000	1,048,000	0
8. ゴルフ場利用税交付金	5,000	5,000	0
9. 環境性能割交付金	12,000	15,000	△3,000
10. 地方特例交付金	9,000	14,000	△5,000
11. 地方交付税	12,600,000	12,500,000	100,000
12. 交通安全対策特別交付金	4,000	4,000	0
13. 分担金及び負担金	57,933	65,980	△8,047
14. 使用料及び手数料	489,226	496,217	△6,991
15. 国庫支出金	4,280,423	4,356,804	△76,381
16. 県支出金	2,756,060	2,655,618	100,442
17. 財産収入	35,877	35,160	717
18. 寄附金	702,501	701,351	1,150
19. 繰入金	1,501,838	1,090,556	411,282
20. 繰越金	1	1	0
21. 諸収入	222,574	247,493	△24,919
22. 市債	3,424,800	2,719,600	705,200
歳入合計	30,811,667	29,572,148	1,239,519

単位：千円

（歳　出）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	210,749	214,368	△3,619	0	0	13	210,736
2. 総務費	4,116,126	3,919,267	196,859	305,592	85,300	1,148,563	2,576,671
3. 民生費	10,301,469	10,282,271	19,198	5,075,288	71,300	138,493	5,016,388
4. 衛生費	2,806,373	2,767,448	38,925	155,895	16,400	377,268	2,256,810
5. 労働費	533	533	0	0	0	0	533
6. 農林水産業費	1,488,143	1,846,585	△358,442	475,813	191,900	34,185	786,245
7. 商工費	808,568	664,362	144,306	72,550	11,000	219,135	505,983
8. 土木費	3,819,473	3,206,383	613,090	599,772	1,984,800	137,121	1,097,780
9. 消防費	1,513,731	1,336,137	177,594	5,486	498,200	4,328	1,005,717
10. 教育費	2,915,920	2,363,892	552,028	312,737	409,300	142,466	2,051,417
11. 災害復旧費	113,760	71,764	41,996	33,350	16,600	1	63,809
12. 公債費	2,666,722	2,849,138	△182,416	0	0	60,864	2,605,858
13. 予備費	50,000	50,000	0	0	0	0	50,000
歳　出　合　計	30,811,667	29,572,148	1,239,519	7,036,483	3,284,800	2,262,437	18,227,947

単位：千円

（款） 15 国庫支出金 （項） 1 国庫負担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節 区分	節 金額	説明	
2. 衛生費国庫負担金	17,288	1,288	16,000	1. 保健衛生費国庫負担金	17,288	こども未来課	17,288
						母子保健衛生費国庫負担金	1,288
						出産・子育て応援交付金	16,000
3. 災害復旧費国庫負担金	33,350	0	33,350	1. 公共土木施設災害復旧事業費負担金	33,350	建設課	33,350
						公共土木施設災害復旧事業費負担金	33,350
計	3,102,740	3,017,765	84,975				

（款） 15 国庫支出金 （項） 2 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	199,687	79,125	120,562	1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	31,786	財政課	73,668
						地方創生推進交付金	15,953
						地方創生拠点整備交付金	57,715
				2. 地方創生推進交付金	15,953	防災課	33,541
						デジタル田園都市国家構想推進交付金	19,138
				3. デジタル田園都市国家構想交付金	74,542	デジタル基盤改革支援補助金	11,302
						中間サーバ・プラットフォーム運営交付金	3,101
				4. デジタル基盤改革支援補助金	11,302	地域づくり課	5,288
						社会資本整備総合交付金	5,288
				5. 中間サーバ・プラットフォーム運営交付金	3,101	観光振興課	55,404
						デジタル田園都市国家構想推進交付金	55,404
				6. 社会資本整備総合交付金	5,288	市民課	31,786
						戸籍システム改修補助金（マイナンバー制度導入）	23,096
				7. 地方創生拠点整備交付金	57,715	マイナンバーカード交付事務費補助金	8,690
2. 民生費国庫補助金	185,591	235,528	△49,937	1. 社会福祉費国庫補助金	16,624	福祉課	16,624
						地域生活支援事業費等補助金	16,624
				2. 児童福祉費国庫補助金	157,970	こども未来課	157,970
						乳児家庭全戸訪問事業補助金	800
						一時預かり事業補助金	3,721
				3. 生活保護費国庫補助金	5,997	地域子育て支援拠点事業補助金	29,854
						養育支援訪問事業補助金	144
						子育て短期支援事業補助金	45
						延長保育事業補助金	8,551

（款） 7. 商工費　（項） 1. 商工費

単位：千円

										認証マーク推進事業 925
										商工振興課 925
										島原手延そうめん認証委員報償金 120
										食糧費 5
										認証ロゴ制作支援補助金 800
3. 観光費	357,721	242,778	114,943	63,404		74,325	219,992	1. 報酬	4,286	観光諸費 14,032
										観光振興課 14,032
								4. 共済費	64	南島原市観光地づくり推進協議会委員報償金 100
										普通旅費 196
								7. 報償費	530	消耗品費 50
										長崎県観光連盟負担金 421
								8. 旅費	3,491	長崎県グリーンツーリズム推進協議会負担金 50
										国立公園関係都市協議会分担金 15
								10. 需用費	32,481	地域活性化企業人負担金 13,200
										観光広域連携事業 13,205
								11. 役務費	8,083	観光振興課 13,205
										普通旅費 105
								12. 委託料	132,316	島原半島観光連盟負担金 13,100
										島原半島ジオパーク推進事業 7,130
								13. 使用料及び賃借料	3,577	観光振興課 7,130
										普通旅費 150
								17. 備品購入費	3,475	島原半島ジオパーク協議会負担金 6,980
										土石流被災家屋保存公園管理事業 2,263
								18. 負担金補助及び交付金	169,418	観光振興課 2,263
										光熱水費 92
										修繕料 950
										通信運搬費 37
										消防設備保守点検委託料 60
										警備委託料 260
										観光施設管理委託料 864
										観光施設管理事業 30,673
										人事課 64
										社会保険料 64
										観光振興課 30,609

（款） 7. 商工費　（項） 1. 商工費

単位：千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳				節		事業説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										一般作業員報酬	4,286
										謝礼金	180
										会計年度任用職員通勤費用弁償	300
										消耗品費	462
										燃料費	74
										印刷製本費	109
										光熱水費	3,352
										修繕料	2,000
										通信運搬費	681
										手数料	608
										資料館管理委託料	1,680
										空調設備保守点検委託料	110
										物品管理委託料	270
										調査業務委託料	28
										樹木管理委託料	3,615
										施設清掃業務委託料	6,687
										警備委託料	1,070
										観光施設管理委託料	1,739
										土地借上料	1,896
										機械器具借上料	573
										放送受信料	15
										その他使用料	4
										機械器具購入費	220
										九州・沖縄「道の駅」連絡会負担金	50
										九州・沖縄「道の駅」連絡会駅長会負担金	30
										全国「道の駅」連絡会負担金	20
										長崎県「道の駅」駅長会負担金	10
										電気自動車急速充電器管理負担金	540
										観光地等周辺整備事業	132,308
										観光振興課	132,308
										修繕料	18,000

（款） 7. 商工費　（項） 1. 商工費

単位：千円

測量設計監理委託料	3,500
デジタル田園都市国家構想交付金	110,808
もっと南島原事業	1,824
観光振興課	1,824
手数料	330
その他業務委託料	500
車借上料	994
観光情報発信事業	98,474
観光振興課	98,474
謝礼金	220
費用弁償	768
普通旅費	1,824
消耗品費	360
食糧費	96
印刷製本費	1,030
広告料	4,664
手数料	1,468
その他業務委託料	75,470
島原半島博物館連絡協議会負担金	20
九州オルレ負担金	400
ＰＲイベント参加負担金	1,800
誘客促進負担金	9,000
ＪＡＦ負担金	4
有家「蔵巡り」魅力創出事業費補助金	350
スポーツ団体宿泊促進補助金	1,000
南島原ひまわり観光協会支援事業	11,000
観光振興課	11,000
観光協会補助金	11,000
観光ガイド養成事業	1,138
観光振興課	1,138
普通旅費	38
その他業務委託料	1,100
農林漁業体験民泊推進事業	6,694
観光振興課	6,694

認定証拠④

「地方創生テレワーク事業計画（施設整備・利用促進事業）の提出について」と題する起案書

【起案用紙】

決裁	部長	課長	参事	主事						
	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]						
合議	地域振興部観光振興課観光振興班副参事	地域振興部観光振興課課長	総務部財政課財務班主事	総務部財政課政策班副参事	総務部財政課財務班参事	総務部財政課課長				
	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]				

文書分類	総務・企画	文書記号番号	4南地域第758号	保存年限	10年
ファイルID	222296	ファイル名	定住対策		
起案日	令和 5年 1月26日	起案者	地域振興部地域づくり課定住移住班 参事 [redacted]		
決裁日	令和 5年 1月30日				

件名　地方創生テレワーク事業計画（施設整備・利用促進事業）の提出について

1月中に交付対象事業者（観光振興課）から実施計画が提出され、県経由で内閣府へ事前相談を実施、その意見等を踏まえ修正依頼、再度実施計画が事業者（観光振興課）から提出されましたので、添付ファイルのとおり提出してよろしいか伺います。

この事業は、内閣府地方創生室が実施しているデジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ 「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たなひとの流れを創出する取組（地方創生テレワーク型）の事業になり、その事業の立上げに必要なハード／ソフト経費を支援するものとなっている。

地方創生テレワーク事業計画　標準タイプ

（担当部局）　地域振興部観光振興課

（交付対象事業の名称）道の駅再生事業

（交付対象事業の要素）②サテライトオフィス等開設支援事業

（対象の施設）　施設名称　道の駅みずなし本陣

施設所持者　株式会社エバーグリーン

施設運営者　同上

1/2 頁

【起案用紙】

（開設支援内容）　島原半島最大のコワーキング/シェアオフィス。１階には【食に関する】イベントが行えるようキッチン完備。
２階にある共有ラウンジやプライベートなオフィスは海を臨み作業ができ、都市部からのサテライト利用を促進する。
クラフトメモリアル館・島原遊覧館をプレゼン施設として整備。

総事業費　：130,808千円

交付対象経費：110,808千円（国費55,404千円、市負担55,404千円）

民間負担金　：20,000千円

※市負担については、観光振興課において令和５年度当初予算（要望）で計上

スケジュール

（1）事前相談：令和4年12月8日（木）から令和5年1月13日（金）まで
（県へ提出期限）令和5年1月11日（水）まで

（2）実施計画提出：令和5年1月23日（月）から1月25日（水）15時まで

（3）内示・公表：3月中旬頃

（4）交付決定：交付決定日4月3日（予定）

本市においては、要綱整備を今年度中予定。
昨年この計画については、島原市、壱岐市、長与町が策定されており、要綱については情報提供いただき作成していきたい。

2/2　頁

（別紙１－１）　地方創生テレワーク事業計画（施設整備・利用促進事業）　（抜粋）

都道府県名	長崎県	市区町村登名	南島原市	地方公共団体コード	42214

担当部局名	地域振興部　観光振興課			責任者名	佐々木　航	責任者役職	課長
担当者名	梶原　和隆	電話番号	0957-73-6632	担当者メールアドレス	kenkou@city.minamishimabara.lg.jp		

事業タイプ	標準タイプ	単独・広域連携	単独	マイナンバーカード申請率（12月末）	63	%	申請率による加点点数	2

(1) 基本項目

①交付対象事業の名称・対象事業の要素　　※実施する要素事業を選択すると、対応する「(2)各要素事業内容」の記載フォーマットが表示されます。

交付対象事業の名称
道の駅再生事業
交付対象事業の要素

① サテライトオフィス等整備事業	無	施設数	[redacted]	② サテライトオフィス等開設支援事業	有	施設数	1
③ サテライトオフィス等活用促進事業	無	施設数	[redacted]	④ 進出支援事業	有	対象数	4

※事業を"有"と選択する場合は施設数を必ず入力してください。"無"を選択した場合施設数の入力は不要です（0と入力しない）。フォーマット表示のマクロと連動しますので、正しく入力してください

②交付対象事業の背景・概要

<A. 交付対象事業の概要>

<事業内容>（交付対象事業の各要素について、簡潔に記載）

（1）施設整備支援費　116,208千円（96,208千円）
道の駅みずなし本陣の一部をサテライトオフィス、プレゼン施設、カフェ、ジム、コミュニティスペースに改修し、空き地に簡易宿泊施設も整備
テレワーク環境のために必要な什器・機器及び通信環境の整備

（2）施設の利用促進のためのプロジェクト推進　10,600千円
ホームページ、PR動画、パンフレット、進出企業・勤務企業への説明会、関連業界のフェアの開催、地元企業とのマッチング、デジタル講習会、技術相談、ベンチャー企業講演会等の実施

（3）進出支援金の支給4,000千円（1,000千円×4社）

<事業の背景・目的>

人口流出による過疎化と高齢化（65歳以上人口の割合40.7%）が急速に進み、活用力のある主要産業がない本市にとって、持続可能な地域社会を維持していくためには、①地場産業の振興、②起業、創業による新規産業の創出、③IT企業やサテライトオフィスを中心とした企業誘致などによる「しごとの確保」が必要である。（「南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より）特にサテライトオフィスの整備は、大規模工場の誘致と違い、サテライトオフィス環境の充実を図ることができれば、本市のような比較的小さな市であっても十分な競争力を持ち得る施策である。これまで、サテライトオフィスとして誘致活動を行ってきたが、サテライトオフィスの整備を進めている他の自治体との競争に勝てず、実現しなかった。
このような状況の中、一昨年11月に閉鎖された島原半島唯一の道の駅「みずなし本陣」の地域振興施設部分を(株)エバーグリーンが購入された。
そこで、道の駅の再生と併せ遊休施設の部分を活用したサテライトオフィスの整備の協議を(株)エバーグリーンと行い、進出企業にとって魅力あるサテライトオフィスを作ることで合意した。
今回の申請は、企業の進出を促すことで「しごとの確保」を通じた本市の持続可能な発展に寄与するとともに、道の駅の再生及び地域振興の発展拠点とすることを目的としてい

<B. 令和8年度（2026年度）末時点のKPI>

KPI① サテライトオフィス等施設を利用する企業数（社・団体）			KPI② サテライトオフィス等施設を利用する企業における、所在都道府県外の企業数（社・団体）			KPI③ サテライトオフィス等施設の利用者数（年間延べ人数）		
内訳	道の駅みずなし本陣	16	内訳	道の駅みずなし本陣	12	内訳	道の駅みずなし本陣	9970
	合計	16		合計	12		合計	9970

KPI④ サテライトオフィス等施設の利用者における、所在都道府県外の利用者数の割合（%）			KPI⑤ 移住者数（人）	65
内訳	道の駅みずなし本陣	49	（KPI⑤参考）令和4年12月1日時点の住民基本台帳人口（人）	42,629
	合計	49		

<C.1 事業に活用する地域の強み・資源とその理由>

本市は、活用されていない広い土地、数多くの空き家、悪い交通の便、大企業もなく、若者も少ないなどいわば「ないないづくし」の地域である。このような日本の地方が抱える課題を凝縮する地域である本市において、市が持つ以下のような３つの強みや状況（課題）を生かす企業・学校・人をサテライトオフィスに誘致することにより、市の施策と相まってこれらの解決策を生み出し、この南島原市という真っ白なキャンバスに新たな未来を描いていく。

（1）農業と食
本市は、自治体別農業産出額全国トップ30に７品目がランクインし、紀伊な土地を生かし４０品目以上を生産、農業出荷額は全国４９位、県内２位という位置にあり、農林水産省が取り組んでいるオーガニックビレッジとして積極的に取り組んでおり、その方向性は高く評価されている。

（2）レジリエンス
本市は、活火山の普賢岳（平成新山）を有し、レジリエンスに対しての市民の意識は高い、また市としても市民の安全の確保のためのレジリエンスへの取組は最優先の課題である。

（3）デジタル
本市は、交通の便が悪く、デジタルの恩恵が最もある地域であるにも関わらず、高齢化率が高いこともありマイナンバーカードの普及率の低さに見られるようにデジタル化が遅れている地域である。このような地域であるからこそ、日本が抱えるデジタル化推進の課題について、若者を始めとしたデジタル人材が様々なデジタル化推進のための試みを取り組む場として最適である。

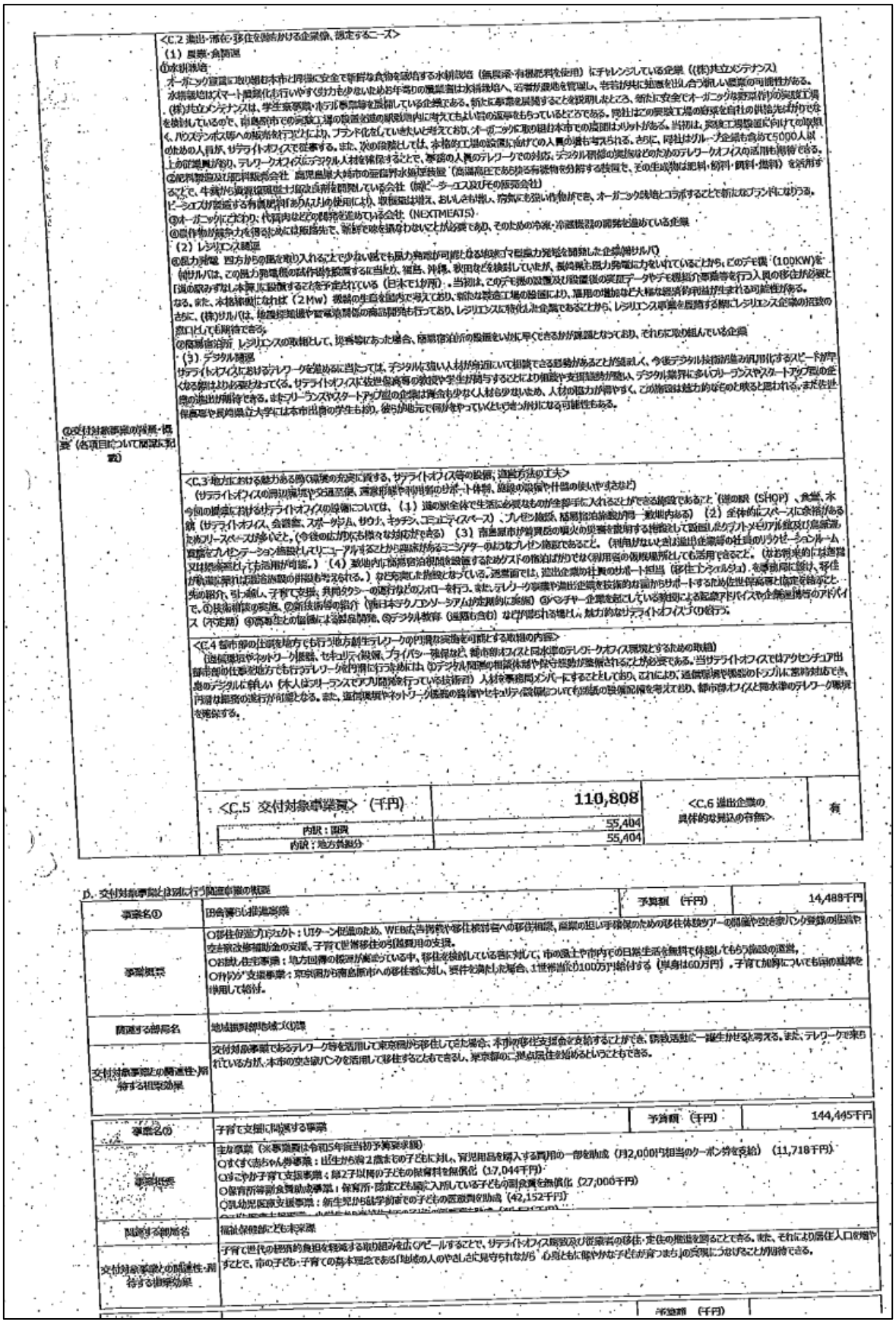

<C.2 進出・滞在・移住を働きかける企業像、想定するニーズ>

（1）農業・食関連

①水耕栽培

オーガニック認証に取り組む本市と同様に安全で新鮮な食物を栽培する水耕栽培（無農薬・有機肥料を使用）にチャレンジしている企業（(株)共立メテナンス）

水耕栽培はスマート農業化も行いやすく労力も少ないため若年層の農業者は水耕栽培へ、若者が農地を管理し、老若が共に知恵を出し合う楽しい農業の可能性がある。

(株)共立メンテナンスは、学生寮事業・ホテル事業等を展開している企業である。新たに事業を展開することを説明したところ、新たに安全でオーガニックな野菜作りの実証工場を検討しているので、南島原市での実証工場の設置を協議の期限内に考えてもよい旨の返事をもらっているところである。同社はこの実証工場の野菜を自社の供給先に加えてもらく、パウチテンポス等への販売を行うことにより、ブランド化なしていきたいと考えており、オーガニックに取り組む本市での展開はメリットがある。当初は、実証工場設置に向けての準備のための人員が、サテライトオフィスで従事する。また、次の段階としては、本格的工場の設置に向けての人員の増も考えられる。さらに、同社はグループ企業を含めて5000人以上の従業員があり、テレワークオフィスにデジタル人材を確保することで、事業の人員のテレワークでの対応。デジタル部門の実施などのためのテレワークオフィスの活用も期待できる。

②肥料製造及び肥料販売会社　鹿児島県大崎市の畜産排水処理装置（高温高圧であり硫化有機物を分解する装置を、その生成物は肥料・飼料・燃料）を活用することで、牛糞から資源循環型土壌改良剤を開発している会社（(株)ニーテックス及びその関連会社）

ビーフエが製造する有機肥料（ありんりの使用により、収穫量は増え、おいしさも増し、病気にも強い作物ができ、オーガニック栽培とコラボすることで新たなブランドになりうる。

③オーガニックにこだわり、代替肉などの開発を進めている会社（NEXTMEATS）

④農作物が競争力を得るためには販路先で、新鮮で味を損なわないことが必要であり、そのための冷凍・冷蔵機器の開発を進めている企業

（2）レジリエンス関連

⑤風力発電　四方からの風を取り入れることで少ない風でも風力発電が可能となる地球コマ型風力発電を開発した企業(株)ルバル）

(株)ルバルは、この風力発電機の試作機を設置するに当たり、福島、神奈、秋田などを検討していたが、長崎県と風力発電に力を入れていることから、このデモ機（100KW）を「潰の駆みずなし本舗」に設置することを予定されている（日本で1台用）。当初は、このデモ機の設置及び設置後の実証データやデモ機紹介等積等を行う人員の移住が必要となる。また、本格稼働になれば（2MW）機械の生産を国内で考えており、新たな製造工場の設置により、雇用の増加など大幅な経済効果が見込まれる可能性がある。

さらに、(株)ルバルは、地震探知機や電磁波関係の商品開発も行っており、レジリエンスに特化した企業であることから、レジリエンス事業を展開する際にレジリエンス企業の誘致の窓口としても期待できる。

⑥簡易宿泊所　レジリエンスの取組として、災害等にあった場合、簡易宿泊所の設置をいち早くできるかが課題となっており、それらに取り組んでいる企業

（3）デジタル関連

サテライトオフィスにおけるテレワークを進めるに当たっては、デジタルに強い人材が身近にいて相談できる必要があることが望ましく、今後デジタル技術が進み利用化するスピードが早くなる際はより必要となってくる。サテライトオフィスに従世代高年の就労や学生が関与することにより相談や支援態勢が整い、デジタル業界に多いフリーランスやスタートアップ型の企業の進出が期待できる。またフリーランスやスタートアップ型の企業は資金も少なく人材も少ないため、人材の協力が得やすく、この施設は魅力的なものと映ると思われる。まだ佐世保高専や長崎県立大学には本市出身の学生もおり、後らが地元で何かをやっていくというきっかけになる可能性もある。

②交付対象事業の内容・概要（各項目について関連に記載）

<C.3 地方における魅力ある働く環境の充実に資する、サテライトオフィス等の設置、運営方法の工夫>

（サテライトオフィスの周辺環境や交通基盤、運営形態や利用者のサポート体制、施設の設備や什器の使いやすさなど）

今回の提案におけるサテライトオフィスの設備については、（1）潰の駅全体で生活に必要なものが全部手に入れることができる施設であること（潰の駅（SHOP）、食堂、本館（サテライトオフィス、会議室、スポーツジム、サウナ、キッチン、コミュニティスペース）、プレゼン施設、短期宿泊施設（同一敷地内ある）（2）全体的にスペースに余裕がある。ためリースペースが多いこと。（今後の広がりにも柔軟な対応ができる）（3）南島原市が着目点の噴火の災害を説明する施設として設置したジオラマ・メモリアル施設及び高解像度プレゼンテーション施設としてリニューアルすることから魅力があるミニシアターのようなプレゼン施設であること。（利用がないときは通信企業等の社員のリラクゼーションルーム又は臨時宿泊として活用が可能。）（4）敷地内に短期宿泊施設を設置するためゲストの宿泊はがりでなく（利用者の仮規場所としても活用できること。（なお将来的には通信が軌道に乗れば施設の拡張も考えられる。）など充実した施設となっている。通信面では、誘出企業の社員のサポート担当（移住コンシェルジュ）を準備局に設け、移住先の紹介、引っ越し、子育て支援、共用タクシーの運行などのフォローを行う。また、テレワーク事業や誘出企業を技術的な面からサポートするため佐世保高専と協定を結ぶことで、①技術相談の実施、②新技術等の紹介（(株)日本テクノロンソーシアムが定期的に実施）③ベンチャー企業を起こしている教授による起業アドバイスや企業連携等のアドバイス（不定期）④高専生との協働による製品開発、⑤デジタル教育（遠隔も含む）などが図られる場とし、魅力的なサテライトオフィスの発行。

<C.4 都市部の仕事を地方でも行う地方創生テレワークの円滑な実施を可能とする取組の内容>

（通信環境やネットワーク構築、セキュリティ設備、プライバシー確保など、都市部オフィスと同水準のテレワーク環境とするための取組）

都市部の仕事を地方でも行うテレワークが円滑に行うためには、①デジタル関連の相談体制や保守態勢が整備されることが必要である。当サテライトオフィスではアクセンチュア出身の技術者を配置することとしており、これにより、通信環境や機器のトラブルに素時対応でき、高度のデジタルに詳しい（本人はフリーランスでアプリ開発を行っている技術者）人材を事務局メンバーにすることとしており、これにより、通信環境やネットワーク構築の整備やセキュリティ設備についても同様の設備配備を考えており、都市部オフィスと同水準のテレワーク環境を確保する。

<C.5 交付対象事業費>（千円）	110,808	<C.6 過出企業の具体的な見込の有無>	有
内訳：国費	55,404		
内訳：地方負担分	55,404		

D. 交付対象事業とは別に行う関連事業の概要

事業名①	田舎暮らし推進事業	予算額（千円）	14,488千円
事業概要	○移住促進プロジェクト：UIターン促進のため、WEB広告掲載や移住検討者への移住相談、職業の紹介手続保のための移住体験ツアーの開催や空き家バンク登録の促進や空き家改修補助金の支援、子育て世帯移住の引越費用の支援。 ○お試し住宅事業：地方回帰の機運が高まっている中、移住を検討している者に対して、市の魅力や市内での日常生活を無料で体験してもらう施設の運営。 ○移住の"支援事業：京京圏から南島原市への移住者に対し、要件を満たした場合、1世帯当たり100万円給付する（単身は60万円）。子育て加算についても同様の基準を併用して給付。		
関連する部局名	地域振興部地域政策課		
交付対象事業との関連性・期待する相乗効果	交付対象事業であるテレワーク等を活用して東京圏から移住してきた場合、本市の移住支援金を支給することができ、新規活動に一躍生かせると考える。また、テレワークで来られている方が、本市の空き家バンクを活用して移住することもできるし、東京都の二拠点居住を始めるということもできる。		

事業名②	子育て支援に関する事業	予算額（千円）	144,445千円
事業概要	主な事業（※事業費は令和5年度当初予算案ベース） ○すくすく赤ちゃん券事業：出生から満2歳までの子どもに対し、育児用品を購入する費用の一部を助成（月2,000円相当のクーポン券を支給）（11,718千円） ○ほっやか子育て支援事業：第2子以降の子どもの保育料を無償化（17,044千円） ○保育所等副食費助成事業：保育所・認定こども園に入所している子どもの副食費を無償化（27,000千円） ○乳幼児医療支援事業：新生児から就学前までの子どもの医療費を助成（42,152千円）		
関連する部局名	福祉保健部こども未来課		
交付対象事業との関連性・期待する相乗効果	子育て世代の経済的負担を軽減する取り組みを広くPRすることで、サテライトオフィス施設及び従業者の移住・定住の推進を図ることで含る。また、それにより居住人口を増やすことで、市の子ども・子育ての基本理念である「地域の人のやさしさに見守られながら」心身ともに健やかな子どもが育つまち」の実現につなげることが期待できる。		

		予算額（千円）	

事業概要	
関連する部局名	
交付対象事業との関連性・期待する相乗効果	

② サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）　<③サテライトオフィス等活用促進事業との同時実施不可>

②－1・民間サテライトオフィス運営事業者・コンソーシアムの施設の開設・運営の支援

対象の施設	(1)施設の名称	道の駅みずなし本陣	
	(2)施設の場所	長崎県南島原市深江町丁６０７７番地	
	(3)施設所有者等	株式会社エバーグリーン	
	(4)施設運営者等	株式会社エバーグリーン	
	支援対象要件	施設運営者は官公庁等（第三セクターのうち、出資金が１０億未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではない。	確認済
	(5)現行の施設概要・特長	当該施設は2021年11月に開業された「道の駅みずなし本陣」を昨年11月に株式会社エバーグリーンが再開するため買った施設である。総敷地面積は約8500㎡、主な施設として「本館（２階建て総床面積約1200㎡）、無尽館約500㎡、万福亭食堂（総床面積約850㎡）・クラフトメモリアル館・島原遊覧館（プレゼン施設）総床面積約250㎡、茶屋約100㎡」からなり総床面積は2900㎡の施設である。この広い敷地と余裕のある床面積という特長を生かし、いわばこの場所だけで生活関連のほとんどのことができる場所とする。また既存施設を有効に活用することでできるだけ少ない改装費で済む形で整備する。	
	(6)収容可能人数(２０人未満・２０人以上５０人未満・５０人以上)	５０人以上	
開設支援内容	支援概要 ※施設整備の概要・ポイントを記述するとともに、交付対象施設の周辺の環境が分かる位置図、整備図面、整備後のイメージ（内観、パース）を別添資料として提出してください	島原半島最大のコワーキング/シェアオフィス。１階には[食に関する]イベントが行えるようキッチン完備。島原半島の食材を活かした交流の活性化を行う。また、共有スペースのドリンク・軽食(道の駅で余った食材を活用)は30分-60分の食べ飲み放題で利用可能にすることで、地元の若い人のトレンドスポットとして県内外に発信する(東京などの大都市にしか存在しない施設形態)。 ２階にある共有ラウンジやプライベートなオフィス(人数によりフレキシブルに変更)は海を臨み作業ができ、今の時代の[逆の意味で]初会人が描く憧れを再現することで都市部からのサテライト利用を促進する。 クラフトメモリアル館・島原遊覧館をプレゼン施設として整備。	
	支援する施設が施策目的に適合する理由	本施設は島原市、愛仙市、南島原市の３市の中心に位置し、広い駐車場スペース、広大な敷地（約8,500㎡）の中に5つの施設を持ち、そのうちの本館は2階合わせて1160㎡の規模がありサテライトオフィスとして十分な広さがとれるばかりでなく、セキュリティを考え２階にサテライトオフィス、カフェ、会議室とし、１階は共用スペースとして市民も利用できるようにし、スポーツジム、サウナ、キッチン、コミュニティスペースとして整備する。また、プレゼン施設も内・外装の改修のみで設置が可能で比較的安価に整備ができ、他の施設と合わせて食事や買い物の場所と一体化できるため、いわばGOOGLEのオフィスのようにこの場所で生活の大半ができる施設として整備が可能である。	
	区分		既存施設の活用についての検討の有無（区分が「新築」の場合）
	既存施設の活用についての検討の内容（区分が「新築」の場合）		

		項目	金額（千円）（民間負担分等は除く）	小計（千円）
経費	[経費A] 本事業を推進するための主たる経費	本館改装費	73,220	[経費A]の小計
		クラフトメモリアル館・島原回遊館改装費	5,000	83,855
		デジタル関連機器	2,791	
		机・椅子等什器	2,844	
				千円
	[経費B] 本事業を推進するために必要なその他の経費 [経費B1]（5割未満） 利用促進の観点から事業に必要と認められる附帯施設・設備等の経費（居住スペース、カフェ、地域交流スペース等）	簡易居住施設	6,000	[経費B1]の小計
		カフェ関連費（セルフ）	990	12,353
		スポーツジム用機器	558	
		キッチン関連用品	1,955	
		サウナ設備	2,850	千円
	[経費B2]（2割以内） ・用地取得費・造成費、外構工事費 ・既存施設の除却・解体費 ・整備対象施設の取得費			[経費B2]の小計
				千円
	[経費B]経費B1と経費B2の小計　（5割未満）			12,353
	[経費C]交付対象事業費（経費Aと経費Bの合計）			96,208
	内訳：国庫　（高水準タイプは3/4、標準タイプは1/2）			48,104
	内訳：地方負担分　（高水準タイプは1/4、標準タイプは1/2）			48,104
	民間負担分（千円）[必須]			20,000
	[参考]その他　追加地方負担分等（千円）			
	[参考](交付対象事業費・民間負担分等を含む)全体事業費（千円）			116,208

①・②共通－プロジェクト推進（プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトの推進）

プロジェクト推進の概要 （「C1. 進出・滞在・移住を検討する企業群、選定するニーズ」を踏まえて記載）	本市は、都市圏の企業から距離も近く、ネームバリューもないことから、①農や食関係②レジリエンス関係③デジタル関係の3つの分野に関係する企業に絞り誘致活動を行うことを基本方針とする。プロモーションビデオやホームページ、パンフレット、チラシはターゲットに合わせた作りとする。具体的な活動としては、 （1）進出予定企業(2社(株)共立メンテナンス・(株)サルバ)に対するPRビデオ等を活用した説明会の実施（要望の聞き取り→改善→契約へ） （2）進出予定企業従業員の滞在・移住へのサポート （3）農業・食の分野については、肥料関連業界、農協等の業界団体、(株)共立メンテナンスの取引会社、親会社である(株)ビーシーエスやNEXTMEATSなどに対して誘致活動を行う。また、水耕栽培工場の完成発表会や(株)エバーグリーンを介したハウステンボスでの農・食フェアなどのイベントを通じて周知を図る。 （4）レジリエンスの分野については佐世保レジリエンスジャパン協議会と連携を図りながら同協議会の各部会のメンバーに対して同知を図るとともに同協議会主催の講演会や防災関連フェア等を利用する。また(株)サルバの取引先についても勧誘を行う。 （5）デジタル関連については、佐世保高専の教授や高専生の活用ができることを目玉にスタートアップ型の企業やスタートアップ型志向を行う企業にターゲットを絞り、長崎県内の起業支援センターや大学(長崎県立大学、長崎大学、長崎総科大学）に対しPR動画、パンフレット等を配布し、説明会を開催する。また、佐世保高専の教授で福岡でベンチャー企業を起こしベンチャー企業の集まりを主催されている先生がいらっしゃるので、そうした企業を招いたり紹介したりする中で本サテライトオフィスの魅力を伝え、誘致を図る。 （6）デジタル技術は、テレワークや通常の事務をより効率的に行う上で非常に大きな役割を果たすものであり、デジタル化を進めることで事務の効率化を図ることができる。デジタル化による事務の効率化をPRビデオ等で発信することで会社の通常事務についてテレワークで行うことを考えている企業の誘致を図る。 （7）進出企業が定着したら西日本テクノコンソーシアムによる地元企業との懇談会さらにはマッチング事業を実施することで次のステップへの場を作
KPIの達成に向けてプロジェクト推進の実施により見込まれる効果	今回の取組はターゲットを絞ったプロモーション事業となるため、目標とする1年間で4社ずつぐらいの進出は十分可能（すでに2社については進出を積極的に検討してもらっている）と考えている。スタートアップを目指す企業にとっても人的支援体制や様々なフェア・シンポジウム等が開催されることでそれらのイベントを通じた横の広がりが期待できる。

	項目	金額（千円）
経費 内訳（施設整備・運営に関する経費以外のソフト経費）	ＰＲ動画・ホームページ・パンフレット等の製作（進出企業の動向等も含む）	4,500
	進出企業への勧誘事業	1,000
	佐世保高専の先生によるデジタル技術相談、デジタル講習	600
	西日本テクノコンソーシアム加入企業とのビジネスマッチング事業	500
	レジリエンス関連フェアや工場の開催	2,000
	農業フェアの開催	2,000
交付対象事業費		10,600
内訳：国費（高水準タイプは3/4、標準タイプは1/2）		5,300
内訳：地方負担分（高水準タイプは1/4、標準タイプは1/2）		5,300

⑥進出支援事業（①、②又は③の事業に附随する事業）

支援内容	進出支援事業概要	今回の提案では業界を絞った形で進出企業の誘致を図ることから、進出支援事業は、進出のための誘因として有効であるばかりでなく、進出企業が同じ関連業界にいる企業への紹介する誘因を与える意味でも大きな役割を果たす。また、(株)共立メンテナンスに関しては、水耕栽培事業の部署の誘致ばかりでなく、共通事務のテレワークオフィスとしての活用や社員へのデジタル技術の向上のための研修会の実施などが考えられ、それらを推進するための費用の一部補填としての役割も果たす。また、デジタル関連の進出企業は本サテライトオフィスが他の自治体と比べて競争力をもつための重要な要素である。デジタル関連の企業はスタートアップ企業が多いことから進出支援事業は進出企業にとっても魅力的な事業となり、これによりサテライトオフィスへの進出が決まるのであればオフィス運営側としてもコストパフォーマンスを考えると魅力的な事業となる。		
	支給開始予定時期	2023年8月（2社）		
	KPI達成に向けて「進出支援事業」の実施により見込まれる効果	進出企業の紹介による関連企業の誘致の成功 (株)共立メンテナンスの通常事務態勢のサテライトオフィスへの移動やデジタル研修会の場としての活用 デジタル関連のスタートアップ企業の誘致により佐世保高専の存在とともにデジタルのサポート態勢があるサテライトオフィスとしての評価を得ることで企業誘致が活性化		
	支給対象企業の要件	以下のすべてを満たす場合に進出支援金の対象となる。 ・「取扱い第1-1-(2)対象事業」における①～③の事業に係るサテライトオフィス等を利用する当該サテライトオフィス等の所在する市町村区域外の企業又は団体であること。 ・官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。 ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。		
		※上記に追加する要件があれば、その追加内容を記載： ①暴と食、②レジリエンス、③デジタルの3つの分野の企業に限定する。		
	返還制度の要件	（必須要件） （A）返還対象者の要件 以下のいずれかの要件に該当する申請企業は、助成金の返還対象とする。 （1）助成金の申請日から5年以内に、助成金を受理した市町村の区域内の施設の利用を終了した場合 （2）虚偽の申請であることや利用の実際がないこと等が明らかとなった場合。 ※ただし、申請企業の倒産、災害等のやむを得ない事情として助成金制度を設ける地方公共団体が認めた場合はこの限りではない。 ・（B）返還金額 ・助成金の申請日から3年以上5年以内に、助成金を受理した市町村の区域にある施設の利用を終了した場合：半額 ・助成金の申請日から3年未満で、助成金を受理した市町村の区域にある施設の利用を終了した場合：全額 ・虚偽の申請等が明らかとなった場合：全額		
		※上記に追加する要件があれば、その追加内容を記載。		
	上限件数（社）	4	1社あたりの支給上限金額（千円）	1,000
経費	交付対象事業費（千円）			4,000
	内訳：国費　（高水準タイプは3/4、標準タイプは1/2）			2,000
	内訳：地方負担分　（高水準タイプは1/4、標準タイプは1/2）			2,000

（3） 事業の推進体制について

		取組内容		
① 推進主体の体制	事業推進主体の名称	道の駅みずなし本陣サテライトオフィス運営委員会	設立時期	2023 年 3 月
	庁内の構成メンバー	地域づくり課長、観光振興課、商工振興課、農林課、環境課、防災課の各課長及び職員		
	庁外の構成メンバー	事務局は「道の駅みずなし本陣」の地域振興施設を所有する株式会社エバーグリーンが務め、事務局のメンバーとして4人が当たる。全体の管理及び独自の人的コネクションを使った進出企業の発掘は、（株）エバーグリーンが行う。また、関係機関（佐世保高専、西日本テクノコンソーシアム、長崎県立大学及びレジリエンスジャパン協議会）の調整、進出企業のフォロー及びプロモーション事業の企画並びに調整は元内閣府官僚で元長崎産業振興財団コーディネーターが担当し、それを補佐する体制として元アクセンチュアのデジタルに詳しいメンバーを確保する予定である。また、進出企業の社員の移住等の手続き相談窓口として移住コンシェルジュ1名を置く。他の庁外メンバーとしては①進出予定企業の株式会社サルバの代表及び共立メンテナンスの部長を予定し、進出企業の観点から、サテライトオフィスの運営についての助言や関連企業等への進出への動きかけの協力を行う。さらに		
官民連携による多様なメンバーが参画する推進体制となっているか（事業を実効的・継続的に推進するためには、庁内外の様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを発揮できる強力な人材を確保するとともに、必要な能力、知識を有した人材を適切な手段で確保することが望ましい。）	施設整備・運営における役割分担	庁内メンバーの役割		
		庁外メンバーの役割	（株）エバーグリーンが、設備については建築士・工務店等と入居予定の2社や関係機関からの要望等を調整、この体制は設備整備後も常にチャンネルが開かれるよう事務局が対応する。なお、高専生や県立大生活いスタートアップ企業の指導や市民へのデジタル教育については佐世保高専の産官学連携担当教授と事務局が緊密な連携を図ることでできるだけ多くの相談機会が設けられるように努める。	
	認知活動における役割分担	庁内メンバーの役割	地域づくり課・観光振興課・商工振興課・農林課・環境課・防災課（都市部で行われる相談会や説明会等でのPR）	
		庁外メンバーの役割	事務局が進出可能性のある企業を発掘またレジリエンスジャパン協議会や進出企業を通じて可能性のあるレジリエンス関連企業を紹介してもらい認知を図る。また佐世保高専の教授の中には福岡でベンチャー企業を起し福岡のベンチャー企業の協議会を運営している先生もいるためこうしたメンバー間の横の連絡を緊密にすることで様々なつながりをいかしていく。	
	PDCAの手法と頻度		事務局は各月ごとの動きを報告するために、2か月毎（運営も含む）に協議会を開催する。運営の在り方、プロモーション事業の進捗状況やイベント等の成果を報告するとともに、各メンバーからの意見を踏まえて、点検、改善を行い、次の活動へへ生かしていくというPDCAサイクルを実施する。	
② 民間メンバーの取組み 企業や利用者の認知活動における民間メンバーの具体的取組内容	認知活動における民間メンバーの具体的な取組内容		本プロジェクトのテーマである①農業・食関連、②レジリエンス関連、③デジタル関連の企業の認知が進められるため、事務局が認知活動を積極的に行う。株式会社共立メンテナンス、株式会社サルバはすでに入居を検討しているので、この2つの企業からもシナジー効果が見込まれる企業の紹介を検討してもらう。また、ビーシーエス株式会社（有機肥料）、ファーストキャビン（商品宿泊施設）、nextmeat（食）の進出については、サテライトオフィスの状況を説明することで認知を進める。また、レジリエンスのモデル地域としての取組を実現するため、レジリエンスジャパン協議会を通じてレジリエンス関連企業を紹介してもらい、レジリエンス関連企業の集積を図る。 また、株式会社サルバは、レジリエンス関連で冷凍技術や太陽光発電のパネル改良等についても、他の企業とのコラボを検討していることから、それらの企業に対し認知活動も行う。 また、佐世保高専の教授の中には福岡でベンチャー企業を起し福岡のベンチャー企業の協議会を運営しており、それらの人脈により幅広くスタートアップ企業を探し、認知につなげていく。	

（4） 地域への波及効果について

① 地域の雇用や賑わいの創出など地域経済への波及効果 着在・移住や関係人口の増加に伴い、進出企業のみならず、雇用、賑わい等への好影響を及ぼす取組みとなっているか。	地域雇用への効果、地域の賑わいへの効果、地元企業への効果	進出企業による雇用→進出企業の事業の発展による本格的事業化による雇用増 水耕栽培工場や地域ごま風力発電の設置を行い、それらに対する行政視察の増加 進出企業の社員に対するデジタル講座を開設し、それらの社員が講座の期間にサテライトオフィスを活用することで、賑わいが作られるとともに移住者間の勝因になおなる。 商品宿泊の重要な産業である農業について、デジタルオフィスに進出する企業やスマート農業を研究している佐世保高専の教授とコラボすることで新しい農業の可能性が広がり、他地域からの農業への参入の増加と農業の活性化が図られる。また本市の農
② 地域住民の生活向上への波及効果 着在・移住や関係人口の増加に伴い、地域活動への参画、地域住民との交流等を通じて、地域の生活改善につながるなど地域住民の生活向上への効果がみられるか。	地域住民との交流、地域の生活改善等	今回の施設では、1階を進出企業だけでなくコミュニティスペースとして運用することを考えており、同佐世保高専や長崎県立大学の学生によるデジタルの普及活動などを通じて若者と年寄りが交流する場となり、若い者からお年寄りまでの幅広い世代の交流の場となることで若者の知恵とお年寄りの知恵や経験が共有する場として利用するとともに、お年寄りが身近にデジタルを駆使できるような雑誌づくりを進めていき、デジタルが生活の一部として市民全体に広がり、住みやすい地域づくりを推進する。
③ 経費の適正性、費用対効果の考え方 事業の内容に照らして、過大な経費が計上されておらず、過大な施設設置とならず、高い費用対効果を示せる取組みとなっているか。（他地域への横展開の可能性）	事業費・施設設置の適正性、費用対効果の示し方	今回の施設整備では、できるだけ改装費がかからないよう本館をメインにし、プレゼン施設については既存の施設を活用することとしている。また、プロジェクト推進に当たっては、佐世保高専、長崎県立大学、西日本テクノコンソーシアム、レジリエンスジャパン協議会といった公的機関の協力で少ない費用でも、大きなプロジェクトとして展開できるような仕組みとしている。

（5） 事業スケジュール

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
施設整備・運営	施設の整備(本館・プレゼン施設) 運営委員会準備会の開催 契約 → 着工・工事完了	進出企業の入居（合計2社） 運営委員会の開催（フルメンバー） 開設・入居開始		
プロジェクト推進（企業認知活動等）	既に検討を行っている企業のフォロー プロモーション活動のための資料の整理（ホームページPR動画、パンフレット等の作成の準備） 工事完了後制作開始	進出企業のフォロー 進出企業動画事業（進出企業の関連企業） 農業・食関連イベント（肥料はこの時期が重要） レジリエンス関連のイベントの実施 水耕工場や風力発電の設置とそのPR	企業訪問(進出企業の関連業界企業に) 進出企業の活動状況のPR動画の作成→発信 スタートアップ企業への相談会の実施 ベンチャー企業講演会の開催 デジタル講座の開催（入居企業の社員向	進出補助企業訪問（関連業界） 行政視察(水耕栽培・風力) 地元企業とのマッチング事業 冬季休暇期間中の学生イベントの開催

（別紙１－２）地方創生テレワーク取組計画（施設整備・利用促進事業）

都道府県名	長崎県	市区町村等名	南島原市	地方公共団体コード	42214

担当部局名	地域振興部 観光振興課			責任者名	佐々木 航	責任者役職	課長
担当者名	櫨原 和隆	電話番号	0957-73-6632	メールアドレス	kankou@city.minamishimabara.lg.jp		

事業タイプ	標準タイプ	単独・広域連携	単独

交付対象事業の名称
道の駅再生事業

交付対象事業終了後の取組概要、収支内訳、重要業績評価指標（KPI）

令和6年度（2024年度）

取組概要（企業誘致・利用者増加の取組み、進出企業・利用者の定着に向けた取組等）	企業誘致については農業分野、レジリエンス分野、デジタル分野に絞り、関連業界企業を対象にサテライトオフィスについてのメールを送付し、関心を寄せた企業に対し、パンフレットの送付、さらに訪問による誘致を行う。その際できるだけ、現在の進出企業の状況を提供する。 レジリエンスジャパン協議会に参加する企業に対し、紹介を行ってもらい、誘致を図る。 また、進出予定の㈱共立メンテナンスは、従業員5000名を超える（連結ベース）会社であることから、同社の分業化に貢献できるような事務態勢を作り、誘致の拡大を図る。さらに、SuffVoteの技術等を活用し、市民のデジタル力を高める取組を行うとともに、デジタル人材の育成に関し、廃校を活用した学校づくり（保育所付き）についても協議する。 移住コンシェルジュを事務局に置き、進出企業の態勢づくりに支障が出ないようサポートを行なう。 西日本テクノコンソーシアムと連携し、進出企業が本格的に事業を行っていくに当たって、連携できる地元企業の紹介・マッチング・地元の人材や技術をつなげることで進出企業の定着化を図る。 佐世保高専との連携を深め、佐世保高専の学生が本サテライトを活用し、入居企業への就職、自らスタートアップ企業を興すなどの環境づ

地方創生テレワーク推進の取組に係る予定収支内訳

	項目	金額（千円）	備考
収入（施設利用料、共同負担、補助金等）	賃料等	3586	
	カフェ・ジム・プレゼン施設・施設宿泊	4383	
	コンサル系サービス	3800	移住支援、起業支援、進出企業支援
	その他	1200	進出企業商品販売手数料、講座実施
	収入合計【A】	12969	
支出（施設運営費、事業経費等）	給与等（3人）	8500	350万1人、250万1人、250万1人
	車両費	720	車リース1台 月4万円×1台×12月 ガソリン代月2万円×
	光熱費	3600	月25万円×12月（電気代の一部は風力発電で補う）
	原材料（食品等）	1200	月10万×12月
	謝金等（講座）	700	100（旅費含む）×4人,50×6人
	税等	1000	法人税、固定資産税
	支出合計【B】	15120	
差引（【A】−【B】）		-2151	

事業継続の考え方（施設の継続的運営に向けて、支出に対し、どのような収入で賄うのか、収支管理の範囲も踏まえて記載（施設単体での自立を目指すのか、事業ベースで収支管理していくのか等）	サテライトオフィス施設関連の収入に加え、進出企業の本市での活動を円滑にするための支援業務や進出企業の態勢づくりや販路の拡大等のいわゆるコンサル業務も併せて行うことで収入を確保され、交付金や補助金の活用も検討される。 経費面では㈱サルボのデモ機の設置による発電（100KW）による電気代の節約を図られる。（半年分） イベントやフェアの開催によるみずなし本陣全体への来客増により道の駅の収入の増加、水耕栽培の有機野菜・フルーツを納エバーグリーンが展開するハウステンボスのアンテナショップで販売されるなど、全体としての黒字化が図られる。 なお進出企業が本格的な活動に入った場合は、例えば（水耕工場の建設、原力発電事業２Mの実施、肥料製造会社又は販売会社の誘致、SuffVote事業の実施）などが実現し、これらによるコンサル業務の拡大ができるよう態勢づくりを進められる。

KPI（令和6年度末）

KPI① サテライトオフィス等施設を利用する企業数（社・団体）			KPI② サテライトオフィス等施設を利用する企業における、所在都道府県外の企業数（社・団体）			KPI③ サテライトオフィス等施設の利用者数（人）	
内訳	道の駅みずなし本陣	6	内訳	道の駅みずなし本陣	3	内訳	道の駅みずなし本陣	8709
合計		6	合計		3	合計		8709

KPI④ サテライトオフィス等施設の利用者における、所在都道府県外の利用者数の割合（%）			KPI⑤ 移住者数（人）	55
内訳	道の駅みずなし本陣	48	（KPI⑤参考）令和4年12月1日時点の住民基本台帳人口（人）	42,692
合計		48		

令和7年度（2025年度）

取組概要 （企業誘致・利用者増加の取組み、進出企業・利用者の定着に向けた取組等）	進出企業の誘致を引き続き実施する。 共立メンテナンスについては、同社の要望を踏まえた一部業務の受け入れ態勢を整える。 surfvote事業の実施（デジタル力のない人でも使える仕組みづくり、レジリエンスの中で必要な共助の仕組みづくり）⇒（子育て支援の仕組みにもつながる。） 風力発電事業の本格化とそれに合わせて、レジリエンス地域としてのモデル事業の候補地として態勢を整え、レジリエンス関係企業の集まる場所へ向けて情報を発信する。 水耕栽培事業を本格化し、農家及び有機肥料生産企業と連携を進め、事業化を推進する。

地方創生テレワーク推進の取組に係る予定収支内訳

	項目	金額（千円）	備考
収入（施設利用料、民間負担、補助財源等）	賃料等	6776	
	カフェ・ジム・プレゼン施設・簡易宿泊	4966	
	コンサル系サービス	5750	移住支援、起業支援、進出企業支援
	その他	1200	進出企業関連商品販売手数料等、講座実施
	収入合計【A】	18692	
支出（施設運営費、事業経費等）	給与等(4人)	11580	350万1人、300万1人、250万1人、250万1人
	車両費等	720	車リース1台 月4万円×1台×12月 ガソリン代月2万円×
	光熱費	3000	月25万円×12月（電気代の一部は風力発電で補う）
	原材料（食品等）	1800	月15万×12月
	謝金等(講座)	700	100(旅費含む) ×4人,50×6人
	税等	800	法人税、固定資産税
	支出合計【B】	18520	
差引（【A】－【B】）		172	

事業継続の考え方 （施設の継続的運営に向けて、支出に対し、どのような収入で賄うのか、収支管理の範囲を踏まえて記載（施設単体での自立を目指すのか、事業ベースで収支管理していくのか等）	施設単体で黒字化 収入源は前年度と同じだが進出企業の本格事業化に伴うコンサル料の増加。 移住増加による移住サービス等移住に関するワンストップサービスの定着 施設が地域に根付いてくることにより利用者の増加（地元民の利用の増加も含む）による収入の増加 風力発電デモ機の発電の本格化による光熱費の削減 移住の増加に伴う空き家改修等の仕事の増加に伴う空き家整備事業の増加に伴うコンサル業務等の拡充 により施設運営企業の施設運用分野での黒字化を達成する。 交付金や補助金の活用を検討する。

KPI（令和7年度末）

KPI① サテライトオフィス等施設を利用する企業数（社・団体）			KPI② サテライトオフィス等施設を利用する企業における、所在都道府県外の企業数（社・団体）			KPI③ サテライトオフィス等施設の利用者数（人）		
内訳	道の駅みずなし本陣	11	内訳	道の駅みずなし本陣	6	内訳	道の駅みずなし本陣	9694
合計		11	合計		6	合計		9694

KPI④ サテライトオフィス等施設の利用者における、所在都道府県外の利用者数の割合（%）			KPI⑤ 移住者数（人）	60
内訳	道の駅みずなし本陣	48	（KPI⑤参考）令和4年12月1日時点の住民基本台帳人口（人）	42,629
合計		48		

令和8年度（2026年度）

取組概要 （企業誘致・利用者増加の取組み、進出企業・利用者の定着に向けた取組等）	進出企業の誘致を引き続き実施、進出企業の事務の一部をサテライトオフィスで実施（進出企業の人材確保や人材育成の支援） デジタル関連の仕事の受注の本格化（デジタル人材の育成と集合化による） デジタル人材の育成のための態勢の本格化（他の企業との連携等による）（リカレント教育） 本格的なレジリエンス関連事業の実施（この2年の間に作り上げたレジリエンス関連企業とのネットワークをいかす） 有機栽培・水耕栽培の本格化 有機肥料の組み合わせを徹底する。 ブランド化 販売先の確保を支援 南島原の食へと生かす→観光につなげていく→海外を視野に入れた営業戦略も構築し支援(台湾企業等へのサテライトオフィスへの誘致) 3つの分野の進出企業のコラボや地元企業とのコラボによる新製品の開発のサポート 移住用空家の整備事業を行う企業への情報提供事業、子育て環境づくりの取組のサポート事業の実施

地方創生テレワーク推進の取組に係る予定収支内訳

	項目	金額（千円）	備考
収入（施設利用料、民間負担、補助財源等）	賃料等	9394	
	カフェ・ジム・プレゼン施設・簡易宿泊	5511	
	コンサル系サービス	8250	移住支援、起業支援4、進出企業支援
	その他	1200	進出企業商品販売、講座実施
	収入合計【A】	24355	
支出（施設運営費、事業経費等）	給与等(6人)	11900	360万1人、310万1人、260万1人、260万1人
	車両費	1440	車リース2台 月4万円×1台×12月 ガソリン代月4万円×
	光熱費	3000	月25万円×12月（電気代の一部は風力発電で補う）
	原材料（食品等）	2400	月20万×12月
	謝金等(講座)	700	100(旅費含む)×4人,50×6人
	税等	1000	法人税、固定資産税
	支出合計【B】	20440	
差引（【A】－【B】）		3915	

事業継続の考え方 （施設の継続的運営に向けて、支出に対し、どのような収入で賄うのか、収支管理の範囲も踏まえて記載（施設単体での自立を目指すのか、事業ベースで収支管理していくのか等）	事業単体で引き続き黒字化。 レジリエンス事業、水耕栽培事業が本格始動し始めることからコンサル関係の仕事が増加し、収益化を実現。 施設の運営は少人数でもこなせるようになり利用の定着もみられることから、サテライトオフィス全体でもデジタル化による効率化による費用の削減を行う また、国が進める人材育成やスタートアップ企業支援の活用した事業を展開する。 デジタルの進展に合わせて様々なビジネスが生まれていくことからデジタルに強い人材を迎え入れるための魅力づくりを加速する。また、POLIMILLと佐世保高専との本格的ジョイントを行わせることで講座等の実施を本格化するなど様々な関連事業を行うことで運営企業の黒字化を行っていく。

KPI(令和8年度末)

KPI① サテライトオフィス等施設を利用する企業数（社・団体）		
内訳	道の駅みずなし本陣	16
合計		16

KPI② サテライトオフィス等施設を利用する企業における、所在都道府県外の企業数（社・団体）		
内訳	道の駅みずなし本陣	12
合計		12

KPI③ サテライトオフィス等施設の利用者数（人）		
内訳	道の駅みずなし本陣	9970
合計		9970

KPI④ サテライトオフィス等施設の利用者における、所在都道府県外の利用者数の割合（%）		
内訳	道の駅みずなし本陣	49
合計		49

KPI⑤ 移住者数（人）	65
（KPI⑤参考）令和4年12月1日時点の住民基本台帳人口（人）	42,629

2

認定証拠⑤

当時のメール、交付対象事業一覧

差出人 "[redacted]"<[redacted]@city.minamishimabara.lg.jp>
宛先 "地域振興部・観光振興課"<kankou@city.minamishimabara.lg.jp>
CC
件名
FW:【転送】FW:【機2】【内示等】長崎県令和4年度第2次補正 デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)
送信日時 2023/03/10 8:49:19
添付ファイル名
別紙1 デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型) 交付対象事業一覧(全国).pdf(289KB) 別紙2 デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型) 交付対象事業一覧(長崎県南島原市).pdf(252KB) 別紙2 デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型) 交付対象事業一覧(長崎県島原市).pdf(252KB) 宛先20230309-170858.txt(1KB)

観光振興課各位

お疲れ様です。

よろしくお願いします。

◆◇◆――――――――――――――――――――◇◆
おがえりなさいのまち南島原
～南島原があなたの帰りたくなる
場所になれますように。～

南島原市役所 地域振興部
地域づくり課 定住移住班 [redacted]

〒859-2211
長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 西有家庁舎3階
TEL：0957-73-6631(内線3016)
FAX：0957-82-3086
E-mail:teijyu@city.minamishimabara.lg.jp
URL：http://www.city.minamishimabara.lg.jp
◆◇――――――――――――――――――――◆◇◆

>――――――――――――――――――――――――――――――――
>―――― original message ――――――――――――――――――――
>
> From: "[redacted]"<[redacted]@pref.nagasaki.lg.jp>
> Sent: 2023/03/09 17:08:58
> To:
> Cc:
> Subject:【転送】FW:【機2】【内示等】長崎県令和4年度第2次補正 デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)
>
>島原市及び南島原市 デジ田交付金 ご担当者様
>
>お世話になっております。
>長崎県地域づくり推進課の[redacted]です。
>
>内閣府よりデジ田交付金の内示があり、両市とも採択となっておりますのでご連絡いたします。
>※南島原市においては一部対象外経費となっておりますのでご注意ください。
>
>つきましては、この後交付申請の依頼も送りますので、対応お願いします。
>
>県窓口として、両市とも採択され嬉しい限りです。
>引き続きよろしくお願いいたします。
>
>――――Original Message――――
>From: [redacted]@cao.go.jp <[redacted]@cao.go.jp>
>Sent: Thursday, March 9, 2023 4:44 PM
>To: [redacted]<[redacted]@pref.nagasaki.lg.jp>
>Cc: [redacted]@cao.go.jp
>Subject:【機2】【内示等】長崎県令和4年度第2次補正 デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)
>
>長崎県
> 地方創生担当課

> 財政担当課
> 市町村担当課
>
>お世話になっております。内閣府地方創生推進室のデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）担当です。
>標記の件につきまして、下記のとおりご連絡いたします。
>なお、市区町村等分については、該当市区町村等宛にご連絡をお願いいたします。
>
>記
>
>1　送付資料について
>・別紙1：デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）　交付対象事業一覧（全国）
>・別紙2：デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）　交付対象事業一覧（都道府県別）
>・別紙3：デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）　不採択事業（都道府県別）
>
>※別紙2、別紙3については、該当がある場合のみ添付しています。
>※市町村への送付については、該当市町村分のみ送付をお願いします。
>
>2　採択額が申請額を下回る場合の取扱い
>以下いずれかに該当し、一部交付対象外となった事業については採択額が申請額を下回ります。
>・対象外経費に該当する経費が申請されている
>・申請額が交付対象事業費ベースの交付上限額を超えている
>・申請要件及び評価基準等に照らし合わせ、一部基準を満たしていない
>
>送付資料の別紙2よりご確認をいただき、貴都道府県下の該当する各市区町村に個別にご連絡頂きますようお願いします。
>なお、本交付金を用いて、これら交付対象外となった一部事業を実施することはできませんが、一般財源など独自の予算措置によって実施することは差し支えありません。
>
>3　条件付き採択となっている事業の取扱い
>採択の条件として、デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型実施計画（事業計画及び取組計画）の修正（添付資料の追加含む）を提示された団体においては、採択条件を満たした実施計画により交付申請手続（後述）を行ってください。なお、実施計画の修正、添付資料の追加提出により、新たに交付対象外経費となる要素が判明した場合には、別途調整させていただきます。
>
>4　交付申請手続
>交付申請手続については、別途、事務連絡を発出いたしますので必ずご確認ください。
>
>5　アドバイスコメント等
>　別紙2において、採択事業に対するアドバイスコメントをまとめております（高水準タイプ申請事業については有識者のコメントを含みます）。事業推進にあたっては、これらの内容に留意するとともに、継続的なブラッシュアップを行いながら計画の実現を推進いただくようお願いします。
>
>6　報道発表
>　本件通知に関する情報は、以下のHPアドレスに報道資料として掲載される予定です。
>【HPアドレス】https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/index.html
>※　更新については、3/10（金）の午前中を予定しています。
>
><本件の連絡先>
>内閣府地方創生推進室
>デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）担当
>（TEL）03-6257-3889
>（E-Mail）[redacted]@cao.go.jp
>

（別紙1－1）

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型）
施設整備・利用促進事業 交付対象事業一覧

地方公共団体名		事業名	採択区分	採択額（千円）
都道府県	市区町村			
北海道	室蘭市	テレワーク移住等推進事業	高水準	525
北海道	ニセコ町	NISECO WORK×ACTION促進事業	標準	4,431
北海道	余市町	円山公園サテライトオフィス・テレワーク拠点整備事業	標準	50,000
北海道	幌加内町	「HOROワーク拠点化プロジェクト」事業 ～「北海道幌加内町 1，300人のまちだからできること」～	高水準	53,696
北海道	上士幌町	かみしほろテレワーク推進事業	高水準	25,500
北海道	標津町	民営のサテライトオフィス設置支援によるテレワーク等拠点整備事業	標準	9,500
宮城県	気仙沼市	（仮称）気仙沼大島ICTオフィス拠点整備	標準	49,513
宮城県	大郷町	【パストラル様の勝】の高付加価値化コミュニティコワーキングプレイス開発プロジェクト	標準	50,933
秋田県	にかほ市	アクセラレータープログラムを活用した「にかほ発！未来を担う『にかほ発ベンチャー』」創出・育成事業	標準	49,895
山形県	西川町	地域課題解決型企業誘致のためのサテライトオフィス整備事業	高水準	57,489
茨城県	古河市	古河駅前シェアオフィス（仮称）	標準	51,000
新潟県	妙高市	民間事業者等と連携した既存サテライトオフィス活用促進による企業進出促進及び妙高への新しい人の流れの創出事業	高水準	9,750
新潟県	佐渡市	資源・エネルギー・ヒト・企業を循環させるサスティナブルフリュアリー「学校廃コワーキングスペース」整備事業	高水準	4,854
新潟県	弥彦村	弥彦総合文化会館サテライトオフィス整備事業	高水準	84,000
石川県	金沢市	（仮称）金沢版サテライトオフィス等開設支援事業	標準	21,000
山梨県	富士吉田市	富士吉田市まるごとサテライトオフィスに係る 「サテライトオフィス兼IT人材育成施設」整備・運営事業	標準	13,535
山梨県	道志村	道志村全体で応援！地域資源を活用したテレワーク拠点づくり事業	高水準	44,424
長野県		おためし立地チャレンジナガノ （企業と地域課題のマッチングによるサテライトオフィス立地促進事業）	高水準	9,000
長野県	千曲市	おためし立地チャレンジナガノ （企業と地域課題のマッチングによるサテライトオフィス立地促進事業）	高水準	2,250
長野県	飯舘町	いいづなコネクトEAST３階サテライトオフィス等整備事業	標準	45,000
岐阜県	垂井町	空き公共施設を活用したビジネス拠点づくり	高水準	78,097
静岡県	焼津市	「焼津PORTERS」利活用・地域交流促進事業	高水準	10,500
静岡県	菊川市	菊川駅前コワーキングスペース整備による賑わいづくり推進事業	標準	15,000
兵庫県	淡路市	地域資源を活用した官民連携SAKIAサテライトオフィス拠点整備事業	高水準	76,500
大阪府	枚方市	『創業人材活用』×『枚方企業等のDX推進等』を目指した地域活性化支援センター機能強化整備事業	標準	13,350
鳥取県	江府町	江府町サテライトオフィス整備事業	標準	20,000
島根県	出雲市	高度IT人材誘致と拠点づくり事業～DX先進エリア「TECH HUB IZUMO（テック ハブ イズモ）」をめざして～	高水準	40,320
島根県	大田市	サテライトオフィス等開設支援事業	高水準	42,750
島根県	安来市	サテライトオフィス等整備・誘致推進事業	高水準	76,623
岡山県	吉備中央町	吉備中央町サテライトオフィス開設支援事業	標準	28,500
岡山県	真庭市	デジタル産業集積拠点体験館サテライトオフィス整備事業	高水準	34,353
広島県	竹原市	竹原市コワーキングスペース整備事業	高水準	51,154
山口県	光市	地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金	標準	450
徳島県	勝浦町	RE:KATSUURAチャレンジプロジェクト（仮称）	標準	3,991
愛媛県	大洲市	大洲市官民共創拠点施設整備事業	標準	46,733
愛媛県	四国中央市	共創スペース開設運営支援事業	高水準	41,692
福岡県	香春町	旧香春小学校及び旧中津原小学校サテライトオフィス等整備事業	標準	48,942
福岡県	上毛町	上毛町サテライトオフィス整備事業	高水準	79,680

佐賀県		佐賀 Civil Society Organizations（市民社会組織）育成事業	標準	2,644
長崎県	島原市	島原市サテライトオフィス等開設支援事業	標準	2,920
長崎県	南島原市	海の駅再生事業	標準	52,300
熊本県	玉名市	（仮）玉名市デジタルdeリバイブ推進事業	標準	35,000
熊本県	山鹿市	働き方×移住プロジェクト	標準	51,000
熊本県	阿蘇市	ASOデジタル企業誘致プロジェクト事業	標準	14,550
熊本県	天草市	牛深デジタルワーク促進事業	高水準	66,997
熊本県	小国町	旧西里小学校サテライトオフィス化事業	標準	44,506
熊本県	芦北町	地域課題解決型イノベーション拠点整備事業	高水準	12,750
大分県	別府市	サテライトオフィス等整備促進補助事業	標準	5,000
鹿児島県	霧島市	地方創生テレワーク推進事業	標準	39,016
鹿児島県	瀬戸内町	持続可能なちいきづくりに向けた地域拠点形成事業	標準	3,250

（別紙2－1）

デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型） 都道府県別交付対象事業一覧（施設整備・利用促進事業）

地方公共団体名		採択区分	事業名	申請額（交付対象事業費）（千円）	採択額（交付対象事業費）（千円）	採択額（国費）（千円）	採択にあたっての条件	アドバイスコメント ※高水準タイプ申請事業は有識者コメントを含む
都道府県	市区町村							
長崎県	南島原市	採択	道の駅再生事業	110,808	104,600	52,300	・②サテライトオフィス等開設支援事業について、上限金額を1,000万円として申請すること。 ・「クラフトメモリアル館・島原海道館改修費」については、見積書等の積算根拠資料が無く、必要性が認められないため、交付対象が経費とすること。 ・「本館改修費」内の「外構工事費：10,000千円」については、経費B2に計上すること。	廃棄が進んだ地域の特性を生かし、水稲栽培に関心のある企業を道出を開始かける企業として設定。さらに、具体的な企業を個社レベルで特定し、道出を見込むことができており、事業実現可能性は高いと考える。また、推進体制についても、地元民間企業や高等など、産学様々なメンバーが参画する計画となっている点も評価できる。引き続き本事業を推進していただきたい。

【起案用紙】

認定証拠⑥

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付申請書

決裁	部長	課長	参事	主事					
	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]					
合議	地域振興部観光振興課観光振興班副参事	地域振興部観光振興課課長	総務部財政課政策班主査	総務部財政課政策班副参事	総務部財政課財務班主事	総務部財政課財務班参事	総務部財政課課長		
	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]		

文書分類	総務・企画	文書記号番号	4南地域第758号	保存年限	10年
ファイルID	222296	ファイル名	定住対策		
起案日	令和 5年 3月14日	起案者	地域振興部地域づくり課定住移住班 参事 [redacted] [redacted]		
決裁日	令和 5年 3月14日				

件名　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付申請書の提出について

内閣府より内示をいただきました下記事業について、添付ファイルのとおり交付申請書を修正した事業計画を付して提出してよろしいか伺います。

記

交付金：デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型）

施設整備・利用促進事業

事業名：道の駅再生事業

（サテライトオフィス等開設支援事業）

事業課：観光振興課

採択額（交付対象事業費）：１０４，６００千円

採択額（国費１/２）　：　５２，３００千円

1/1 頁

(別記様式第1 交付申請書)

4南地域第758号
令和5年3月14日

内閣総理大臣 殿

南島原市
市長 松本 政博

デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)交付申請書

デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

1 事業の目的 デジタル田園都市国家構想の推進に資する事業

2 交付申請金額

交付申請金額(千円)
52,300

3 交付対象事業の開始(予定)日

令和5年4月1日

4 交付対象事業の完了予定日

令和6年3月31日

注) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)の実施計画一式(添付資料含む)を添付すること。

（別紙１－１） 地方創生テレワーク事業計画（施設整備・利用促進事業）

（抜粋）

都道府県名	長崎県	市区町村等名	南島原市	地方公共団体コード	42214

担当部署名	地域振興部 観光振興課			責任者名	佐々木 航	責任者役職	課長
担当者名	梶原 和隆	電話番号	0957-73-6632	担当者メールアドレス	kankou@city.minamishimabara.lg.jp		

事業タイプ	標準タイプ	単独・広域連携	単独	マイナンバーカード申請率（12月末）	63	%	申請率による加点点数	2

（1）基本項目

①交付対象事業の名称・対象事業の要素　　※実施する要素事業を選択すると、対応する「（２）各要素事業内容」の記載フォーマットが表示されます。

交付対象事業の名称							
道の駅再生事業							
交付対象事業の要素							
① サテライトオフィス等整備事業	無	施設数	[redacted]	② サテライトオフィス等施設支援事業	有	施設数	1
③ サテライトオフィス等利用促進事業	無	施設数	[redacted]	④ 進出支援事業	有	対象数	4

※事業を"有"と選択する場合は施設数を必ず入力してください。"無"を選択した場合施設数の入力は不要です（０と入力しない）。 フォーマット表示のマクロと連動しますので、正しく入力してください

②交付対象事業の背景・概要

<A. 交付対象事業の概要>

<事業内容>（交付対象事業の各要素について、概要に記載）

（１）施設整備支援費 111,208千円（90,000千円）
道の駅みずなし本障の一部をサテライトオフィス、プレゼン施設、カフェ、ジム、コミュニティスペースに改修し、空き地に簡易宿泊施設も整備
テレワーク環境のために必要な什器・機器及び通信環境の整備

（２）施設の利用促進のためのプロジェクト推進 10,600千円
ホームページ、PR動画、パンフレット、進出企業・勧誘企業への説明会、関連業界のフェアの開催、地元企業とのマッチング、デジタル講習会、技術相談、ベンチャー企業講演会等の実施

（３）進出支援金の支給4,000千円（1,000千円×4社）

<事業の背景・目的>

人口流出による過疎化と高齢化（65歳以上人口の割合40.7%）が急速に進み、雇用力のある主要産業がない本市にとって、持続可能な地域社会を維持していくためには、①地場産業の振興、②起業、創業による新規産業の創出、③IT企業やサテライトオフィスを中心とした企業誘致などによる「しごとの確保」が必要である。（「南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より）特にサテライトオフィスの整備は、大規模工場の誘致と違い、サテライトオフィス環境の充実を図ることができれば、本市のような比較的小さな市であっても十分な競争力を持ち得る施策である。これまで、サテライトオフィスとして誘致活動を行ってきたが、サテライトオフィスの整備を進めている他の自治体との競争に勝てず、実現しなかった。
このような状況の中、一昨年11月に閉鎖された島原半島唯一の道の駅「みずなし本障」の地域振興施設部分を(株)エバーグリーンが購入された。
そこで、道の駅の再生と併せ遊休施設の部分を活用したサテライトオフィスの整備の協議を(株) エバーグリーンと行い、進出企業によって魅力あるサテライトオフィスを作ることで合意した。
今回の申請は、企業の進出を促すことで「しごとの確保」を通じた本市の持続可能な発展に寄与するとともに、道の駅の再生及び地域資源の発信拠点とすることを目的としてい

<B. 令和8年度（2026年度）末時点のKPI>

KPI① サテライトオフィス等施設を利用する企業数（社・団体）			KPI② サテライトオフィス等施設を利用する企業における、所在都道府県外の企業数（社・団体）			KPI③ サテライトオフィス等施設の利用者数（年間延べ人数）		
内訳	道の駅みずなし本障	16	内訳	道の駅みずなし本障	12	内訳	道の駅みずなし本障	9970
	合計	16		合計	12		合計	9970

KPI④ サテライトオフィス等施設の利用者における、所在都道府県外の利用者数の割合（%）			KPI⑤ 移住者数（人）	65
内訳	道の駅みずなし本障	49	（KPI⑤参考）令和4年12月1日時点の住民基本台帳人口（人）	42,629
	合計	49		

<C.1 事業に活用する地域の強み・資源とその理由>

本市は、活用されていない広い土地、数多くの空き家、豊い交通の便、大企業もなく、若者も少ないなどいわば「ないないづくし」の地域である。このような日本の地方が抱える課題を凝縮する地域である本市において、市が持つ以下のような３つの強みや状況（課題）を生かす企業・学校・人をサテライトオフィスに誘致することにより、市の施策と相まってこれらの解決策を生み出し、この南島原市という真っ白なキャンバスに新たな未来を描いていく。

（１）農業と食
本市は、自治体別農業産出額全国トップ30に７品目がランクインし、諸沃な土壌を生かし４０品目以上を生産、農業出荷額は全国４９位、県内２位という位置にあり、農林水産省が取り組んでいるオーガニックビレッジとして積極的に取り組んでおり、その方向性は高く評価されている。

（２）レジリエンス
本市は、活火山の普賢岳（平成新山）を有し、レジリエンスに対しての市民の意識は高い。また市としても市民の安全の確保のためのレジリエンスへの取組は最優先の課題である。

（３）デジタル
本市は、交通の便が悪く、デジタルの恩恵が最もある地域であるにも関わらず、高齢化率が高いこともありマイナンバーカードの普及率の低さに見られるようにデジタル化が遅れている地域である。このような地域であるからこそ、日本が抱えるデジタル化推進の課題について、若者を始めとしたデジタル人材が様々なデジタル化推進のための試みを取り組む場として最適である。

認定証拠⑦

デジタル田園都市国家構想交付金
（デジタル実装タイプ）交付決定通知書

（別記様式第2 交付決定通知書）

長崎県指令5地づ第28号
令 和 5 年 4 月 1 日

南島原市長 松本 政博 殿

長崎県知事 大石 賢吾

デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)交付決定通知書

令和5年3月14日付け4南地域第758号で申請のあったデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条(デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)交付要綱第5条第2項の規定により通知する。

記

1 事業の目的 デジタル田園都市国家構想の推進に資する事業

2 交付決定 令和5年4月1日付け府地創第121号

3 交付金額

交付金額 (千円)
52,300

府地創第１２１号
令和５年４月１日

長崎県知事　大石　賢吾　殿

内閣総理大臣　岸田　文雄

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付決定書

貴管内関係市町村に対するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）について、別紙のとおり交付決定をした。ついては、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付要綱の規定により、関係市町村等への通知を依頼する。

別紙

貴管内関係市町村のデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)交付決定額は、以下のとおりです。

地方公共団体名		交付申請額 (千円)	交付決定額 (千円)
都道府県	市区町村		
長崎県	島原市	2,920	2,920
長崎県	南島原市	52,300	52,300

認定証拠⑧

サテライト要綱（改正前）告示第６３号

改正前

令和5年4月11日
告示第63号

南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　市は、サテライトオフィス等の誘致により、都市部からの企業及び人の流れを創出することを目的に、予算の定めるところにより、サテライトオフィス等を整備する民間事業者等に対して、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号）、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付要綱（令和4年2月25日付け府地創第63号）及び南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　サテライトオフィス　企業の本社又は本拠地から離れた場所に設置する小規模のオフィスをいう。

(2)　サテライトオフィス等　コワーキングスペース、シェアオフィス、レンタルオフィス等、複数の企業の労働者がサテライトオフィスとして活用することができる施設をいう。

（補助金の交付対象）

第3条　補助金の交付の対象となる民間事業者等は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

(1)　官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団と密接な関係を有する法人でないこと。

(3)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。

(4)　市県民税等の未納がないこと。

(5)　本事業以外で国、県、市その他の団体からサテライトオフィス等の整備に当たり補助金等又は公共事業等による補償を受けて行うものでないこと（それらの事業と対象経費を明確に区分することができるものを除く。）。

2　補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　机、椅子、パーテーション等を設置するものであって、複数の利用者が1度に利用することができる客席を確保するものであること。

(2)　情報セキュリティの確保されたWi－Fi（ワイファイ）等のネット環境を整備するものであること。

(3)　オフィス利用に必要な備品を整備するものであること。

(4)　補助金の交付申請をした年度内にサテライトオフィス等の整備を完了させること。

(5)　サテライトオフィス等の整備及び運営が一体となった事業計画を有すること。

(6)　補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の終了後も、認定を受けた計画のとおり、事業を継続して実施すること。

（補助対象経費等）

第4条　補助金の交付の対象となる経費（消費税等相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2　前項の規定により計算した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（事業計画認定申請等）

第5条　補助金の交付を受けようとする者は、サテライトオフィス等の整備内容について、事業計画認定申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出し、事業計画の認定を受けるものとする。

(1)　事業計画書（様式第2号）

(2)　建物付近の見取図及び配置図

(3)　建物の平面図及び立面図

(4)　建物の床面積求積図

(5)　登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(6)　土地登記簿謄本並びに借地の場合は改修承諾書（様式第3号）及び土地の賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し

(7)　現況写真

(8)　建物、設備、物品等の購入に係る見積書（積算の内容が分かるもの）

(9)　建物、設備、物品等の購入に係る仕様書（カタログ等）

(10)　決算報告書（直近2年分）の写し

(11)　その他市長が必要と認める書類

2　市長は、前項の規定による事業計画認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業計画認定書(様式第4号)により当該事業計画認定申請書を提出した者に通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条　前条第2項の規定による通知を受け、補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書(様式第2号)
(2)　誓約書(様式第6号)
(3)　市税等完納証明書(未納がないことの証明書)
(4)　その他市長が必要と認める書類

2　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定の可否について、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

3　補助事業の着手は、前項の規定による補助金の交付決定後でなければならない。

(補助金の交付決定内容の変更及び変更承認等)

第7条　前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該申請に係る内容を変更しようとするときは、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金変更交付申請書(様式第8号)に当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、変更承認の可否について、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

3　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の廃止の届出)

第8条　補助事業者は、補助事業を廃止したときは、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金事業廃止届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(状況確認等)

第9条　市長は、補助事業を適正に遂行するため、工事の状況等を現場において確認し、又は指導することができるものとする。

(実績報告)

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金実績報告書(様式第11号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　事業報告書(様式第12号)
(2)　建物完成図
(3)　建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定により交付される検査済証の写し(同法に基づく建築物の確認を要する場合に限る。)
(4)　建物の登記識別情報の写し
(5)　写真(建物の外観及び内観、購入した物品等)
(6)　支払書類(領収書、振込みを確認することができる書類等)の写し
(7)　その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定及び交付)

第11条　市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した諸条件に適合すると認めるときは、当該補助金の交付額を確定し、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付額確定通知書(様式第13号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2　市長は、前項の規定による補助金の交付額の確定後、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付請求書(様式第14号)による補助事業者からの請求に基づき、当該補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付されている補助金があるときは、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金返還命令書(様式第16号)によりその全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

(1)　提出した書類に虚偽があるとき、又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
(2)　補助金を受領した後、管理期間中にサテライトオフィス等の用途を他の用途に変更したとき。
(3)　補助金の交付の条件に違反したとき。
(4)　第8条の規定による補助事業の廃止の届出を市長が承認したとき。

（実施状況の報告）
第13条　補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間、当該補助事業に係る過去1年間の状況等について、毎年5月31日までに、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業実施状況報告書(様式第17号)により市長に報告しなければならない。
（財産の管理）
第14条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加させた不動産、設備その他の財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
（財産の処分の制限）
第15条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加させた不動産、設備その他の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃業しようとするときは、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金財産処分承認申請書(様式第18号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格若しくは増加価格が50万円未満の場合又は当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。)を経過した場合は、この限りでない。
2　市長は、前項の承認に係る財産を処分したことにより、補助事業者に収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を市に返還させることができるものとする。
（書類、帳簿等の保管期間）
第16条　補助事業者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業の完了後5年間保管しておかなければならない。
（その他）
第17条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この告示は、令和5年4月11日から施行する。
別表(第4条関係)

<table>
<tr><th>支援内容</th><th>収容可能人数
(1施設当たり)</th><th>補助対象経費</th><th>補助率</th><th>補助限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">施設整備・運営支援</td><td>20人未満の施設</td><td rowspan="4">サテライトオフィス等の整備に係る経費
・施設整備費
・通信環境整備費
・什器(じゅう)・機器(机、椅子、OA機器等)導入費等</td><td rowspan="4">10／10以内</td><td>3,000万円</td></tr>
<tr><td>20人以上50人未満の施設</td><td>4,500万円</td></tr>
<tr><td>50人以上の施設</td><td>9,000万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト推進</td><td>施設整備・運営支援以外のソフト経費</td><td>10／10以内</td><td>1,200万円</td></tr>
</table>

認定証拠⑨

「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金にかかる事業計画認定について」と題する起案書、事業計画認定申請書

【起案用紙】

決裁	市長	副市長	部長	課長	班長					
	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]			[redacted]		*	*
合議										

文書分類	産業・商工業	文書記号番号	指令 5南商第4号	保存年限	5年
ファイルID	229013	ファイル名	国県補助金		
起案日	令和 5年 5月18日	起案者	地域振興部商工観光課観光振興班 主事 [redacted]	[redacted]	
決裁日	令和 5年 5月24日				

件名　南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金にかかる事業計画認定について

標記について、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金にかかる事業認定申請書の提出がありましたので供覧します。

併せて、事業計画認定申請書の内容を審査したところ、事業計画を適当と認めましたので、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第５条第２項の規定に基づき、事業計画認定書を通知してよろしいか伺います。

記

1　事業名：南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金

2　事業者：株式会社エバーグリーン　代表取締役 [redacted]

3　補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

①補助事業に要する全経費　１３３，７９０，０００円

②補助対象経費　１２０，１９０，０００円

③補助金交付申請額　１００，６００，０００円

4　事業実施期間：令和５年５月３１日　～　令和６年３月３１日

5　補助事業の内容　別紙事業計画書のとおり

1/1 頁

令和５年５月１８日

南島原市長　様

所在地　長崎県佐世保市[redacted]
事業者名　株式会社エバーグリー[redacted]
代表者職氏名　[redacted]

事業計画認定申請書

南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の交付を受けたいので、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

（1）　補助事業に要する全経費　　133,790,000　　円
（2）　補助対象経費　　120,190,000　　円
（3）　補助金交付申請額　　100,600,000　　円

受付
第　　号
5.5.18
南島原市役所

2　事業実施期間　　令和５年５月８日～令和６年３月３１日
3　補助事業の内容　　（別紙事業計画書のとおり）
4　添付書類

	チェック欄（添付しているものに☑を付けてください。）	
事業計画書（様式第２号）	☑	
建物付近の見取図及び配置図	☑	①
建物の平面図及び立面図	☑	
建物の床面積求積図	☑	
登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	☑	②
土地登記簿謄本並びに借地の場合は改修承諾書（様式第３号）及び土地の賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し	☑	③
現況写真	☑	④
建物、設備、物品等の購入に係る見積書（積算の内容が分かるもの）	☑	⑤
建物、設備、物品等の購入に係る仕様書（カタログ等）	☑	
決算報告書（直近２箇年分）の写し	☑	⑥
その他市長が必要と認める書類	□	⑦

（記載注意事項）

1　「補助事業に要する全経費」とは、補助事業において補助事業者が要する全ての経費で、補助対象外経費を含んだものをいう。

2　「補助対象経費」とは、補助事業において、要綱別表に規定する経費のうち補助事業者が補助対象として希望する経費をいう。

3　「補助対象経費」には、消費税及び地方消費税相当額を含めないこと。

事業計画書

1　運営事業者

フリガナ	カブシキガイシャエバーグリーン		
法人名	株式会社エバーグリーン		
代表者	フリガナ	[redacted]	
	職氏名	[redacted]	
所在地	〒857-0875 長崎県佐世保市[redacted]		
担当者連絡先	氏　名：[redacted] 電　話：[redacted] メール：[redacted]		
設立年月	従業員数	資本金額	業種
平成８年６月	14	2000万円	小売業
事業概要	旧道の駅みずなし本陣の跡地に①食・農業②レジリエンス③デジタルの関連事業を行う県外の企業を誘致するため、サテライトオフィスを設置し、当該施設に①②③分野の企業を集積させることで地元企業とのコラボ等を通じて産業の振興および雇用の確保を図る。		

2　新たに開設するサテライトオフィス等の概要

フリガナ	サテライトオフィスヒマワリ		
施設名称	サテライトオフィスひまわり（仮称）		
所在地	〒859-1504 長崎県南島原市深江町[redacted]		
施設ＨＰ	☑有（ＵＲＬ：http://www.instagram.com/michinoeki_himawari/ ） □無（今後の作成予定　□有　□無　）		
建物所有形態	☑自社所有（取得年月日：　年　月　） □賃貸物件（所有者名：　） （賃借期間：　年　月　～　年　月　）		
運営開始日（予定）	令和５年８月（予定）		
施設規模区分（１施設当たりの収容可能人数）	・５０人以上の施設		
施設区分	・コワーキングスペース、 ・シェアオフィス ・レンタルオフィス	総面積	1160㎡

事務局に南島原市、佐世保高専、入居企業からなる運営委員会を設置し、定期的に開催することで入居企業にとって使いやすいサテライトオフィスとして絶えず見直し、改善を行っていく。
〇セキュリティ対策
オフィス部分が中心となる 2 階と一般も入ることが可能な１階部分とを明確に区分し、2 階部分には入居者限定の十分なセキュリティ対策を施す。

事業スケジュール（事業の実施に係るスケジュールについて記載してください。）

事業スケジュール

5月	南島原市へ事業計画書等を申請 交付決定
交付決定後～7月	改築工事
8月	運営委員会（利用促進事業準備） 入居開始・運営開始・利用促進事業開始 佐世保高専生とコラボしたグローカル授業
10月	運営委員会（入居企業フォロー） 入居企業の動向 PR レジリエンスイベント・農業フェア 企業勧誘訪問事業
12月	運営委員会（改善） デジタル講座の実施 マッチング事業 佐世保高専生とコラボしたグローカル活動の実施
2月	運営委員会 スタートアップ企業・ベンチャー企業の相談会 進出企業関連企業への訪問事業
3月	運営委員会（1年間のレビュー）

運営方針（運営体制、施設の周知及び広報の方法、運営方法（事業の自立化の取組）等を記載してください。）

〇運営体制　先に記述したとおり事務局が運営委員会に諮りながら運営を行う。
〇施設の周知及び広報の方法
ホームページ、PR パンフレット等を作成
今回の施設についてはアピールすべき業界が決まっているため、業界団体等を中心に周知を図っていく。
また、入居企業に恩恵があるように、入居企業の南島原市における活動を絶えずフォローしそれらを発信していくことで、入居企業の取組の魅力が伝わり、入居企業のビジネス拡大へと繋がっていくような形で進め、それをサテライトオフィスの PR につなげていく。
〇事業の自立化の取組
単にオフィス入居料だけに頼るのではなく、オフィスの入居企業の事業の発展をサポートすることで、入居企業の価値を高め、それによりサテライトオフィスとしての価値を高めるとともに、入居企業とのコラボ事業等のコンサル活動を行うことでサテライトオフィス事務局としても収入が得られるような仕組みを作り自立化を図る。

	・その他（ジム、サウナ、カフェ　　）		
最寄交通機関	長崎県営バス　口之津　行き　道の駅深江停留所　下車徒歩１分		
駐車場	☑」敷地内に有（　　台）　☑近隣に有（　　台）　口無		

施設概要
（施設の立地場所の選定理由、施設の特長、各部屋及びスペースの用途、広さ、想定される施設利用企業像又は施設利用者、料金プラン、施設利用者が円滑に業務を遂行できるような設備、サービス機能、セキュリティ対策等を記載してください。）

〇施設の立地場所の選定理由
旧道の駅みずなし本陣跡地は総敷地面積が約 8500 ㎡あり、また島原市、雲仙市、南島原市の中心にある立地にある。今回のサテライトオフィスは、そのうちの本館施設（約 1200 ㎡）を改築して行うもので、同じ敷地にある道の駅の機能と連動することでいわば生活関連のほとんどがこの場所で済むことができる場所となる。また敷地に余裕があることから今後のニーズにも対応が可能である。

〇施設の特長
施設の特長としては、広いスペースを生かして、50 人以上が利用できるシェアオフィス、レンタルスペースに加え、情報交換の場としてのコワーキングスペースを設け、オフィス機能を充実させるとともに、入居者に魅力的な施設とするため、ジム、サウナ、キッチン、カフェを併設する。

〇各部屋及びスペースの用途、広さ
別添１　サテライトオフィス図面のとおり

〇想定される施設利用企業像又は施設利用者
サテライトオフィスでは①食・農業、②レジリエンス、③デジタルという３つのテーマの企業の入居を考えており、①食・農業関係では、ア新たな水耕栽培事業を展開する（株）共立メンテナンス、イ廃棄物（牛糞、豚糞、廃プラスチックなど）を亜臨界水処理装置により分解・生成し、肥料や飼料、燃料として再生する事業を行う株式会社ピーシーエスが入居を予定している。②レジリエンスでは、どの方角からの風もとりこめるこま型の風力発電装置を開発している（株）サルバ、ほかに蓄電池関係、簡易宿泊関係などの企業にあたりをつけている。③デジタル関係では近く南島原市と佐世保高専とがデジタルを中心とした連携協定を結ぶ予定となっており、佐世保高専の技術指導をベースにスタートアップ企業に声かけを行っていく予定である。また、入居企業には共立メンテナンスのように大きな企業もあるため、これらの事務部門のサテライトオフィスへの移転も働きかけていく。

〇料金プラン
当初の料金プランは別添２のとおり
入居企業へのサポートを充実することにより，サポート料金を付加していく。
また、１階のコーワーキングスペース、ジム、サウナ、カフェについては市民の利用もできる形とすることで収入を確保する。

〇施設利用者が円滑に業務を遂行できるような設備、サービス機能
サテライトオフィスとして通信環境やネットワーク機器については都市部と同水準のテレワーク環境を確保する。
デジタルに強い人材を配置し、デジタル関連の相談体制や保守体制を整備するとともに、佐世保高専による入居者企業向けのデジタル講座を実施する。

各年度の到達目標

（単位：社）

	5年度 事業実施	6　年度 （1年目）	7　年度 （2年目）	8年度 （3年目）	年度 （4年目）	年度 （5年目）
利用企業数 （うち、県外企業数）	4 （　3　）	7 （　5　）	10 （　8　）	16 （12）	（　）	（　）

（単位：人）

	5　年度 事業実施	6年度 （1年目）	7年度 （2年目）	8年度 （3年目）	年度 （4年目）	年度 （5年目）
利用者数 （うち、県外利用者数）	（　）	8709 (4093)	9694	9970 (4985)	（　）	（　）

（単位：人）

	5　年度 事業実施	6年度 （1年目）	7　年度 （2年目）	8　年度 （3年目）	年度 （4年目）	年度 （5年目）
施設利用者の移住者数		35	50	65		

事業効果（本事業がもたらす効果（企業進出、滞在、移住の実現可能性、持続可能性、地域への波及効果等）を具体的に記載してください。）

事業効果

今回の事業では南島原市の主たる産業である農業や市の重要な政策課題のレジリエンスやデジタルの関連企業の進出を促すものであり、このサテライトオフィスに入居する企業の外部の力と南島原市が有する地域資源がコラボすることで働く場所やお金が入ってくる仕組みができ，南島原市の振興につながるものと考えている。

具体的には風力発電、水耕栽培、バイオマス関連事業が育っていく可能性がある。また、本事業を契機として佐世保高専との連携も生まれることになり、地元出身の佐世保高専生ばかりでなく地域貢献や起業に関心のある先生方やその方々の指導を受ける学生たちが南島原での活動を行っていく可能性も考えられ、これも南島原市の活性化につながる効果がある。

また風力発電やバイオマス関連事業による環境に配慮した事業は世界のトレンドであるＳＤＧＳに沿ったものであり、その方向での農産物や生活は高い価値を有するものとして南島原市ならではの価値をうみだしていき、それが南島原市の農業、観光といったものに大きな価値を付与すると思われ。観光人口、移住人口の増加などにもつながる取組みとなっている。

収支予算計算書

（収入）　（単位：円）

収入区分		金　額	備　考
自己資金		20,290,000	
補助金		100,600,000	
借入金		0	
その他		12,900,000	運営収入
合　　計		133,790,000	

※「借入金」は、備考欄に調達予定先を記入してください。

（支出）　（単位：円）

経費区分		金　額	備　考
施設整備費	94,752,000 (82,410,000) ※1		民間負担分12,342千円
通信環境整備費	3,700,000 (2,791,000)		民間負担分909千円
什器・機器（机、椅子、OA機器等）導入費	11,138,000 (4,799,000)		民間負担分6,339千円
施設運営経費	13,600,000 (―)		民間負担分13,600千円
ソフト事業経費	10,600,000 (10,600,000)		
合　　計	133,790,000		民間負担分合計33,190千円

※経費区分ごとの明細は、別紙に記載してください。
※1外構工事費1000万含む。
※括弧内は認められた金額

◆補助金計算（※）　（単位：円）

		金　　額
施設整備・運営支援		90,000,000
プロジェクト推進		10,600,000

※別紙「補助金申請額計算書」、「経費の明細書」による補助金申請額を記入すること。なお、補助金申請額は、１，０００円未満を切り捨てること。（補助限度額については、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱の別表のとおりとする。）

（記載注意事項）
見積書、仕様書等で経費の内容が分かるものを添付してください。

認定証拠⑩

事業計画認定書（指令５南商第４号

様式第４号（第５条関係）

指令５南商第４号
令和５年５月２４日

株式会社　エバーグリーン
代表取締役 [redacted] 様

南島原市長　松本　政博 [redacted]

事業計画認定書

令和５年５月１８日付けで申請のあった事業計画認定申請については、審査の結果、事業計画を適当と認めましたので、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第５条第２項の規定により通知します。

認定証拠⑪

【起案用紙】

決裁	市長	副市長	部長	課長	班長					
	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]			[redacted]		*	*
合議										

「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の交付決定について」と題する起案書、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付申請書

文書分類	産業・商工業	文書記号番号	指令 5南商第4号
ファイルID	229013	ファイル名	国県補助金
起案日	令和 5年 6月28日	起案者	地域振興部商工観光課観光振興班 [redacted]
決裁日	令和 5年 6月30日		主事 [redacted]

保存年限 5年

件名 南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の交付決定について

標記について、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金補助金交付申請書の提出がありましたので供覧します。

併せて、補助金交付申請書の内容を審査したところ、適当と認めましたので、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第６条第２項の規定に基づき、交付決定を通知してよろしいか伺います。

記

1　事業名：南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金

2　事業者：株式会社エバーグリーン　代表取締役 [redacted]

3　補助金交付申請額　１００，６００，０００円

1/1 頁

26令和5年5月26日

南島原市長　様

所在地　長崎県佐世保市[redacted]
事業者名　株式会社エバーグリ[redacted]
代表者職氏名[redacted]

南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付申請書

南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の交付を受けたいので、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助申請額　　金　100,600,000　円
２　添付書類
（１）事業計画書（様式第２号）
（２）誓約書（様式第６号）
（３）市税等完納証明書（未納がないことの証明書）
（４）その他市長が必要と認める書類

受付
第　　号
5.5.26
南島原市役所

認定証拠⑫

南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定通知書（指令５南商第４号）、支出負担行為書

様式第７号（第６条関係）

指令５南商第４号
令和５年５月３０日

株式会社　エバーグリーン
代表取締役 [redacted] 様

南島原市長　松本　政博 [redacted]

南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定通知

令和５年５月２６日付けで申請のあった、補助金交付申請については、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第６条第２項の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額　　金　１００，６００，０００　円

7-1-3-18-3

支出負担行為書

5 一般

一般

出納機関			
会計管理者	課長	班長	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	

		市長	副市長	部長	課長	班長	主事
		[redacted] 承認	[redacted] 承認	[redacted] 承認	[redacted] 承認	[redacted] 承認	[redacted] 回覧

起票日	令和 5年 5月30日	会計年度	令和 5年度	現年度	金額 100,600,000 円
主管課	商工観光課				
会計	1	一般会計			予算現額 110,808,000 円
款	7	商工費			負担行為済額 0 円
項	1	商工費			予算残額 110,808,000 円
目	3	観光費			
事業	11805	観光地等周辺整備事業			
節	18	負担金補助及び交付金			
細節	3	交付金			
説明	101	デジタル田園都市国家構想交付金			決裁日 令和 5年 5月30日

摘要 29785	南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金

債権者 6161301	住所 長崎県佐世保市[redacted]	支払方法	
	氏名 株式会社 エバーグリーン	TEL	[redacted]
		負担行為番号	22360-00001

契約内容	契約年月日 令和 年 月 日		
	契約期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
	添付書類		
	支出方法	事由	
		契約書保管課	

(主管課 → 出納室 → 主管課 保管) 地域振興部 商工観光課 観光振興班

伝票番号 00164801

認定証拠⑬

工事請負契約書

認定証拠⑭

○南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱

改正後　サテライト要綱（改正後）令和５年告示１１９号

令和5年4月11日
告示第63号

（趣旨）

第1条　市は、サテライトオフィス等の誘致により、都市部からの企業及び人の流れを創出することを目的に、予算の定めるところにより、サテライトオフィス等を整備する民間事業者等に対して、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号）、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付要綱（令和4年2月25日付け府地創第63号）及び南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　サテライトオフィス　企業の本社又は本拠地から離れた場所に設置する小規模のオフィスをいう。

(2)　サテライトオフィス等　コワーキングスペース、シェアオフィス、レンタルオフィス等、複数の企業の労働者がサテライトオフィスとして活用することができる施設をいう。

（補助金の交付対象）

第3条　補助金の交付の対象となる民間事業者等は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

(1)　官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団と密接な関係を有する法人でないこと。

(3)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。

(4)　市県民税等の未納がないこと。

(5)　本事業以外で国、県、市その他の団体からサテライトオフィス等の整備に当たり補助金等又は公共事業等による補償を受けて行うものでないこと（それらの事業と対象経費を明確に区分することができるものを除く。）。

2　補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　机、椅子、パーテーション等を設置するものであって、複数の利用者が1度に利用することができる客席を確保するものであること。

(2)　情報セキュリティの確保されたWi―Fi（ワイファイ）等のネット環境を整備するものであること。

(3)　オフィス利用に必要な備品を整備するものであること。

(4)　補助金の交付申請をした年度内にサテライトオフィス等の整備を完了させること。

(5)　サテライトオフィス等の整備及び運営が一体となった事業計画を有すること。

(6)　補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の終了後も、認定を受けた計画のとおり、事業を継続して実施すること。

（補助対象経費等）

第4条　補助金の交付の対象となる経費（消費税等相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2　前項の規定により計算した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（事業計画認定申請等）

第5条　補助金の交付を受けようとする者は、サテライトオフィス等の整備内容について、事業計画認定申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出し、事業計画の認定を受けるものとする。

(1)　事業計画書（様式第2号）

(2)　建物付近の見取図及び配置図

(3)　建物の平面図及び立面図

(4)　建物の床面積求積図

(5)　登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(6)　土地登記簿謄本並びに借地の場合は改修承諾書（様式第3号）及び土地の賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し

(7)　現況写真

(8)　建物、設備、物品等の購入に係る見積書（積算の内容が分かるもの）

(9)　建物、設備、物品等の購入に係る仕様書（カタログ等）

(10)　決算報告書（直近2年分）の写し

(11)　その他市長が必要と認める書類

2　市長は、前項の規定による事業計画認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業計画認定書（様式第4号）により当該事業計画認定申請書を提出した者に通知するものとする。

（補助金の交付申請等）
第6条　前条第2項の規定による通知を受け、補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(1)　事業計画書（様式第2号）
(2)　誓約書（様式第6号）
(3)　市税等完納証明書（未納がないことの証明書）
(4)　その他市長が必要と認める書類
2　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定の可否について、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。
3　補助事業の着手は、前項の規定による補助金の交付決定後でなければならない。
（補助金の交付決定内容の変更及び変更承認等）
第7条　前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該申請に係る内容を変更しようとするときは、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金変更交付申請書（様式第8号）に当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。
2　市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、変更承認の可否について、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。
3　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
（補助事業の廃止の届出）
第8条　補助事業者は、補助事業を廃止したときは、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金事業廃止届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
（状況確認等）
第9条　市長は、補助事業を適正に遂行するため、工事の状況等を現場において確認し、又は指導することができるものとする。
（実績報告）
第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金実績報告書（様式第11号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(1)　事業報告書（様式第12号）
(2)　建物完成図
(3)　建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定により交付される検査済証の写し（同法に基づく建築物の確認を要する場合に限る。）
(4)　建物の登記識別情報の写し
(5)　写真（建物の外観及び内観、購入した物品等）
(6)　支払書類（領収書、振込みを確認することができる書類等）の写し
(7)　その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付額の確定及び交付）
第11条　市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した諸条件に適合すると認めるときは、当該補助金の交付額を確定し、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付額確定通知書（様式第13号）により当該補助事業者に通知するものとする。
2　市長は、前項の規定による補助金の交付額の確定後、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付請求書（様式第14号）による補助事業者からの請求に基づき、当該補助金を交付するものとする。
（概算払の請求手続）
第11条の2　この補助金は、概算払の方法により交付することができる。
2　規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払に必要な書類は、次のとおりとする。
(1)　概算払請求書
(2)　請求内訳書（様式第14号の2）
(3)　その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定の取消し及び返還）
第12条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付されている補助金があるときは、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金返還命令書（様式第16号）によりその全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

(1)　提出した書類に虚偽があるとき、又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
(2)　補助金を受領した後、管理期間中にサテライトオフィス等の用途を他の用途に変更したとき。
(3)　補助金の交付の条件に違反したとき。
(4)　第8条の規定による補助事業の廃止の届出を市長が承認したとき。

(実施状況の報告)

第13条　補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間、当該補助事業に係る過去1年間の状況等について、毎年5月31日までに、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業実施状況報告書(様式第17号)により市長に報告しなければならない。

(財産の管理)

第14条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加させた不動産、設備その他の財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加させた不動産、設備その他の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃業しようとするときは、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金財産処分承認申請書(様式第18号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格若しくは増加価格が50万円未満の場合又は当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。)を経過した場合は、この限りでない。

2　市長は、前項の承認に係る財産を処分したことにより、補助事業者に収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を市に返還させることができるものとする。

(書類、帳簿等の保管期間)

第16条　補助事業者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業の完了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第17条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和5年4月11日から施行する。

附　則(令和5年8月18日告示第119号)

この告示は、令和5年8月18日から施行し、改正後の南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度の予算に係る南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金から適用する。

別表(第4条関係)

支援内容	収容可能人数 (1施設当たり)	補助対象経費	補助率	補助限度額
施設整備・運営支援	20人未満の施設	サテライトオフィス等の整備に係る経費 ・施設整備費 ・通信環境整備費 ・什器(じゅう)・機器(机、椅子、OA機器等)導入費等	10／10以内	3,000万円
	20人以上50人未満の施設			4,500万円
	50人以上の施設			9,000万円
プロジェクト推進		施設整備・運営支援以外のソフト経費	10／10以内	1,200万円

「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金に係る協議書」と題する書面

認定証拠⑮

南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金に係る協議書

（補助金の支払い）

1．南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第11条の2における補助金の概算払いについて、補助金の一部を概算払いとして乙の請求に応じて支払う。補助金の実績報告に応じて追加の支払・精算を行うものとする。

（1）交付決定額　１００，６００，０００円
（2）概算払時期　令和５年８月末
（3）概算払金額　　９０，０００，０００円
（4）支 払 方 法　請求書提出により乙が指定する口座に甲が振り込む。

2．乙はこの協議書に基づき業務の厳正を期さなければならない。

3．以上協議の証として本書２通を作成し、甲、乙　記名押印の上各１通を保有する。

令和５年 8 月21日

甲（委託者）　南島原市西有家町里坊９６番地
南島原市長　松本　政博

乙（受託者）　長崎県佐世保市[redacted]
株式会社　エバーグリーン
代表取締役　[redacted]

印刷プレビュー

認定証拠⑯-1

差出人　"[redacted]"<[redacted]@gmail.com>　「見積書訂正の件」と題するメール
宛先
CC
件名　【転送】見積書訂正の件
送信日時　2023/08/21 9:20:08
添付ファイル名
宛先20230821-092008.txt(1KB) ㈱[redacted] 見積書 5,6,28 サテライトオフィス改装工事 (1)8月18日訂正用.xlsx (32KB) ㈱[redacted] 見積書 5,6,28 サテライトオフィス改装工事 エレベータ工事含む.xlsx(32KB) 一括払いの要望.docx(15KB)
※以下の文章は「m-FILTER」が自動的に作成しました。

このメールはシステム上の制約で情報の取り扱いに注意すべきと判断されました。
念のため、以下の観点について確認してください。
レベル1(注意すべきポイントがあります)

注意点:送信元メールアドレス
→なりすましメールの可能性があります(送信元メールアドレスの正当性を確認できませんでした)

■無害化サービスからのお知らせ■

以下のファイルは、無害化処理により無害化されました。
㈱[redacted] 見積書 5,6,28 サテライトオフィス改装工事 (1)8月18日訂正用.xlsx
㈱[redacted] 見積書 5,6,28 サテライトオフィス改装工事 エレベータ工事含む.xlsx
一括払いの要望.docx

[redacted]様

総額との比較と見積書を申請書に合わせた形で訂正しました。
見積書の内訳は下記記述の通り変更していますが、エレベータを入れたものも
併せてお送りします。

相談1
先日半金ずつでもという話をしましたが、業者の方から相当いわれているようで全額一括払いでお願いできないかと強い要望がありました。

相談2
見積書を精査したところ、エレベータ工事(450万)が建物的にこの金額では難しいということで入っていませんでした。
もともとの設計者である[redacted]さんに確認したところ、バリアフリー法では
努力義務ではあるが、必須ではないということでした。
また、国の申請書にも、バリアーフリー化するとは記述していません。
業者との話では、他の備品関係も民間負担分も含めてできるだけ整備するという話になっていたので、備品一式の中に入れ込んでいたようです。
実際のところでは、天井に雨漏れも相当あるので、漏電対策,配電盤、スイッチ関係等で電気工事費、弱電工事費が必要になるということで、それらを合わせて450万という形の見積りを作らせました。
設備工事費としては14360千円→18860千円に変更で、国に出した金額と合致しております。

(できたらエレベーターもやって?)

エレベーターの工事の変更が変更が必要なのであれば、来月に変更申請をするという形でどうかと思います。

ご検討よろしくお願いします。

[redacted]

認定証拠⑯-2

「一括払いの要望」と題するファイル

令和５年８月21日

南島原市役所　殿

株式会社エバーグリーン

一括での支払いをお願いする理由

1　南島原市サテライトオフィス改装工事（以下「本件工事」という。）は、、令和５年７月４日に株式公社[redacted]と株式会社エバーグリーンの間で、契約を交わし、同日から工事開始の運びとしていたが、工事費の都合がつかなかったため、早くても８月末の着工見込みとなっている。

2　株式会社[redacted]としては、10月までの完成を約していたことから、施工業者に対して、この２か月の間いつでも着工が出来る態勢を維持してもらうよう、資材、作業員等の確保をお願いしてきた。そのため、業者側は資材・要員を確保しいつでも始められるよう対応してもらっていたが、度重なる延期により業者の不満が高まり、遅れた分の違約金又は着手時に全額払いをしてもらわなくては受け入れられないといわれている状況にある。

3　本件工事の契約では、着手時に半金、完工が半金となっているが、先に述べた事由により、業者に対する半額支払いの対応では速やかな着手、施工が難しい状況になっている。これらのことから、株式会社[redacted]からは、本件工事の全額での概算払いを南島原市役所にお願いしてもらえないかとの強い要望が出されている。

4　当社としても、できるだけ早い着工、完工を必要としているため、上記事情を斟酌していただき、概算払いでの全額支払いをお願いしたい。

認定証拠⑰

「確認書」と題する書面

確認書

南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金（以下、本補助金と言う。）について、「本補助金交付要綱」及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、以下の内容を確認します。

・本補助金の活用にあたり、認定を受けた事業計画に基づき事業を行います。
・本補助金を第三者へ貸し付け・譲渡・交換しません。
・本補助金を活用して手に入れた不動産等の資産について、認定を受けた事業計画以外での使用をしません。
・本補助金の事業認定から事業実績報告のすべての事務手続きについて、虚偽の内容での手続きを行いません。
・これらの内容を違反した場合は補助金の返還を行います。
・この確認書に記載する内容以外の事項については、南島原市の指示に従い、適正な事業実施を行います。

令和5年 8月22日

長崎県佐世保市[redacted]
株式会社　エバーグリーン
代表取締役 [redacted]

福岡県福岡市[redacted]
[redacted]
[redacted]
取締役 [redacted]

認定証拠⑱

「委任状」

［【振込先指定】委任状］

委　任　状

南島原市会計管理者　様

私は、株式会社[redacted]を代理人として、下記の権限を委任します。

振込先は次の口座にお願いします。

金融機関 [redacted] (銀行)・農協 [redacted] 支店

口座番号 (普通)・当座 [redacted]

フリガナ（カブシキカイシャ[redacted]）

口座名義 株式会社[redacted]

記

【1】南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の改修工事等経費の受領に関する一切の権限。

【2】委任期間は、私が変更の申し出をするまでの間とします。

2023年8月21日

委任者　住所　長崎県佐世保市[redacted]

氏名　株式会社エバーグリーン[redacted]

※《注》※ 借地料等の課税対象となる支払については、契約者（地主等）の所得となるため ※
※ 支出命令書の債権者欄は受任者（振込先の氏名）ではなく契約者（地主等）とすること。 ※
※ そのため、支払方法は納付書払〔金融機関の振込依頼書〕によること。 ※
※ 納付書の振込依頼人名：南島原市会計管理者　様
※《注2》※ ゆうちょ銀行への振込については、通帳コピー（記号・番号の記載されている見開きページ） ※
※ を添付すること。 ※

○商工観光課　業務フォルダ内データ

確認書	2023/08/22 12:28	Microsoft Word 文書	16 KB
協議書	2023/08/22 13:00	Microsoft Word 97-2003 ...	31 KB
南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金に係る協議書	2023/08/23 13:43	Microsoft Edge PDF Doc...	19 KB
南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金に係る協議書（押印済）	2023/08/24 15:16	Microsoft Edge PDF Doc...	20 KB

認定証拠⑲

商工観光課　業務フォルダ内データ

認定証拠⑳

「南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の概算払い（１回目）について（伺い）」と題する起案文書

【起案用紙】

決裁	市長	副市長	部長	課長	班長					
	[redacted]	[redacted]	[redacted]	R [redacted]	R [redacted]					
合議										

文書分類	産業・観光	文書記号番号	5南商第395号	保存年限	5年
ファイルID	229043	ファイル名	観光協会		
起案日	令和 5年 8月21日	起案者	地域振興部商工観光課観光振興班 [redacted]		
決裁日	令和 5年 8月21日		主事 [redacted]		

件名　南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金の概算払い（１回目）について（伺い）

標記の件について、株式会社エバーグリーンと協議を行った結果、交付決定を行っている補助金の一部を概算払いとして支払い、サテライトオフィス建設工事を進めることとなりました。

つきましては、南島原市と株式会社エバーグリーンとの間で別添協議書を作成してよろしいか伺います。

また、併せて、株式会社エバーグリーンから概算払請求書の提出があった場合には、南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱第11条の2及び南島原市補助金等交付規則第１６条第２項の規定により概算払いでの補助金交付を行ってよろしいか伺います。

記

１．補助金名　：南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金

２．申請者　　：株式会社エバーグリーン　代表取締役 [redacted]

1/2 頁

【起案用紙】

3．交付決定額：１００，６００，０００円

4．概算払額　：　９０，０００，０００円

5．支払時期　：令和５年８月末

6．支払方法　：申請者が指定する口座へ振り込む。

2/2 頁

納付書

認定証拠㉑

支出命令書

一般

支 出 命 令 書

5 一般

概算払い

出納機関			
会計管理者	課長	班長	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	

					課長	班長	主事
					[redacted] 承認	[redacted] 承認	[redacted] 回覧

起票日	令和 5年 8月22日	会計年度	令和 5年度	現年度	金額 90,000,000 円
主管課	商工観光課				
会計	1 一般会計				負担行為済額 100,600,000 円
款	7 商工費				支出累計 90,000,000 円
項	1 商工費				未支出額 10,600,000 円
目	3 観光費				支払予定日 令和 5年 8月31日
事業	11805 観光地等周辺整備事業				支払期限日 令和 5年 8月31日
節	18 負担金補助及び交付金				控除額合計 0 円
細節	3 交付金				差引支払額 90,000,000 円
説明	101 デジタル田園都市国家構想交付金				決裁日 令和 5年 8月29日

摘要	南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金（概算払/1回目）
29785	

債権者 1006161301	上記の金額を請求します。 令和 年 月 日 南島原市長 様 住所 長崎県佐世保市[redacted] [redacted] 氏名 株式会社 エバーグリーン 印	支払方法	納付書払い
		TEL	[redacted]
		負担行為番号	22360-00001
請求書番号			

上記の金額を領収しました。 南島原市会計管理者 様 令和 年 月 日 住所 氏名 印	印紙	処理印 / 入力照合

（主管課 → 出納室 保管）

伝票番号 00168521

地域振興部
商工観光課
観光振興班

支出命令書 添付資料
（概算払）請求書

様式第6号（第16条関係）

南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付請求書（概算払）

一金　90,000,000　円也

令和5年5月30日南島原市指令5南商第4号で交付決定通知のあった南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金を上記のとおり交付されるよう、南島原市補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

交付決定額	100,600,000 円
概算払額	90,000,000 円

令和5年 8 月22 日

南島原市長　松 本 政 博 様

申請者

住所　長崎県佐世保市[redacted]

氏名　株式会社エバーグリーン

代表取締役 [redacted]

受付
第　号
5.8.22
南島原市役所

請求内訳書

1　補助対象経費　１２０，１９０，０００円

2　内訳書　（単位：円）

交付 （変更交付） 決定額	交付決定 （変更交付） 年月日	既受領額	今回請求額	残額
100,600,000	令和５年５月30日	0	90,000,000	10,600,000

支出命令書
添付資料一覧表

○支出命令書（添付書類）

基本情報 | 申請書 | 電子 添付資料 | 承認ルート | 関連文書

No.	資料名	媒体区分	ファイル名
1	交付請求書（概算払）	電子	交付請求書（概算払）.pdf
2	委任状	電子	委任状.pdf
3	交付決定通知	電子	交付決定通知.pdf
4	交付申請書	電子	交付申請書.pdf
5	概算払起案文書	電子	概算払起案文書.pdf
6	南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金に係る協議書	電子	南島原市サテライトオフィス等開設支援事業補助金に係る協議書.pdf
7	納付書	電子	納付書.pdf

○支出命令書の財務会計システム上のデータ

歳出伝票検索

検索項目を入力して検索ボタンを押してください。

会計年度	令和 5年度	伝票区分		未計算 未決裁 未払い 未命令		表示制限	100件 300件	
所属	0101010200	人事課				通常科目		
事業	0					日付		自 至
会計	0	編成区分				表示順	伝票番号	昇順 降順
款	0	項	0	目	0	金額		から
節	0	細節	0	細々節	0	摘要		
説明	0	伝票No	168521	負担No	0	支払方法		支払区分
明細No	0	請求書No		相手先		0	GO	

検索

No		伝票番号	所属	事業	会計	編成	款	項	目	節	細節	摘要		
		伝票区分	作成日	起票日	決裁日		支払日		金額			区分	相手先名称	連名
1	○	168521	商工観光課	観光地等周辺整	001	現年	007	001	003	018	003	南島原市サテライトオフィス等		
		支出命令	R 5. 8.24	R 5. 8.22	R 5. 8.29		R 5. 8.31			90,000,000		債権	株式会社 エバ	1

該当件数 1 件／ 1 件

CSV出力 OK

【添付資料】

地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン

（抜粋）

平成 31 年３月

（令和６年３月改定）

総　務　省

Ⅰ　地方公共団体における内部統制の基本的枠組み

１　地方公共団体における内部統制

内部統制とは、基本的に、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②報告の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の４つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）及び⑥ＩＣＴ（情報通信技術）への対応の６つの基本的要素から構成される。

この定義を踏まえると、地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであると考えられる。

地方公共団体においては、既に団体ごとの特性に応じて様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、一定の内部統制が存在していると考えられるが、内部統制の基本的な枠組みに基づき、既存の取組を整理し、必要に応じて改善又は是正を図ることで、地方公共団体の組織目的をより確実に達成することが可能となる。

（１）内部統制の４つの目的

①業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行とは、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行することをいう。

地方公共団体においては、その事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努める（法第２条第 14 項及び第 15 項）という法の趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ることが重要である。

②報告の信頼性の確保

報告の信頼性の確保とは、組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を組織内外に向けて確保することをいう。

地方公共団体においては、予算・予算の説明書（法第 211 条）・決算（法第 233 条）等による財務報告は、議会や住民等が地方公共団体の活動の確認や監視をする上で極めて重要な情報を提供しており、その情報の信頼性を確保することは地方公共団体に対する社会的な信用の維持・向上に資することになる。逆に、誤った財務報告は、個々の地方公共団体の住民をはじめとする多くの利害関係者に対して不測の損害を与える可能性を高めるだけでなく、全国の地方公共団体に対する信頼を著しく失墜させることとなる。

また、財務報告だけでは地方公共団体の政策実績を十分に把握することは難しいため、事業計画、行政評価等の非財務報告についても積極的に実施することが求められており、その立案等の過程における組織内の報告等を含め、情報の信頼性を確

保することも重要である。
なお、情報の信頼性を確保するに当たっては、正当な手続に基づき、情報を適切に保存及び管理することが求められる。

③業務に関わる法令等の遵守[5]
業務に関わる法令等の遵守とは、業務に関わる法令その他の規範を遵守することをいう。
地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならず（法第２条第16項）、公金を扱う主体である公務員に対しては、住民の信頼の基礎となる法令等の遵守についての要請が特に高い。
したがって、法令等の遵守は、地方公共団体における内部統制において、着実に取り組むことが求められる。

④資産の保全
資産の保全とは、資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ることをいう。
地方公共団体においては、税を主な財源として取得された資産である財産（法第237条第１項）及び現金が不正に又は誤って取得、使用及び処分された場合、地方公共団体の財産的基盤や社会的信用に大きな損害や影響を与える可能性があるため、これらを防止するための体制を整備することが求められる。
資産には、有形の資産のほか、知的財産、住民に関する情報など無形の資産も含まれる。住民に関する情報については、適切な保全が図られなかった場合、住民に対し著しい不利益を与え、住民からの信頼に非常に大きな影響を与える可能性があるため、特に適切な対応が求められる。

これら４つの目的は、それぞれ固有の目的ではあるが、お互いに独立して存在するものではなく、相互に密接に関連している。すなわち、いずれか１つの目的を達成するために構築された内部統制であっても、他の目的のために構築された内部統制と共通の体制となる、あるいは、互いに補完し合う場合もある。

（２）内部統制の６つの基本的要素
内部統制の基本的要素とは、内部統制の目的を達成するために必要とされる内部統制の構成部分をいい、内部統制の有効性の判断の規準となる。

①統制環境
統制環境とは、組織文化を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、それぞれに影響を及ぼす基盤をいう。

[5] 公務外における飲酒運転等の公務外の信用失墜行為については、地方公共団体の事務の処理の適正を目的とする本ガイドラインにおける内部統制の範囲から除外することとされている。（「地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書」（地方公共団体における内部統制の整備・運用に関する検討会　平成26年３月公表）P4）。

統制環境は、組織が保有する価値基準及び組織の基本的な人事、職務の制度等を総称する概念であり、組織独自の意識や行動を規定し、組織内の者の内部統制に対する考え方に影響を与える最も重要な基本的要素である。
組織文化とは、一般に、組織内の者の意識や行動及び組織に固有の強みや特徴をいい、組織の最高責任者の意向や姿勢が反映される。

地方公共団体においては、長の意識が統制環境に対し最も大きな影響を有する。したがって、長は、自らが誠実かつ倫理的に職責を果たしつつ、事務の執行における誠実性及び倫理観の重要性を組織内外に示すため、職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等を定め、職員が遵守できるよう適切な対応を行う必要がある。
また、地方公共団体の運営方針や運営戦略に照らして、それらの目的を達成するために適切な組織構造並びに職員の権限及び責任、人的資源に対する方針等を定めることも重要である。

②リスクの評価と対応
リスクの評価と対応とは、組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセスをいう[6]。
リスク評価の対象となるリスクには、不正に関するリスクも含まれる[7]。違法行為や不適切な事務処理の結果、住民からの信頼を失墜させる可能性について検討が必要である。
リスクの評価と対応の流れの例を示すと次のとおりである。

（リスクの識別）
リスクの評価と対応のプロセスは、内部統制の目的に応じて、リスクを適切に識別することから始まる。

（リスクの分類）
次に、識別したリスクについて、
（ア）全庁的な対応が必要となる全庁的リスクか、特定の業務に係る個別リスクか
（イ）自らの団体において過去に経験したリスクか、未経験のリスクか
といった観点から分類する。

---

6 災害、事故又は感染症等のように、住民の生活に大きな影響を及ぼす事象であっても、内部統制によって事前にリスクを低減することができず、多くの場合に、事後的にしか対応することができない事象が存在する。こうした事象への対応は、地方公共団体として非常に重要なものであるところ、内部統制の枠組みではなく、発生後の対応を中心とした危機管理の観点から別途対応する必要がある。
7 不正リスクには、職務懈怠や様々な不正及び違法行為の結果発生し得る不適切な報告、予算の不適切使用、横領等の非違行為が含まれる。各組織において不正リスクの評価を行い、不正を未然に防ぐ取組が重要である。

地方公共団体における全庁的リスクとしては、例えば、ＩＣＴシステムの故障・不具合、会計処理の誤謬・不正行為の発生などが考えられる。

（リスクの分析と評価）

上記のとおり識別・分類したリスクについて、当該リスクが生じる可能性及びリスクがもたらす影響の大きさを分析し、当該リスクの量的な重要性[8]を見積もるとともに、質的な重要性を検討することとなる。その上で、見積もったリスクの重要性に照らして、対応策を講じるべきリスクかどうかを評価する。

質的な重要性について、地方公共団体においては、行政に求められる信頼性や公平性、住民の安全の確保等の観点から、検討を行う。

組織は、識別・分類したリスクの全てに対応策を講じるのではなく、重要性があるものについて対応策を講じることになる。

（リスクへの対応）

リスクへの対応に当たっては、評価されたリスクについて、その回避、低減、移転又は受容等、適切な対応を選択する。

- リスクの回避とは、リスクの原因となる業務を見合わせ、又は中止することをいう。リスクの発生可能性や影響が非常に大きい、又はリスクを管理することが困難な場合等において、リスクの回避が選択されることがある。
- リスクの低減とは、リスクの発生可能性や影響を低くするため、新たな内部統制を設けるなどの対応を取ることをいう。
- リスクの移転とは、リスクの全部又は一部を組織の外部に転嫁することで、リスクの影響を低くすることをいう。例えば、保険への加入などが挙げられる。
- リスクの受容とは、リスクの発生可能性や影響に変化を及ぼすような対応を取らないこと、つまり、リスクを受け入れるという決定を行うことをいう。リスクへの事前の対応に掛かる費用が、その効果を上回るという判断が行われた場合、又は、リスクが顕在化した後でも対応が可能であると判断した場合、リスクが許容できる水準以下のものであれば組織はリスクをそのまま受容することが考えられる。

③統制活動

統制活動とは、長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続をいう。

統制活動には、権限及び職責の付与、職務の分掌等の広範な方針及び手続が含まれる。このような方針及び手続は、業務のプロセスに組み込まれるべきものであり、組織内の全ての者において遂行されることにより機能するものである。

長においては、各担当者の権限及び職責を明確にし、各担当者が権限及び職責の範囲において適切に業務を遂行する体制を整備していくことが重要となる。その際、不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすため、職務を複数の者の間で

[8] 金額としての影響を見積もることができるものについては金額により、その他のものについては例えば、総件数や総人数の一定割合といった一定の指標による。

適切に分担又は分離させることが重要である。例えば、契約の承認、契約の記録、資産の管理に関する職責をそれぞれ別の者に担当させることにより、それぞれの担当者間で適切に相互牽制を働かせることが考えられる。ただし、業務の効率的な遂行を著しく妨げる、あるいは責任の所在が不明確となるような過度な職務の細分化は避けるべきである。

④情報と伝達

情報と伝達とは、必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいう。組織内の全ての者が各々の職務の遂行に必要とする情報は、適時かつ適切に、識別、把握、処理及び伝達されなければならない。また、必要な情報が伝達されるだけでなく、それが受け手に正しく理解され、その情報を必要とする組織内の全ての者に共有されることが重要である。一般に、情報の識別、把握、処理及び伝達は、人的及び機械化された情報システムを通して行われる。

大量の情報を扱い、高度に業務が自動化されたシステムに依存する状況においては、情報の信頼性を確保するために、システムが有効に機能していることが求められる。

（情報の識別・把握・処理）

組織は、必要な情報を特定し（識別）、情報システムに取り入れ（把握）、目的に応じて加工する（処理）ことを通じて、伝達を行う前提として、情報の信頼性を確保する。

識別、把握及び処理された情報については、正当な手続に基づき、適切に保存及び管理されなければならない。

（情報の伝達）

組織においては、識別、把握及び処理された情報が組織内外に適切に伝達される仕組みを整備することが重要となる。組織内においては、例えば、長の方針は組織内の全ての者に適時かつ適切に伝達される必要がある。

また、不正又は誤謬等の発生に関する情報など内部統制に関する重要な情報が、長及び組織内の適切な管理者に適時かつ適切に伝達される仕組みを整備することが重要である[9]。

一方、情報は組織外に対して適切に伝達又は報告される必要があり、例えば、議会や住民等の外部の関係者に対する報告等において、適正に情報を提供していく必要がある。また、不正又は誤謬等の重要な情報は、関係者を通じて、組織の外部から提供されることがあるため、情報を組織の外部に伝達又は報告する仕組みだけでなく、組織の外部からの情報を入手するための仕組みも整備することが重要である。

（内部通報制度など）

[9] 特に、不正又は誤謬等の重要な情報を組織横断的に共有することは、発生部局以外の部局におけるリスク管理の観点からも有益である。

組織においては、組織の情報と伝達及びモニタリングの仕組みの一つとして、通常の伝達経路が適切に機能しない場合に備え、通常の伝達経路のほかに、内部の職員等又は外部の者から、長や監察担当、場合によっては弁護士等の外部の窓口等[10]が情報の提供を受けることを目的として、内部及び外部からの通報制度を整備すべきである。

通報によって提供された情報は、内部統制に関する重要な情報である可能性が高いため、通報者の保護に配慮しつつ、関係部局と連携し、適時かつ適切な対応を行うことが望ましい。

法令等の遵守に関連して、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に規定する通報対象事実については、同法に基づく対応を行う必要がある[11]。

⑤モニタリング

モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいう。モニタリングにより、内部統制は常に監視、評価及び是正されることになる。モニタリングには、業務に組み込まれて実施される日常的モニタリング及び業務から独立した視点から実施される独立的評価がある。両者は個別に又は組み合わせて行われる場合がある。

（日常的モニタリング）

日常的モニタリングは、通常の業務に組み込まれた一連の手続を実施することで、内部統制の有効性を継続的に検討・評価することをいう。業務活動を遂行する部局内で実施される内部統制の自己点検ないし自己評価も日常的モニタリングに含まれる。

（独立的評価）

日常的モニタリングでは発見できないような組織運営上の問題がないかを、別の視点から評価するために定期的又は随時に行われるものが独立的評価である。

⑥ＩＣＴ（情報通信技術）への対応

ＩＣＴへの対応とは、組織目的を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のＩＣＴに対し適切に対応することをいう。

ＩＣＴへの対応は、内部統制の他の基本的要素と密接に関連するもので、必ずしも独立した要素というわけではないが、組織の業務内容がＩＣＴに大きく依存している場合や組織の情報通信システムがＩＣＴを高度に取り入れている場合等には、内部統制の目的を達成するために不可欠の要素として、内部統制の有効性に係る判断の規準となる。

また、情報システムの開発・運用・保守などＩＣＴに関する業務の全て又は一部

---

10 内部統制の整備及び運用に関する責任者である長側で通報を受けることが適当であるが、特に、監査に有効な情報等については、監査委員が通報先となることも考えられる。

11 （参考）消費者庁より「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」（平成 29 年 7 月 31 日）等が示されている。

を、外部組織に委託するケースもあり、ＩＣＴの委託業務に係る統制の重要性が増している。

ＩＣＴへの対応は、ＩＣＴ環境への対応とＩＣＴの利用及び統制からなる。

（ＩＣＴ環境への対応）

ＩＣＴ環境とは、組織が活動する上で必然的に関わる内外のＩＣＴの利用状況のことであり、社会におけるＩＣＴの浸透度、組織が行う事務処理等におけるＩＣＴの利用状況、及び組織が選択的に依拠している一連の情報通信システムの状況等をいう。

組織は、組織を取り巻くＩＣＴ環境を適切に理解し、それを踏まえて、ＩＣＴの利用及び統制について適切な対応を行う必要がある。

（ＩＣＴの利用及び統制）

ＩＣＴの利用及び統制とは、組織内において、内部統制の他の基本的要素の有効性を確保するためにＩＣＴを有効かつ効率的に利用すること、並びに組織内において業務に体系的に組み込まれて様々な形で利用されているＩＣＴに対して、組織目的を達成するために、あらかじめ適切な方針及び手続きを定め、内部統制の他の基本的要素をより有効に機能させることをいう。

ＩＣＴには、情報処理の有効性、効率性等を高める効果があり、これを内部統制に利用することにより、より有効かつ効率的な内部統制の構築を可能とすることができる。

ＩＣＴの統制とは、ＩＣＴを取り入れた情報通信システムに関する統制であり、自動化された統制を中心とするが、しばしば、手作業による統制が含まれる。ＩＣＴの統制を有効なものとするために長が設定する目標を、ＩＣＴの統制目標と呼ぶ[12]。長は、自ら設定したＩＣＴの統制目標を達成するため、ＩＣＴの統制を構築する。ＩＣＴに対する統制活動は、全般統制と業務処理統制の二つからなり、正当、完全かつ正確な情報の処理を確保するためには、両者が一体となって機能することが重要となる。

ＩＣＴに係る全般統制とは、業務処理統制が有効に機能する環境を保証するための統制活動を意味しており、通常、複数の業務処理統制に関係する方針と手続をいう。ＩＣＴに係る全般統制は、通常、業務を管理するシステムを支援するＩＣＴ基盤（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等）を単位として構築することになる。

ＩＣＴに係る業務処理統制とは、業務を管理するシステムにおいて、承認された業務が全て正確に処理、記録されることを確保するために業務プロセスに組み込まれたＩＣＴに係る内部統制である。

---

[12] 例えば、次のものが挙げられる。
・準拠性：情報が関連する法令や会計に関する基準、規則等に合致して処理されていること
・信頼性：情報が組織の意思・意図に沿って承認され、漏れなく正確に記録・処理されること（正当性、完全性、正確性）
・可用性：情報が必要とされるときに利用可能であること
・機密性：情報が正当な権限を有する者以外に利用されないように保護されていること

地方公共団体が処理する事務においては、地方自治法の内部統制制度とは別の個別法等により統制が義務付けられた事項が存在する。地方公共団体におけるＩＣＴ統制は、個人情報保護法等により行われる統制に依拠し、これらが適切に機能していることを前提に、全庁的なＩＣＴ統制及び業務レベルのＩＣＴ統制の有効性の評価を行うことが考えられる（参照３）。

なお、内部統制の整備に当たっては、必ずしも新たにＩＣＴを利用することが必要であるというわけではなく、また、新たにＩＣＴを利用しさえすれば内部統制を適切に整備したことになるというわけでもないことに留意が必要である[13]。

（参照３） Q&A【Ⅰ-03 他の統制に依拠する場合の取扱い】

13 例えば、ウイルス対策ソフトを導入していればコンピュータウイルスの感染を防ぐことができる、自動計算ソフトを導入しているので計算ミスは発生しないと判断してしまうことが挙げられる。

（参照４） Q&A【Ⅲ-02 識別したリスクの評価】